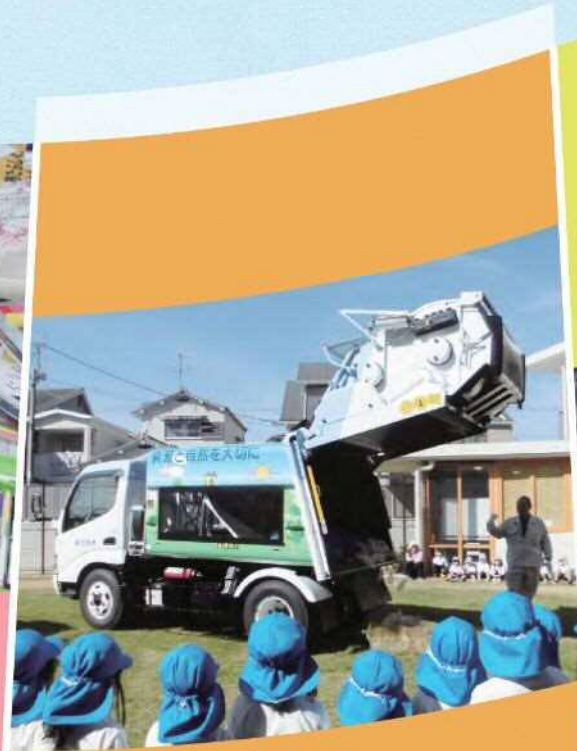


HIGASHIOSAKA

東大阪市一般廃棄物処理基本計画

令和3年度～令和12年度



東大阪市マスコットキャラクター
トライくん



第1部 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の基本的事項

1	計画策定の目的	3
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	6
4	東大阪市の状況	7

第2章 ごみ処理の現状

1	ごみ処理量などの推移	11
2	ごみ処理の体系	13
3	ごみ質の実態	14
4	ごみ処理体制	17
5	中間処理の現状	19
6	最終処分の現状	21
7	事業費	22

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の総括

1	前計画の概要	25
2	前計画の目標達成状況	26
3	前計画における施策の実施状況	28
4	大阪府内他都市との比較	32
5	現状を踏まえた課題の整理	36

第4章 将来予測

1	人口の見通し	39
2	排出量の将来推計	40

第5章 ごみ処理基本計画

1	ごみ処理の基本目標	41
2	ごみ処理の数値目標	44
3	SDGs との関わり（SDGs：Sustainable Development Goals）	47
4	基本施策	50
5	重点プロジェクト	67
6	計画の進行管理	80

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1	生活排水処理の現状	83
2	計画策定に当たっての基本的課題	85

第2章 生活排水処理基本計画

1	基本方針.....	87
2	基本計画.....	88

資料編

資料1	ごみ処理実績	94
資料2	ごみ減量フレーム	96
資料3	計画フレーム設定の考え方	110
資料4	用語の説明	113
資料5	諮問.....	120
資料6	東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	121
資料7	東大阪市廃棄物減量等推進審議会 開催状況.....	122
資料8	答申	123
資料9	東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）委員名簿	124
資料10	東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織） 開催状況	125

◆表紙・裏表紙の写真◆

〈表紙〉

〈裏表紙〉



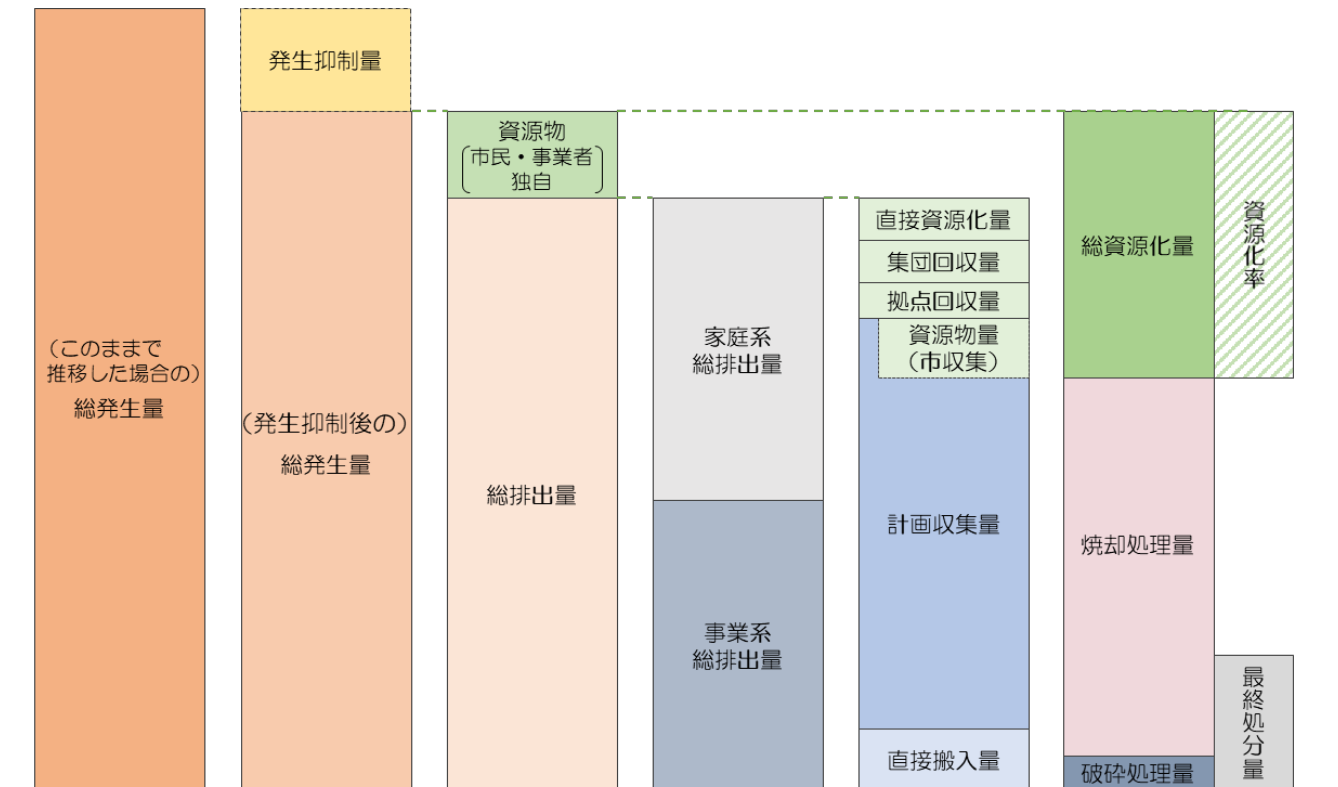
- ① 環境フェスティバル（エコバッグ作製教室）
- ② 環境教育出前講座（スケルトンパッカー乗車体験）
- ③ 環境関連施設視察研修（ペットボトル手選別）
- ④ クリーンアップ大作戦（市内一斉清掃）
- ⑤ 資源物の拠点回収
- ⑥ 資源ステーションでの収集

第 1 部

ごみ処理基本計画

ごみ量の定義

総発生量	「総排出量＋資源物（市民・事業者独自）※」 ※ 市民、事業者独自の取り組みによる資源化量
総排出量	「計画収集量＋拠点回収量＋直接搬入量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量 ・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電などのうち、地域の回収拠点で回収された量 ・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量 ・集団回収は、自治会などが自主的に再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動
総排出量（家庭系）	「計画収集量＋拠点回収量＋集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量＋直接搬入量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみ（燃えるもの）、事業系ごみと大型ごみの破碎残さなど）
破碎処理量	「総排出量」のうち破碎処理された量（もえない小物（不燃の小物）、大型ごみ、事業系ごみなど）
総資源化量	「資源物量（市収集）＋拠点回収量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）＋資源物の量（市民・事業者独自）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」＋「不燃残さ量」 <ul style="list-style-type: none"> ・不燃残さは、缶、びんの選別過程で発生する不燃物の残さ



(注) 上図はごみ量の定義を模式図化したものであるため、各量の比率は実際とは異なります

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

市民・事業者・各種団体のみなさまのご協力により、本市のごみの量は着実に減少しています。これはみなさまが日ごろの暮らしや仕事の中で、ごみの減量や資源化に向けた行動を実践し、継続してきた成果と言えます。

一方で、廃棄物処理を取り巻く情勢としては、資源枯渇の懸念や地球温暖化の問題、大規模災害への対応、資源価格の変動、超高齢社会の到来、新たな感染症の発現によるライフスタイルの多様化などが見られます。

本市では、平成28年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）」（以下「前計画」という。）を策定し、令和7年度を目標年次としてごみの減量を進めてまいりましたが、大阪府内の市町村と比較すると、ごみの排出量は依然として非常に多く、今後、更なるごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

国においては、前計画策定以降、持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）の達成に向けて、関係省庁や都道府県が率先して取り組む方針が示され、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていくこととしています。

このような動向を踏まえ、今後の循環型社会形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性などを盛り込んだ「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画のうち、ごみ処理基本計画では「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現をめざしており、市民・事業者・各種団体・行政が協働して総合的かつ計画的にごみの減量や資源化を進めるための方針と手順を定めています。

また、生活排水処理基本計画は、今後も引き続き、下水道整備を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

市民・事業者・各種団体のみなさまとともに本計画を着実に進め、「東大阪市の環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいきたいと考えております。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関わる法律や条例と整合を保ちつつ、図1に示すように、東大阪市第3次総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、本市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや、生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

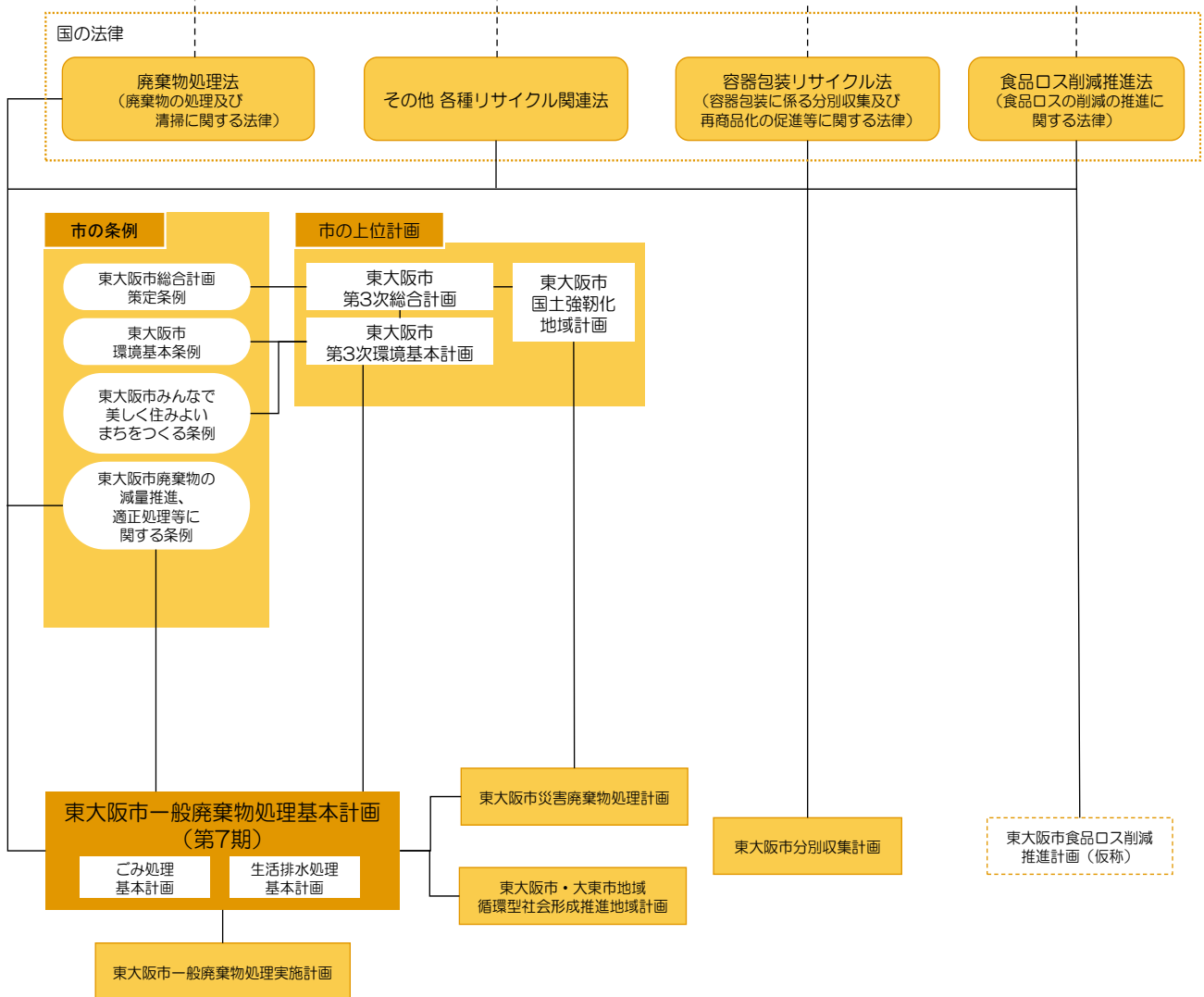
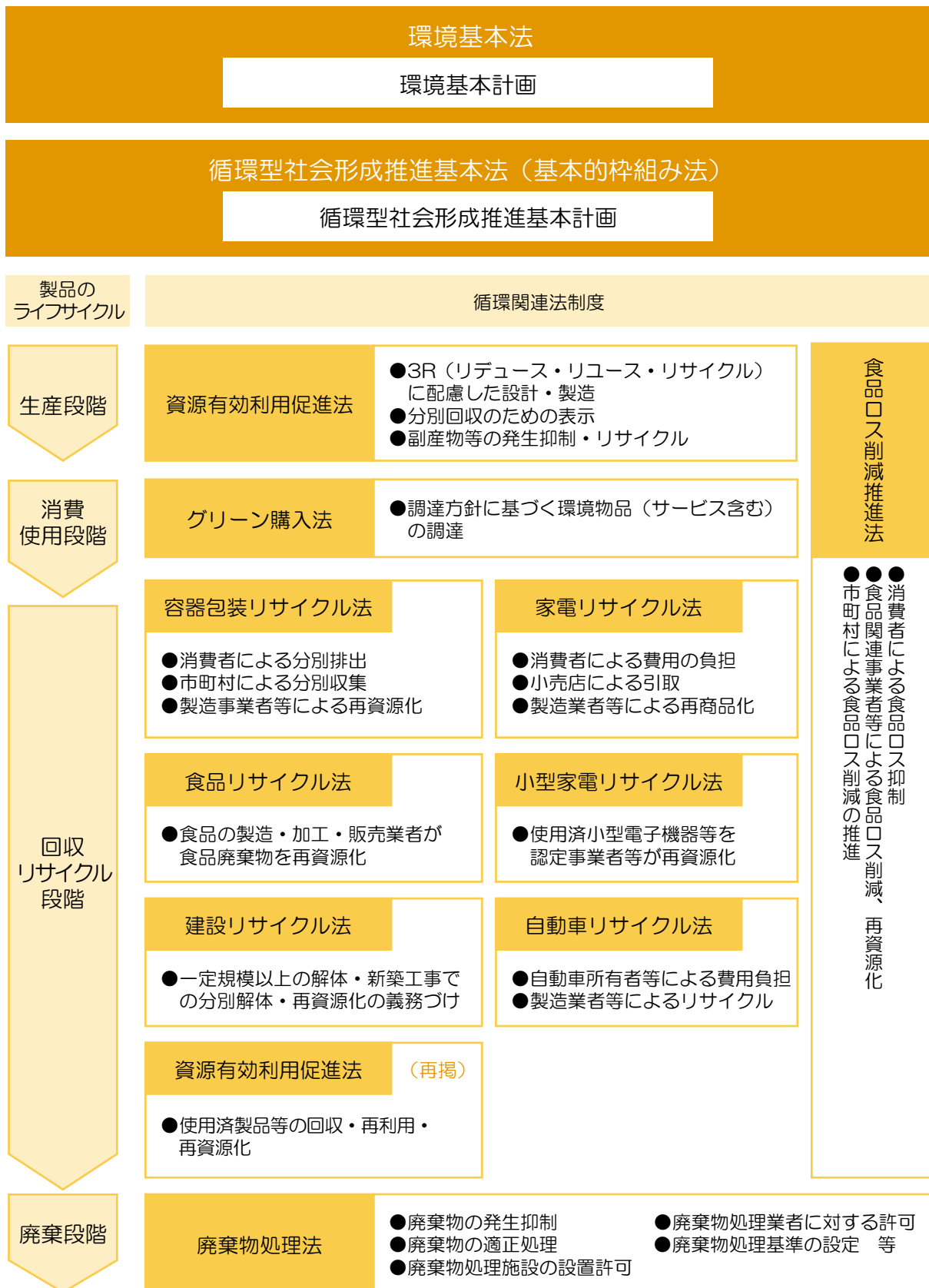


図 1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 2 循環型社会の形成を推進するための法体系

3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を平成28年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和3年度を初年度、令和12年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会情勢の変化など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



図 3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

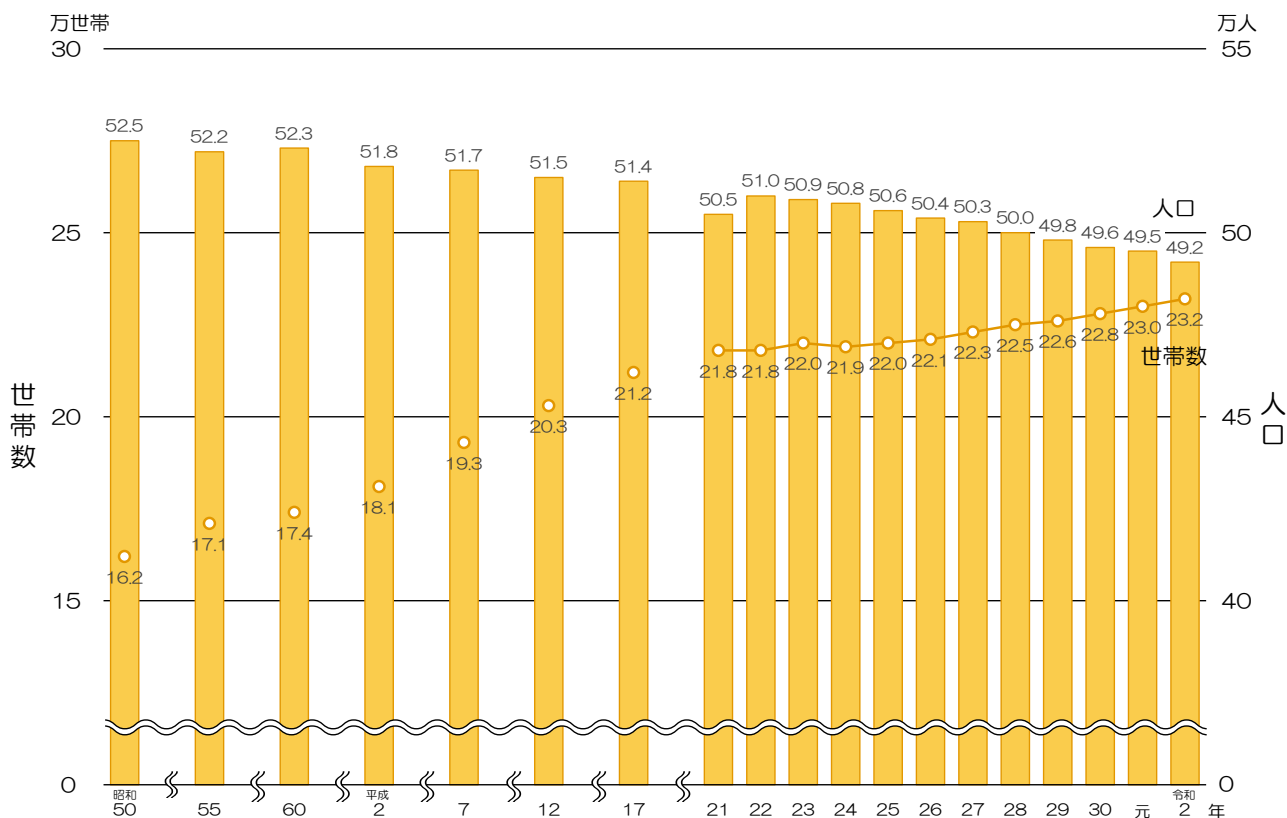
4 東大阪市の状況

(1) 人口と世帯数の推移

我が国の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和 50 (1975) 年をピークに減少傾向にあります。(図 4)

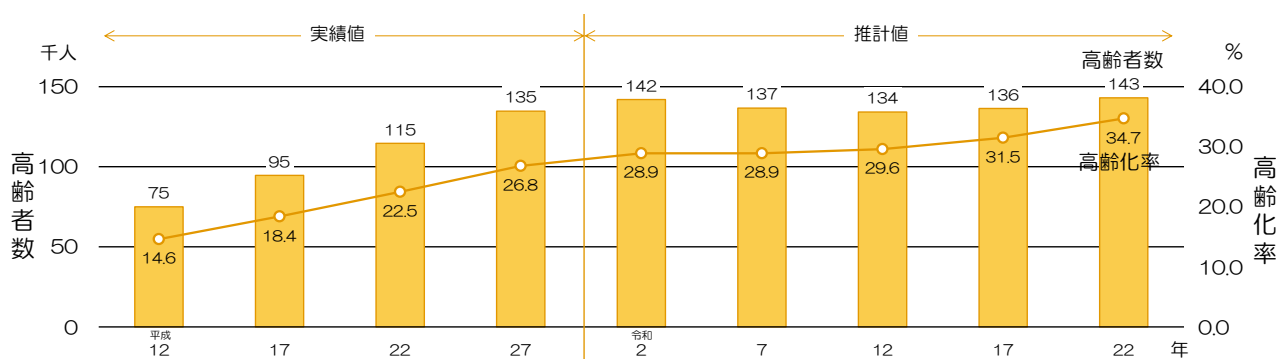
令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は約 49 万 2 千人、世帯数は約 23 万 2 千世帯となっています。

また、本市の高齢化率は年々上昇し、令和 17 年 (2035) 年には 30% を超え、その後も上昇する見込みとなっています。(図 5)



[出典 東大阪市統計書、人口の動き]

図 4 人口・世帯数の推移



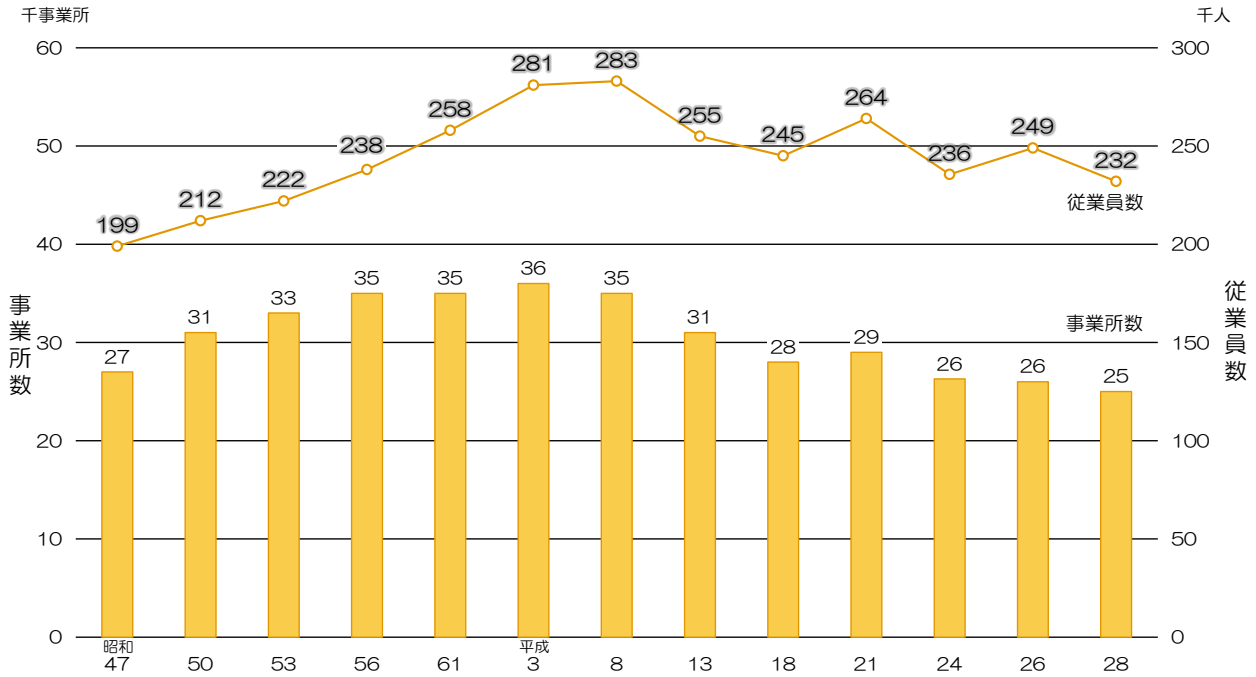
[出典 東大阪市第 3 次総合計画]

図 5 高齢者数・高齢化率の推移

第1章 計画策定の基本的事項

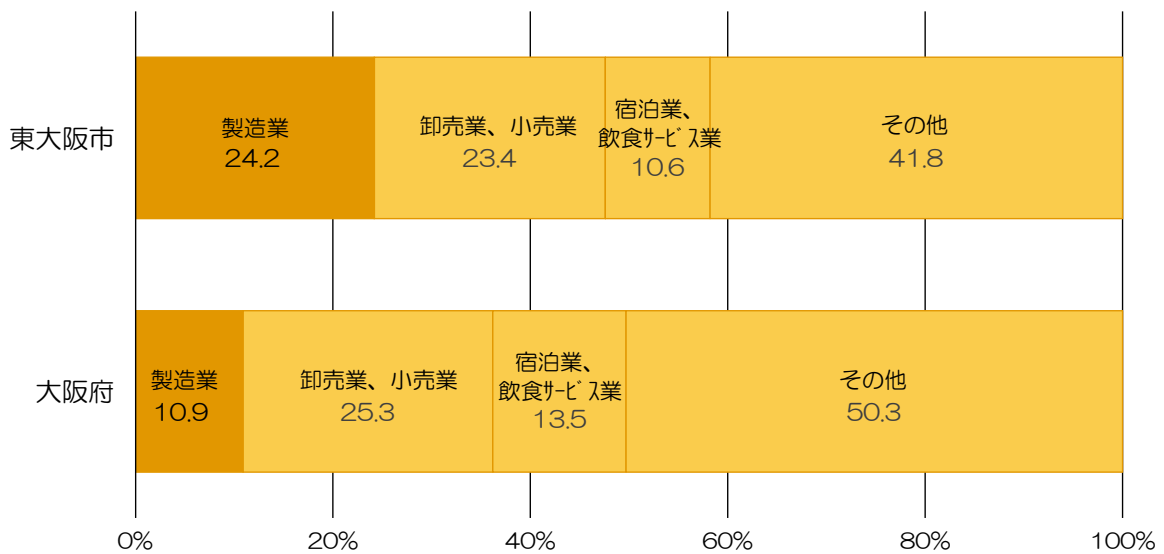
(2) 事業所数と従業員数

本市の事業所数は、平成28年時点で約2万5千事業所（図6）、そのうち24.2%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具などの地場産業や、金属・機械・電気部門などの製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.9%）と比べても割合が高くなっています。（図7）



[出典 東大阪市統計書]

図6 事業所数と従業員数の推移



[平成28年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

(3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に台風21号による家屋など倒壊被害が発生し、大規模な家屋半壊が7件、半壊が6件、一部損壊が890件あり、これ以外にも家屋被害が多く発生しました。(図8)

東大阪市地域防災計画で今後想定している地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強を想定しています。(図9)

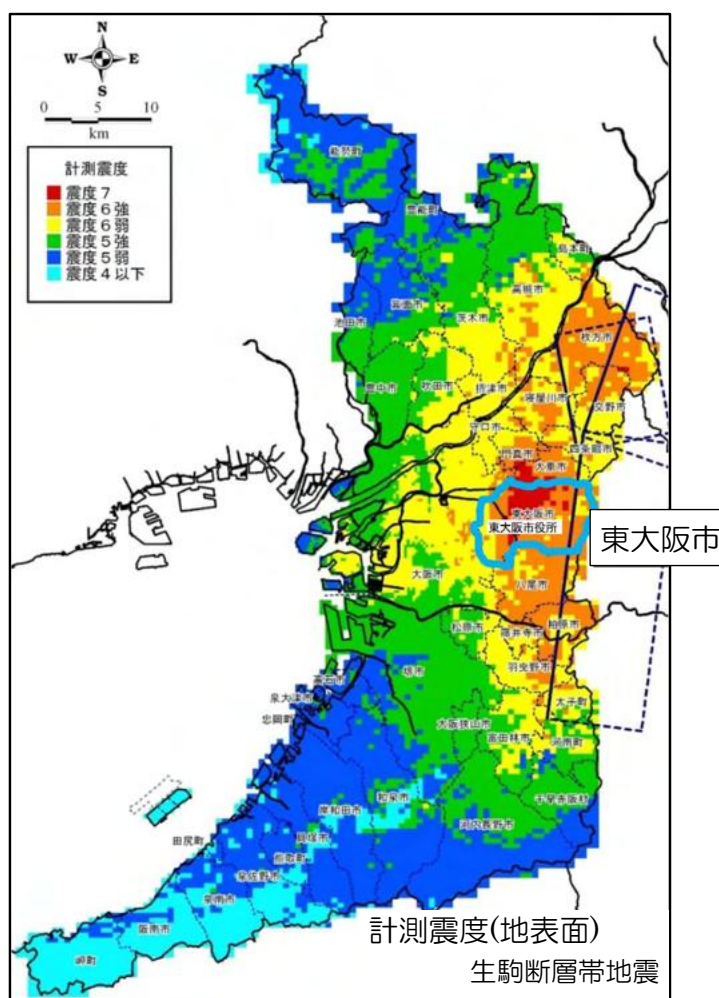
表 1 想定する災害(地震)

項目	内容
想定地震	生駒断層帯地震
予想規模	マグニチュード7.0~7.5(最大震度7)
建物全半壊棟数 (全棟※に対する割合%)	99,252棟(全棟167,175棟に対し59.4%)
避難人口	97,444人

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。
出典:「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より作成



図8 平成30年台風21号の被害によって発生した災害廃棄物



[出典:「大阪府地震被害想定」平成19年3月、大阪府]

図9 生駒断層帯地震 震度分布図

第1章 計画策定の基本的事項

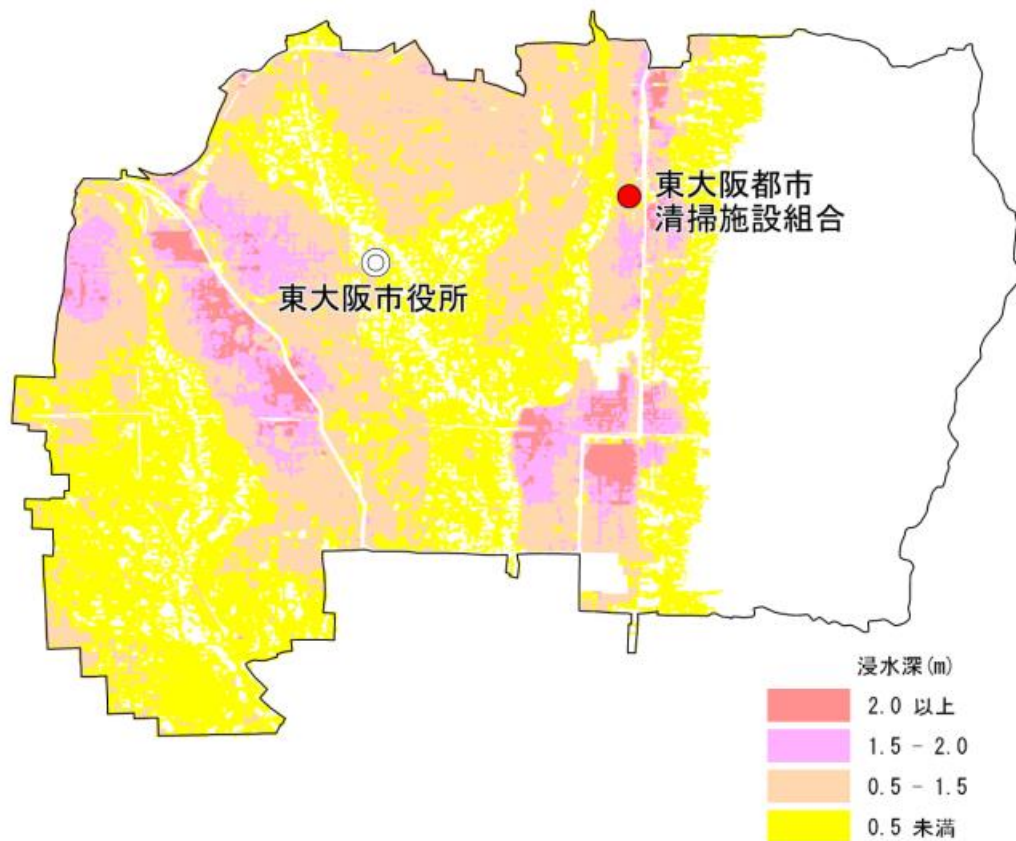
また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として東海豪雨災害と同等の規模を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲で浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定していることから、大量の災害廃棄物の発生を想定しています。(図10)

表 2 想定する災害(風水害)

項目	内容
想定風水害	淀川水系寝屋川流域の氾濫(洪水)
予想雨量	おおむね 90mm/時間
建物全半壊・浸水棟数 (全棟*に対する割合%)	建物全半壊 15,674棟 (9.4%) 建物浸水(床上/床下) 109,028棟 (65.2%)

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。
出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)より推計



[出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)]

図 10 淀川水系寝屋川流域洪水浸水想定区域図

第2章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理量などの推移

ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約 17.6 万トンになっており、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第5期）」（以下「第5期計画」という。）の基準年度である平成 21 年度と比較して約 2 万トン（10.6%）減少しています。同様に焼却処理量も減少傾向です。（図 11）

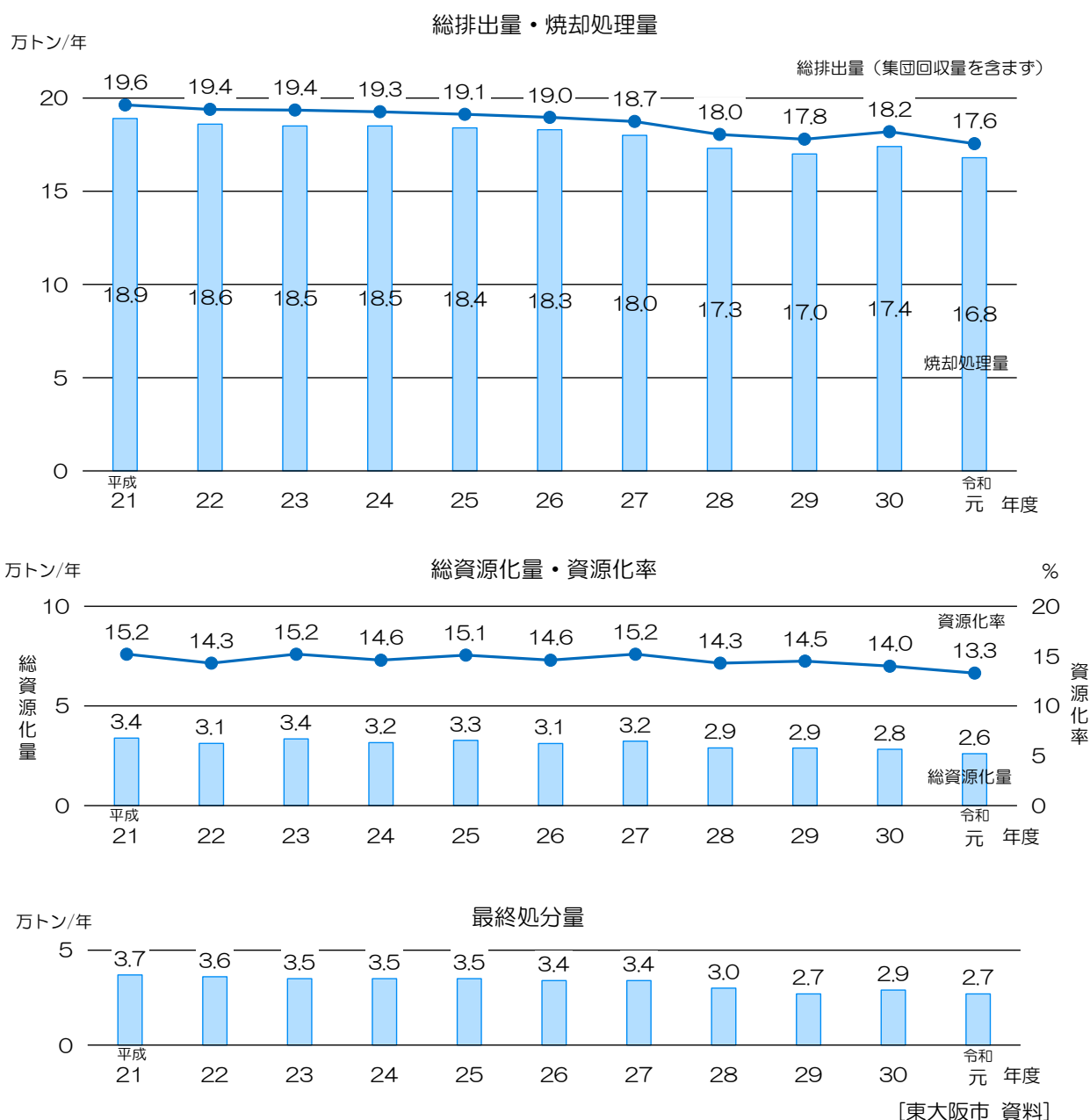
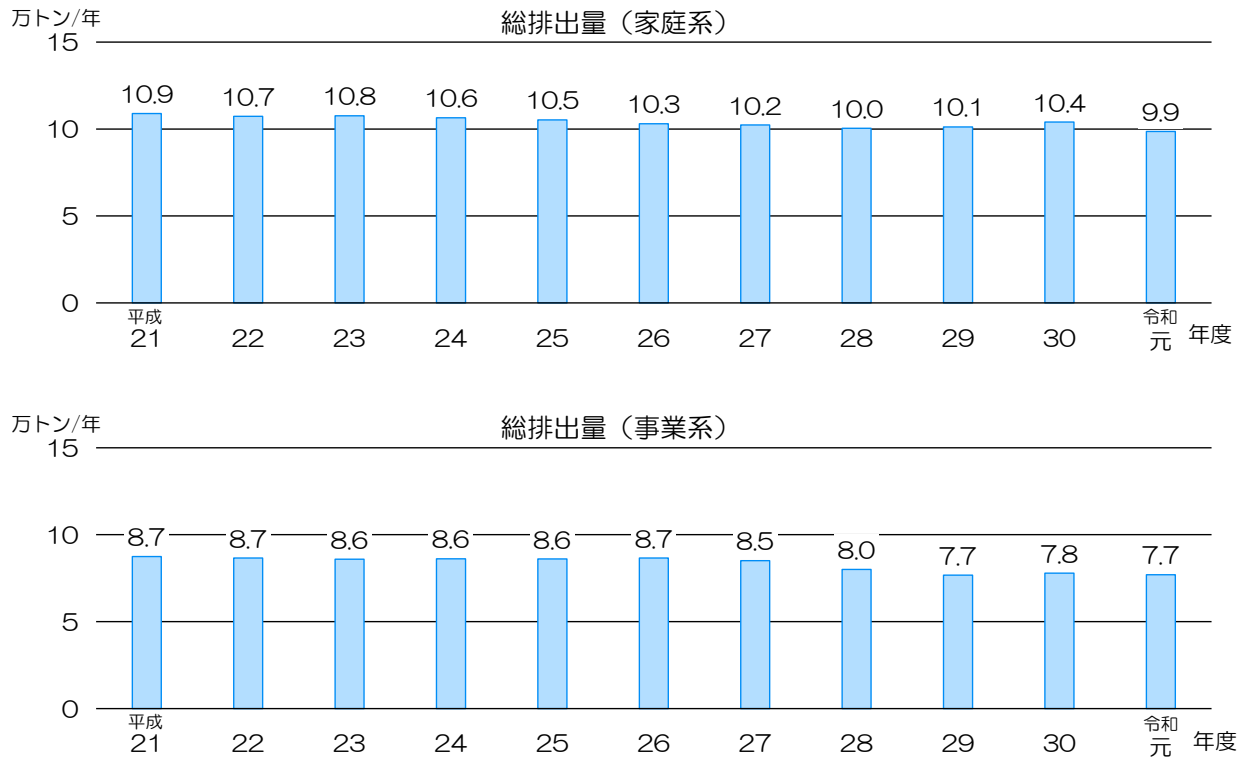


図 11 総排出量・焼却処理量・総資源化量・資源化率・最終処分量の推移

第2章 ごみ処理の現状

家庭系ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約9.9万トンになっており、第5期計画の基準年度である平成21年度と比較して約1万トン（9.5%）減少しています。

また、事業系ごみの総排出量は令和元（2019）年度で約7.7万トンになっており、第5期計画の基準年度である平成21年度と比較して約1万トン（12.0%）減少しています。（図12）



[東大阪市 資料]

図12 総排出量（家庭系）・総排出量（事業系）の推移

2 ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系を図 13 に示します。

家庭ごみ（燃えるもの）は、焼却施設で焼却されます。また、もえない小物（不燃の小物）、大型ごみは焼却もしくは破碎され、金属類などは資源化されています。あきかん・あきびんやプラスチック製容器包装、ペットボトルは選別後に資源化され、拠点回収されたものは、主に民間事業者施設にて資源化されています。事業系ごみは、直接または許可業者がごみ処理施設に搬入しており、公共施設（一部）などのごみは、市が収集・運搬しています。

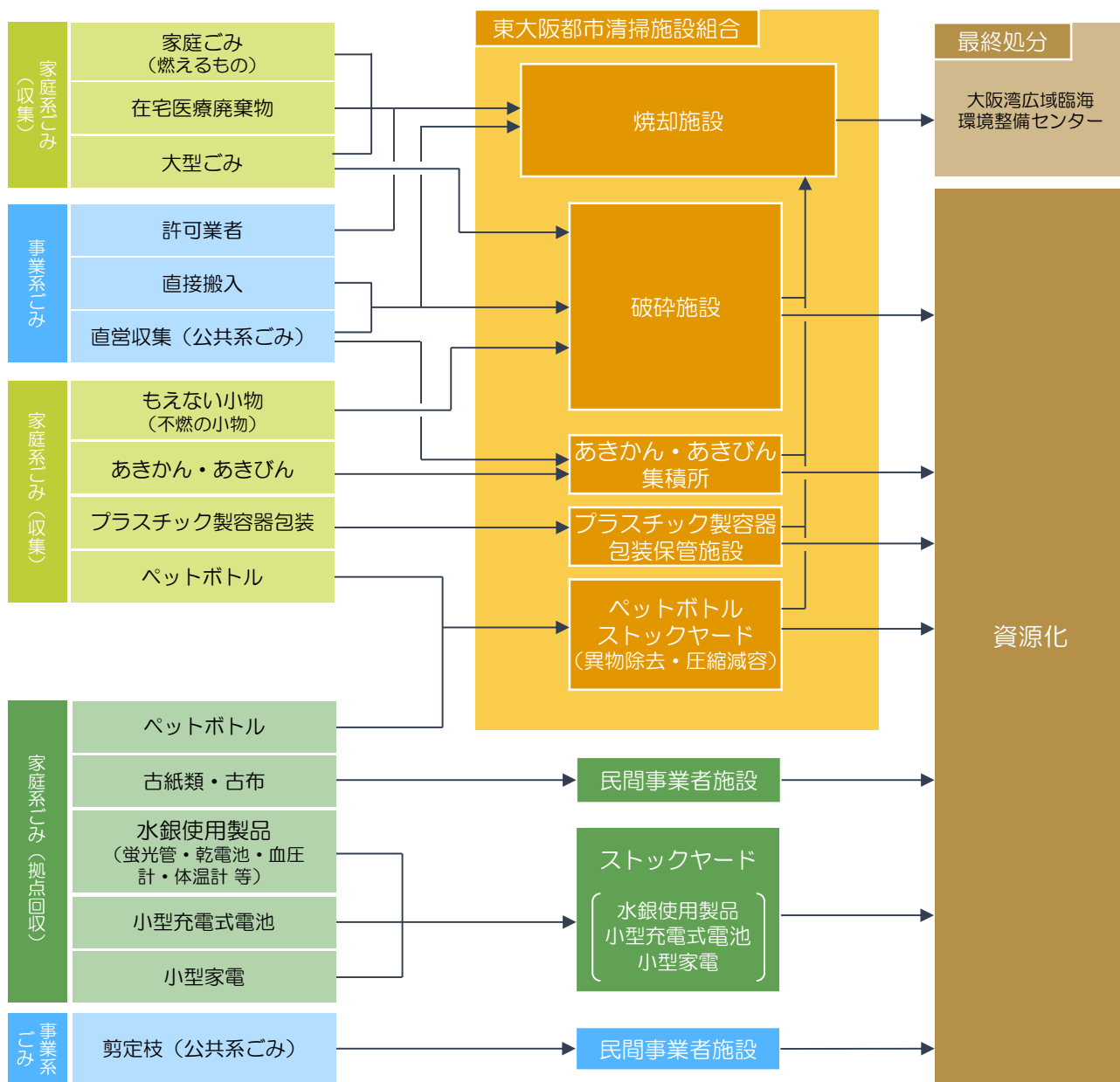


図 13 ごみ処理体系の現状

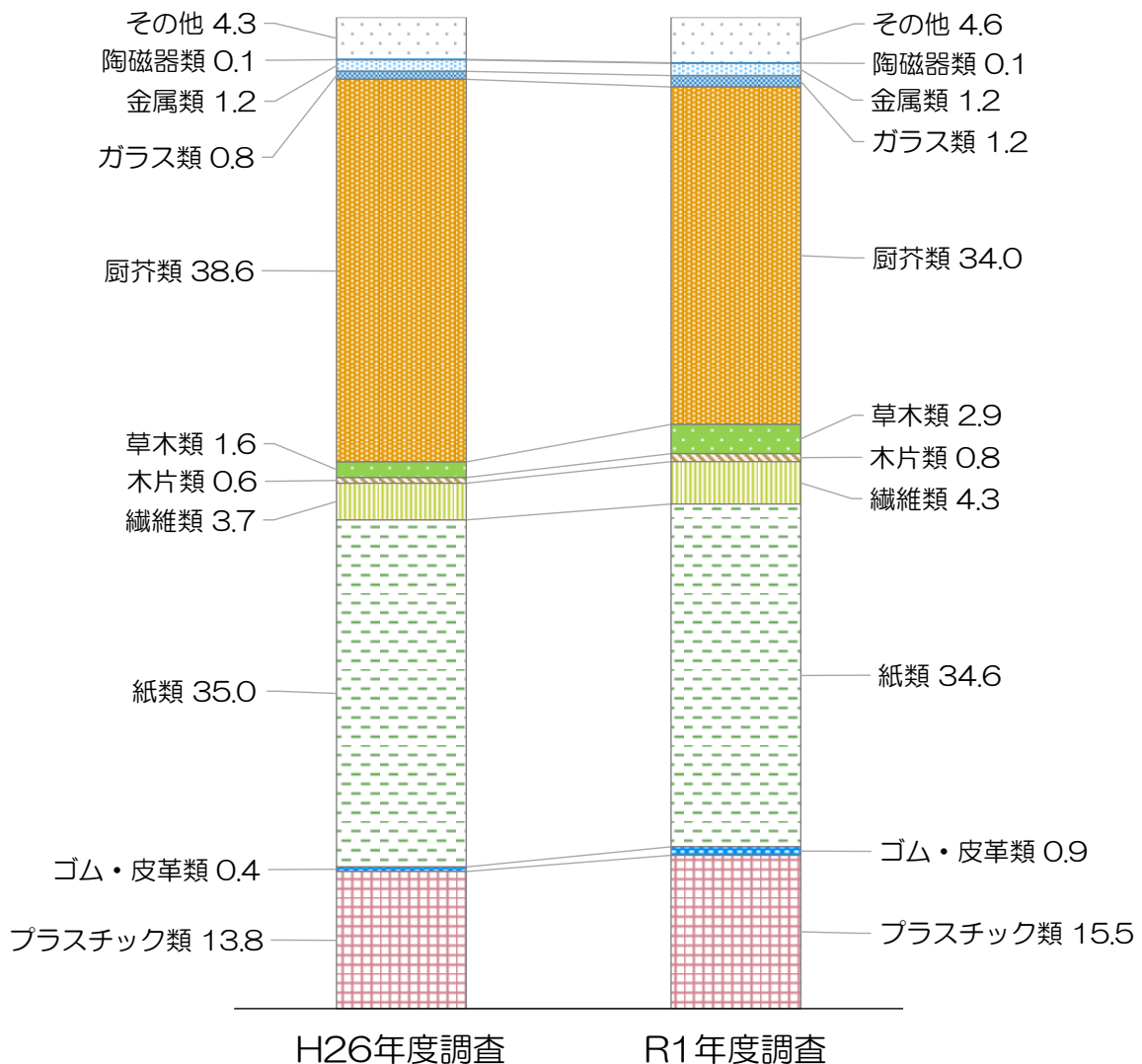
3 ごみ質の実態

(1) 家庭ごみのごみ質

令和元年9月に市内の3地区で「家庭ごみ（燃えるもの）」「プラスチック製容器包装」「もえない小物（不燃の小物）」のごみ質調査を実施しました。（図14）

家庭ごみのごみ質は、重量比で「厨芥類（流出水分含む。以下同じ）」が34.0%、「紙類」が34.6%、「プラスチック類」が15.5%でした。

平成26年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に、ほぼ同じ地点で調査実施）と比較すると、全体的には同じ傾向のごみ組成でしたが、令和元年度の調査結果では、プラスチック類の割合が1.7%増加し、厨芥類の割合が4.6%減少していました。



（注）四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

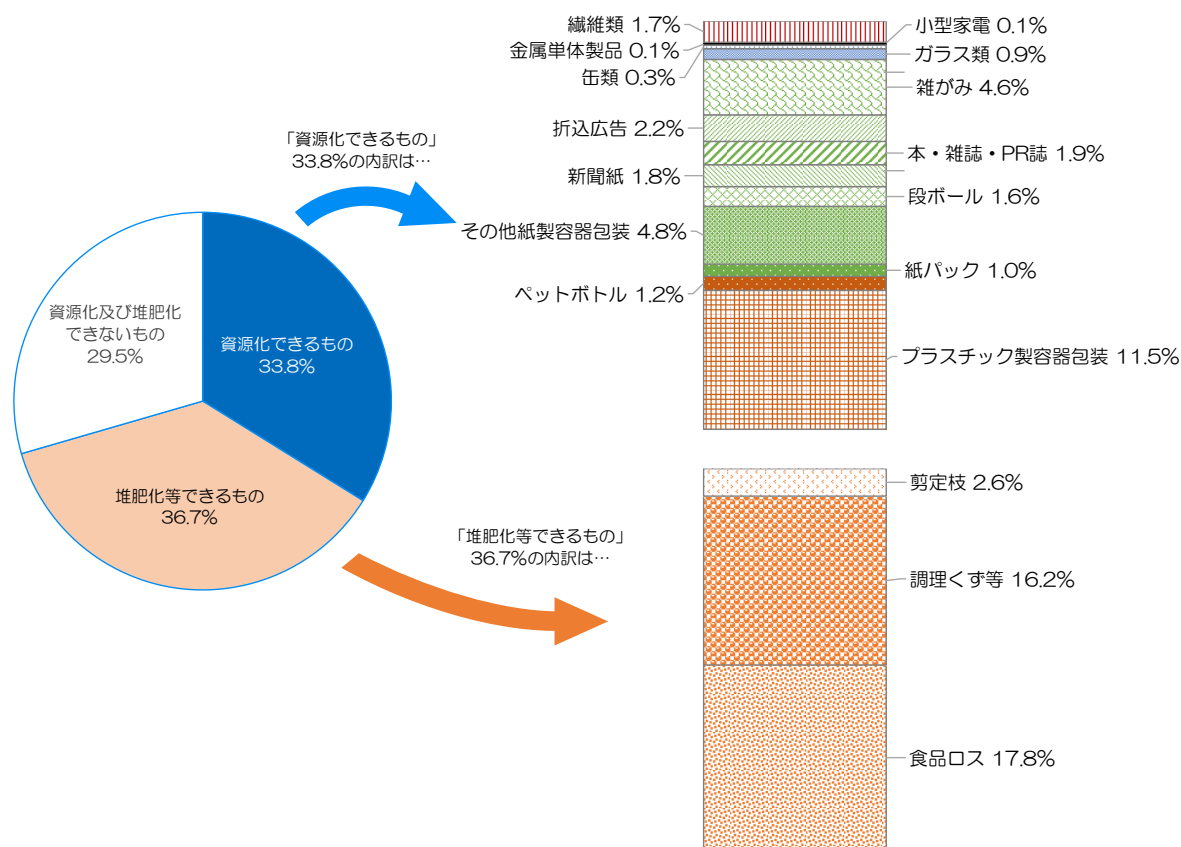
〔出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書〕

図 14 家庭ごみの成分別ごみ組成（重量比）

(2) 家庭ごみ中に含まれる資源化可能なものの割合

家庭ごみ中には、資源化できるものが33.8%含まれており、中でも、プラスチック製容器包装(11.5%)や紙類(18.0%)は比較的大きな割合で含まれています。

また、堆肥化などができるものが36.7%含まれており、中でも、食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)は、17.8%含まれていました。



(注) 四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 15 家庭ごみ中の資源化可能物の割合 (重量比)

第2章 ごみ処理の現状

表 3 家庭ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）

組成分類項目			今回調査 R1 %	前回 H26 %	
資源化 可能物	プラスチック類	ペットボトル（PET収集の対象品目）	1.2%	0.7%	
		プラスチック製 容器包装	プラボトル	0.9%	0.9%
			白色発泡トレイ	0.1%	0.1%
		※容器包装リサイクル法 対象の容器包装	容器類（プラボトル、白色発泡トレイ除く）	3.6%	2.6%
			袋、シート等包装類	6.6%	6.4%
			緩衝材、その他	0.4%	0.2%
		計		11.5%	10.2%
	小計		12.7%	10.9%	
	紙類	紙パック（飲料水、アルミコーティングなし）	1.0%	0.9%	
		段ボール	1.6%	2.3%	
		その他紙製容器包装（※容器包装リサイクル法対象の容器包装）	4.8%	5.0%	
新聞紙（そのまま排出）		1.8%	1.0%		
本・雑誌・PR誌		1.9%	1.5%		
折込広告		2.2%	0.6%		
雑がみ		4.6%	6.9%		
小計		18.0%	18.1%		
ガラス類 (びん類)	リターナブルびん	—	—		
	ワンウェイびん	0.9%	0.8%		
小計		0.9%	0.8%		
金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.2%	0.2%	
		飲料水のスチール缶	0.0%	0.0%	
		缶詰、缶箱	0.1%	0.2%	
	計		0.3%	0.4%	
	簡易ガスボンベ・スプレー缶		0.0%	0.1%	
	金属単体製品		0.1%	0.1%	
小型家電		0.1%	0.1%		
小計		0.5%	0.7%		
繊維類（衣類）		1.7%	1.1%		
資源化可能物の合計			33.8%	31.5%	

（注）四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

4 ごみ処理体制

(1) 分別区分及び収集方法

本市では、ごみと資源物を以下の区分で収集し、処理をしています。なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。なお、公共施設（一部）などのごみは市が収集・運搬しています。

表 4 分別区分・収集方法

分別・収集区分		収集回数	収集場所	収集主体
家庭系	家庭ごみ（燃えるもの）※	週2回	決められた場所	委託業者 直営（東部環境事業所）
	あきかん・あきびん※	月2回		
	もえない小物※ （不燃の小物）	月2回		
	プラスチック製容器包装※	週1回	資源ステーション	直営（中部環境事業所）
	ペットボトル※	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ※	随時	決められた場所	直営（西部環境事業所）
	水銀使用製品 （蛍光灯・乾電池・血圧計・ 体温計 など）	—	回収拠点	直営（北部環境事業所）
	小型充電式電池			
	小型家電			
	古紙類			
	直接搬入	随時	—	自己搬入
在宅医療廃棄物※	月1回 程度	戸別収集	直営（北部環境事業所）	
事業系	一般ごみ	契約による	契約時に決められた場所	許可業者
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	公共施設（一部）などのごみ	施設による	—	直営（北部環境事業所）
	剪定枝	随時	公共施設などから排出される臨時ごみが対象	

※ふれあい収集対象

自主回収他	古紙類・古布（古着） アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンション管理組合などが資源物を回収する活動）実施団体により異なる		集団回収実施団体が 契約した業者
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）	リネットジャパン リサイクル(株)

第2章 ごみ処理の現状

(2) 収集車両・収集職員

本市のごみ収集は4つの環境事業所を拠点とし、収集車両 88 台、収集職員 167 人（大型マンションを除く家庭ごみは委託：収集車両 69 台、収集職員 207 人）で実施しています。

一方、事業系ごみの収集を担う許可業者は、許可業者 26 社が 170 台の車両で、市内事業所のごみ収集を行っています。

なお、本市の一般廃棄物排出量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

表 5 収集車両・収集職員の現状（令和3年2月現在）

収集車両						収集職員数
2トン パッカー	3.5トン パッカー	2トン ダンプ	1トン ダンプ	軽 トラック	合計	
43	16	10	2	7	78	167

[東大阪市 資料]

表 6 許可業者数（令和3年2月現在）

許可業者数	許可車両数
26	170

[東大阪市 資料]

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は次のとおりです。

表 7 ごみ処理手数料

種類	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kg につき 1,350 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	10kg につき 90 円
小動物 の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき	1 体につき 2,000 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	1 体につき 1,000 円

5 中間処理の現状

本市の焼却処理は大東市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています。

昭和56年3月に竣工した第四工場は築後40年が経過し、これまで施設の計画的な整備や適正な維持管理などに努めてきました。しかし、老朽化に伴い、建て替えが必要となったため現在、第三工場（廃止）跡地に新清掃工場（第六工場）の建設を予定しています。（図16）

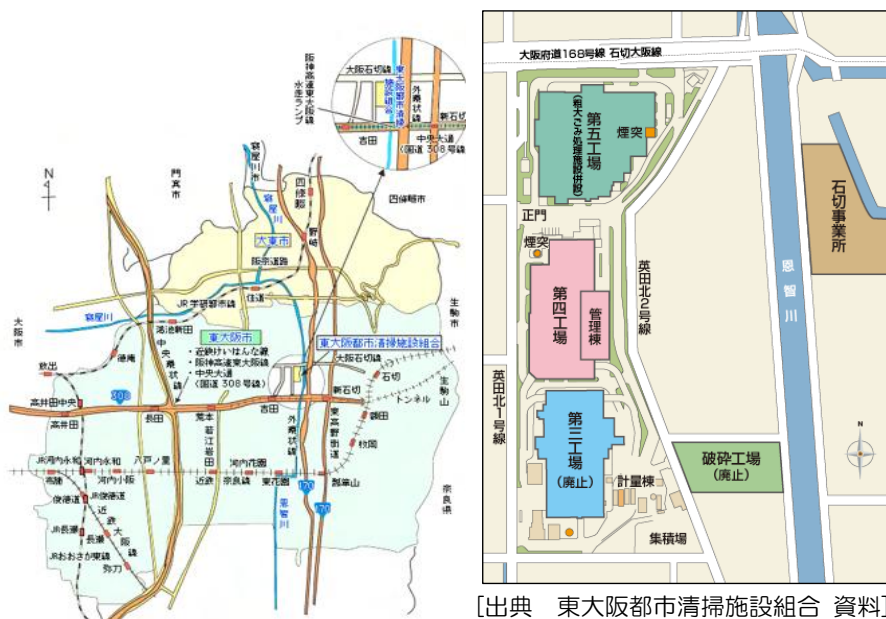


図 16 東大阪都市清掃施設組合の位置と場内図

表 8 処理施設の設備状況（1）

	第四工場	第五工場
処理能力	300トン/日×2基	200トン/日×2基
竣工	昭和56年3月	平成29年3月
形式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式
設計発熱量	4.20～10.50MJ/kg	7.98～13.44MJ/kg
炉内温度	800～900℃	850℃以上
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、炉内尿素噴霧	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、触媒脱硝方式
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再生利用、下水放流

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

第2章 ごみ処理の現状

表 9 処理施設の設備状況 (2)

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 トン/5h
竣工	平成 29 年 3 月
形式	破碎選別方式
設備	[破碎設備] 切断機、低速回転式破碎机、高速回転式破碎机 [選別設備] 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機

ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパー、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ボール置場
減容機	能力 4.9 トン/5h×1 基
竣工	平成 23 年 3 月

その他プラスチック受入設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52 m ²
竣工	平成 22 年 3 月

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 10 焼却処理量・残灰発生量(令和元年度)・総発電量(平成 30 年度)

		焼却処理量	残灰発生量 ^{※1}	残灰発生率	総発電量
焼却 施設	第四工場 ^{※2}	75,402トン	12,119トン	16.1%	6,536MWh
	第五工場 ^{※2}	126,365トン	20,454トン	16.2%	97,499MWh
計		201,767トン (167,943トン)	32,573トン (27,116トン)	16.1%	104,035MWh

※1 残灰発生量は焼却灰中の金属を含まない、大阪湾広域臨海環境整備センター排出量です。

※2 第四工場、第五工場の量は按分値です。なお、大東市処理分を含みます。() 内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料 一般廃棄物処理実態調査結果]

表 11 破碎処理量・破碎残さ・破碎後金属(令和元年度)

		破碎処理量	破碎残さ	破碎後金属
破碎施設 (豊を含む)		6,026トン (4,997トン)	4,825トン (4,003トン)	1,201トン (994トン)

(注) 大東市処理分を含みます。() 内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

表 12 新清掃工場(第六工場)建て替えに向けた取り組み

年度	取り組み
平成30年	○環境にやさしいごみ処理施設を考える委員会
	○事業方式検討委員会
	○処理方式検討委員会
平成31年/ 令和元年	○生活環境影響調査計画書作成検討委員会

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

6 最終処分の現状

大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県のうち168市町村（令和2年10月現在）の廃棄物の受け入れ対象となっています。平成2年に尼崎沖処分場が受け入れを開始し、泉大津沖、神戸沖、大阪沖が順次受け入れを開始しました。

本市の残灰及び不燃残さは、堺基地で運搬船に積み替えられ、大阪沖埋め立て処分場で埋め立て処理されています。

令和14年度までは、現在設置されている埋め立て処分場での最終処分の受け入れが決定しています。それ以降については、現在、工事の準備が進められていますが、廃棄物の受け入れに限りがある埋め立て処分場をできる限り長く利用できるよう、最終処分量の減量が必要です。



▲大阪沖埋め立て処分場

表 13 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

施設概要	大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画により、9箇所の搬入基地から大阪湾内4箇所に設置された海面埋め立てによる埋め立て処分場へ輸送船により廃棄物を運搬しています
埋め立て処分場	尼崎沖（113ha/1,600万m ³ ）・泉大津沖（203ha/3,100万m ³ ） 神戸沖（88ha/1,500万m ³ ）・大阪沖（95ha/1,500万m ³ ）の4箇所
搬入基地	尼崎基地・播磨基地・神戸基地・姫路基地・大阪基地・堺基地 泉大津基地・和歌山基地・津名基地の9箇所
受け入れ対象区域	近畿2府4県168市町村

[出典 大阪湾広域臨海環境整備センター 資料]

表 14 最終処分量（平成27年度～令和元年度）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量※ （トン）	33,559 （179）	30,290 （128）	27,421 （113）	28,719 （119）	27,233 （117）

※最終処分量は、残灰及び不燃残さの合計です。（ ）内は不燃残さ（資源物選別後に発生した残さ）の量です。

[東大阪市 資料]

7 事業費

本市のごみ処理関係経費は令和元年度で約54億円（一部事務組合分担金を含む）です。（図17）なお、ごみ1トンあたりのごみ処理費用は44,236円、市民1人あたりのごみ処理経費は10,960円となっています。（図18）

表 15 ごみ処理関係経費の推移（平成26年度～令和元年度）

年度	項目	ごみ処理 経費総額 (千円)	1トン あたり(円)	市民1人 あたり(円)
平成26年度	収集	3,277,626	31,386	6,561
	処分	2,866,770	15,118	5,738
	計	6,144,396	46,504	12,299
平成27年度	収集	3,211,966	30,945	6,462
	処分	3,105,714	16,571	6,248
	計	6,317,680	47,516	12,710
平成28年度	収集	3,249,902	31,898	6,569
	処分	3,363,127	18,638	6,798
	計	6,613,029	50,536	13,367
平成29年度	収集	3,205,347	31,310	6,510
	処分	1,856,580	10,435	3,771
	計	5,061,927	41,745	10,281
平成30年度	収集	3,249,161	30,879	6,626
	処分	2,123,901	11,674	4,331
	計	5,373,062	42,553	10,957
令和元年度	収集	3,166,224	31,746	6,476
	処分	2,192,178	12,490	4,484
	計	5,358,402	44,236	10,960

(注) 住民基本台帳上の登録人口を基に積算。

(注) 四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[東大阪市 資料]

収集：塵芥処理費＋清掃総務費－負担金（概算）で算出

処分：市負担分＋許可業者負担分

〔市負担分は、精算後の負担金
許可業者負担分は、東大阪都市清掃施設組合の決算書から抽出〕

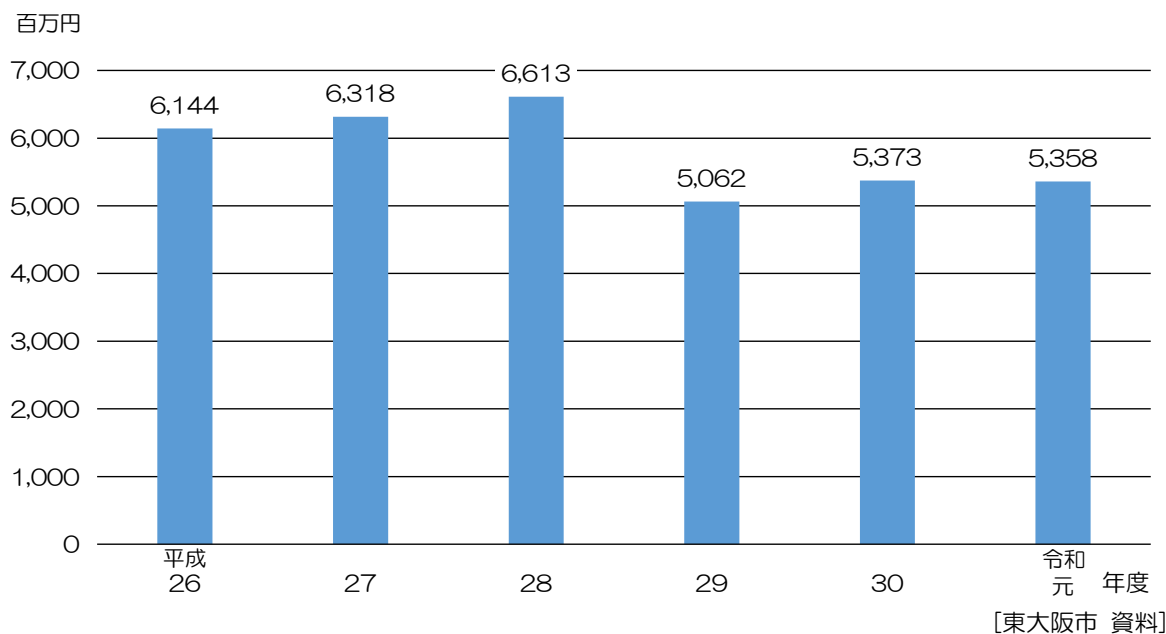


図 17 ごみ処理経費の推移（総額）（平成26年度～令和元年度）

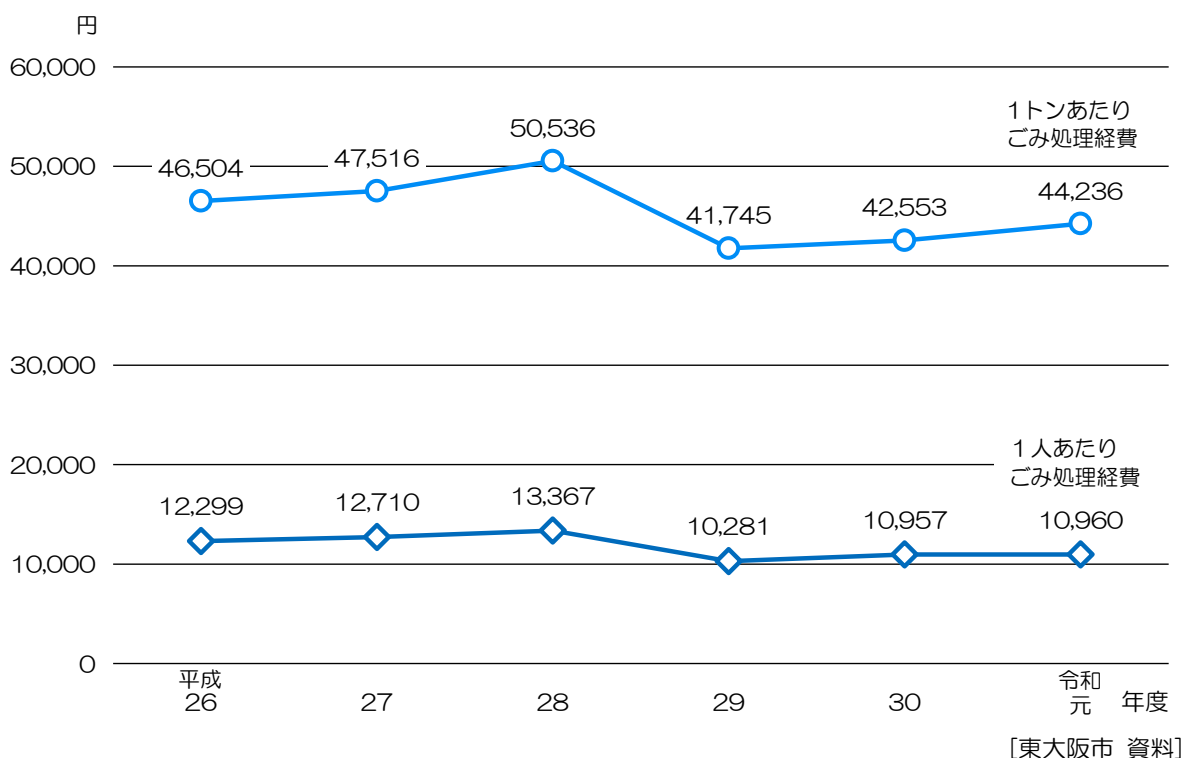


図 18 ごみ処理経費の推移（1トンあたり・市民1人あたり）（平成26年度～令和元年度）

<コラム> 東大阪都市清掃施設組合 第五工場ごみ1トンあたりの発電実績が全国1位に！

現在、東大阪都市清掃施設組合では第四工場と、平成 29 年 3 月に完成した第五工場の 2 施設が稼動しています。

第五工場は、ごみ処理焼却施設と粗大ごみ処理施設を一つの建物に配置し、ごみ焼却の余熱を積極的に活用する最新鋭の高効率発電施設です。平成 29 年度の総発電電力量は約 9,530 万 kWh で、そのうち余剰電力となった約 7,360 万 kWh を電力会社に売電しております。

環境省が発表した一般廃棄物の排出及び処理状況などについての資料によると、第五工場が平成 29 年度・30 年度におけるごみ 1 トンあたりの発電実績で、全国 1 位となりました。

発電の仕組み

第五工場では、ごみを焼却する熱で蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機を稼動することで電力を発生させています。蒸気タービン発電機は最大 1 万 5,600 kW の電気をつくることができます。

これは約 4 万 6,000 世帯の家庭の電気をまかなえる発電量になります。



施設の役割

同組合のごみ処理施設は、本市と大東市の一般家庭から排出される生活ごみと、会社や飲食店などから排出される事業系一般廃棄物を処理する中間処理施設です。

第四工場は 1 日当たり最大 600 トン（1 炉 300 トン×2 基）、第五工場は 1 日当たり最大 400 トン（1 炉 200 トン×2 基）あわせて 1 日最大 1,000 トンの処理能力を有しています。



第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

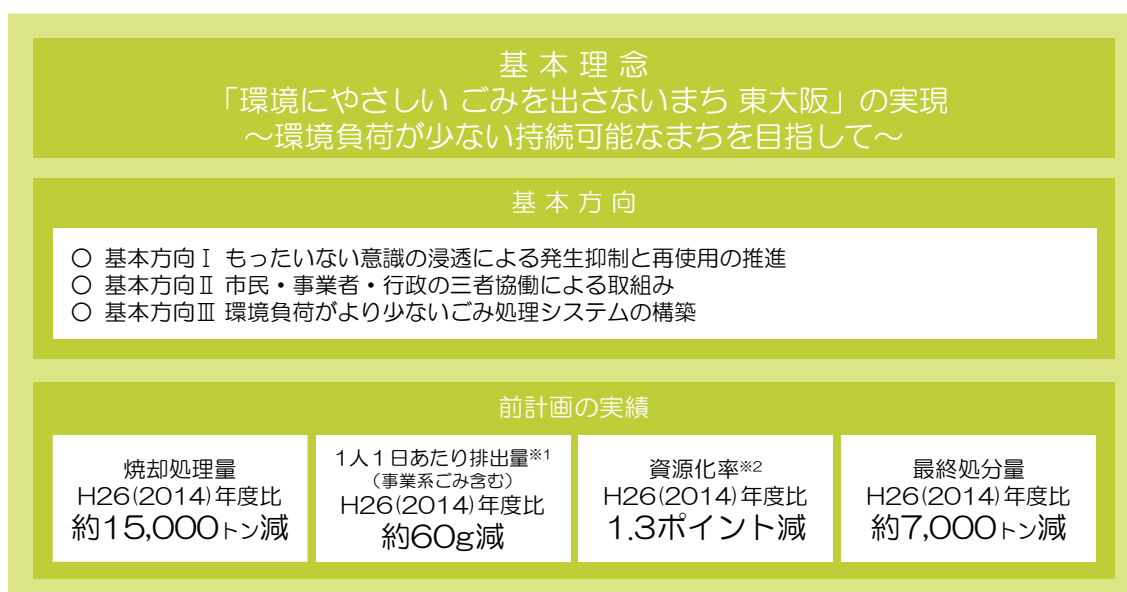
1 前計画の概要

前計画では、「『環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪』の実現～環境負荷が少ない持続可能なまちを目指して～」を基本理念に、3つの基本方向として「もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進」「市民・事業者・行政の三者協働による取り組み」「環境負荷がより少ないごみ処理システムの構築」を掲げました。(図 19)

また、取り組みを評価するため、主な数値目標を「焼却処理量」「1人1日あたりの排出量」「資源化率」「最終処分量」の4つとし、上述の3つの基本方向のもと、基本施策を設定し、取り組みを進めてきました。

とりわけ、比較的大きな減量効果が見込め、すぐに実施することが望まれる取り組みを重点プロジェクトとして定め、中でも「ごみの有料化の導入」については、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を開始しました。

本計画では、前計画を総括し、人口とごみ発生量の将来推計を行った上で、ごみ処理の基本目標や数値目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを市民・事業者・各種団体のみなさまとともに積極的に推進してまいります。



※1 1人1日あたり排出量は、ごみの総排出量を総人口と年間日数で割り、算出する。(総排出量は「計画収集量+直接搬入量+集団回収量」、計画収集量は「実際にごみの収集を行っている区域の収集量」を指す。)

※2 ごみの総発生量に占める総資源化量の割合。(総発生量は「総排出量+市で把握している総排出量以外の資源化量」を指す。)

図 19 前計画の概要、成果

2 前計画の目標達成状況

市民・事業者・各種団体のみなさまが高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組んだ結果、家庭系ごみ、事業系ごみともに、ごみ量は減少したものの、前項の全ての指標において目標を達成できませんでした。

焼却処理量及び1人1日あたりの排出量については、平成29年度まで目標値を達成していましたが、平成30年度は平成30年8月に開始した大型ごみ収集有料化の駆け込み排出や、台風21号などの影響で家庭系ごみが増加したことから未達成となりました。令和元年度は大型ごみの排出量が大幅に減少するなど、改善が見られましたが、目標達成には至りませんでした。

資源化率については、上述の要因に加えて集団回収^{※1}量の落ち込みが大きく、平成28年度以降は未達成となっています。

最終処分量については、平成29年度より目標値に対して未達成となっていますが、これは焼却処理量が想定より減少しなかったため残灰が多く発生し、実際の残灰発生量が計画策定時の予測値を上回ったことなどが要因です。

※1 集団回収とは、自治会や子ども会、マンション管理組合などが再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動です。

表 16 前計画の目標達成状況

項目	単位	実績/ 目標値	基準 年度	H27	H28	H29	H30	R1	中間 目標
			H26						R2
焼却処理量	万トン/年	実績	18.3	18.0	17.3	17.0	17.4	16.8	—
		目標値	—	18.2	17.8	17.4	16.8	16.5	16.0
1人・1日 あたり 排出量 ^{※2}	g/人・日	実績	1,040	1,030	999	990	1,016	981	—
		目標値	—	1,040	1,025	1,013	990	977	965
最終処分量	万トン/年	実績	3.4	3.4	3.0	2.7	2.9	2.7	—
		目標値	—	3.4	3.3	2.3	2.3	2.2	2.2
資源化率	%	実績	14.6	15.2	14.3	14.5	14.0	13.3	—
		目標値	—	14.6	15.7	16.8	18.0	19.1	20.3

※2 1人1日あたり排出量における人口については、住民基本台帳上の登録人口を基に積算。

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

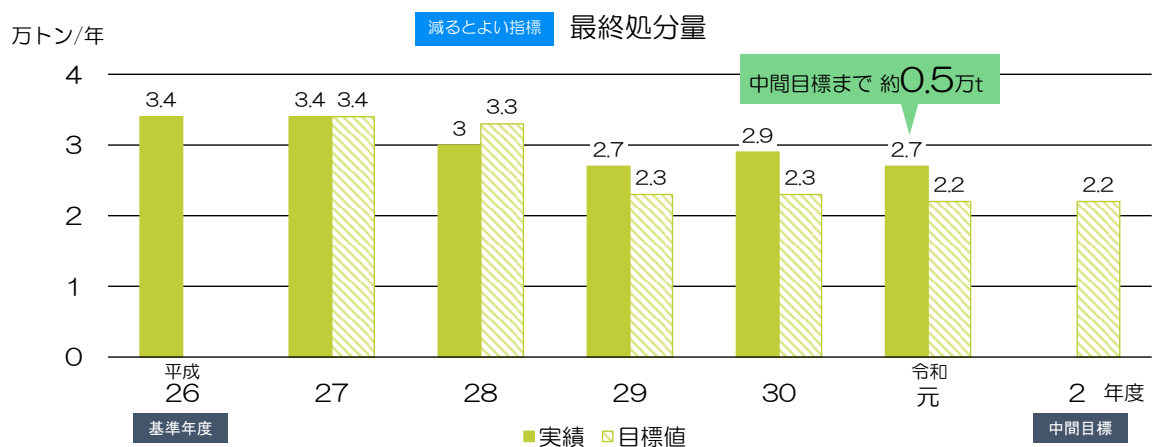
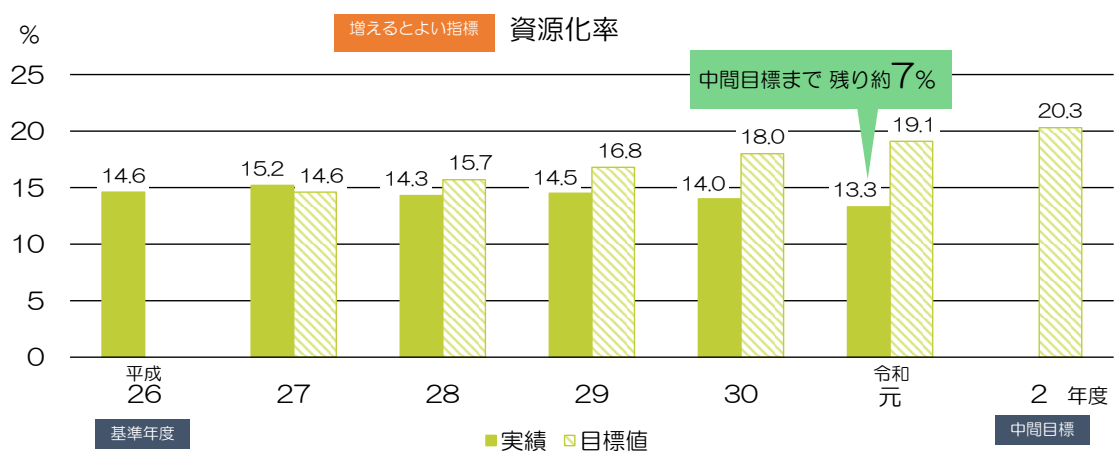
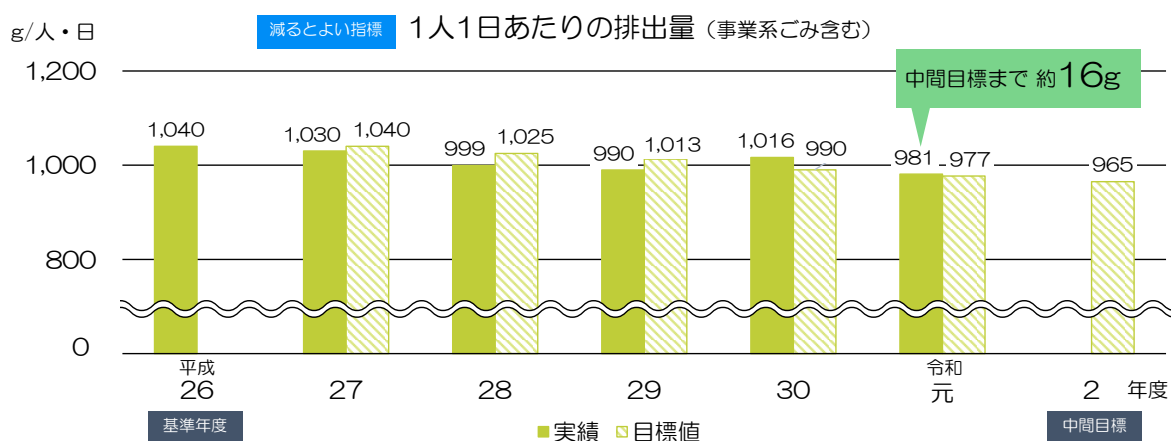
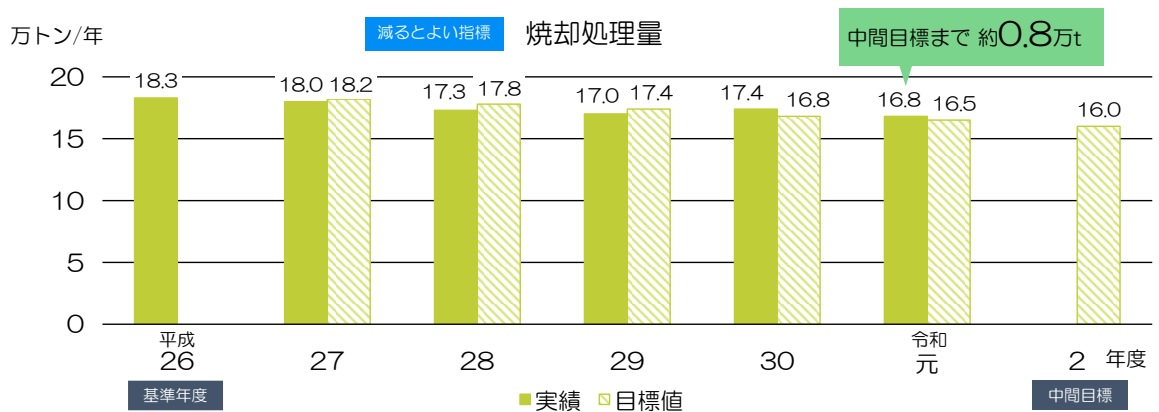


図 20 前計画の目標達成状況

[東大阪市 資料]

3 前計画における施策の実施状況

基本方向Ⅰ もったいない意識の浸透による発生抑制と再使用の推進	
施策1. 環境にやさしい生活の定着	
<p>〔環境教育・環境学習の充実〕</p> <p>前計画では「環境教育の普及啓発」を重点プロジェクトに掲げ、これまでの学校教育における「環境教育」に加え、自治会や市民団体などでも学習ができるよう、環境教育出前講座を実施し、啓発に努めてきました。平成29年度より「雑がみ」、平成30年度より「食品ロス」をテーマにした講座を追加し、内容の充実を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育出前講座実施回数 : 373回 (平成28年度～令和元年度実績) ・環境教育出前講座延べ参加人数 : 102,592人 (平成28年度～令和元年度実績) <p>〔ごみに関する情報提供の充実〕</p> <p>新たな広報媒体として平成30年11月よりごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供を開始し、ごみや資源物の分別に関する情報提供に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリダウンロード数 : 22,218件 (令和3年2月時点) 	
その他の取り組み実績	
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別パンフレット「ごみの分け方・出し方」の多言語対応 ○ECOファミリーフェスタの開催 (平成28年度、平成29年度) 	
施策2. 環境にやさしい経営の定着	
<p>東大阪市内でエコアクション21[*]の認証・登録をめざす事業者を募り、エコアクション21地域事務局大阪と協同で、より多くの事業者が効率よくエコアクション21に取り組めるよう、「東大阪市イニシアティブ・プログラム」を実施しました。</p>	
<p>※エコアクション21とは… 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。組織や事業者などが環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市イニシアティブ・プログラムを利用したエコアクション21認証取得企業7社 (平成28年度～令和元年度実績) 	
その他の取り組み実績	
<ul style="list-style-type: none"> ○東大阪市(行政)のグリーン購入の推進、取り組み実績の公表 	
施策3. ごみ処理費用の適正負担	
<p>前計画では「ごみ有料化の導入」を重点プロジェクトに掲げ、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を実施しました。</p> <p>有料化を実施するにあたり、自治会長や自治会女性部長を対象とした説明会、市民向けの説明会を計54回開催し、市民への丁寧な説明に努めました。</p> <p>有料化に伴う収入の一部については、市民のごみ排出環境の整備に充てております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ排出量 : 4,701トン (平成28年度実績) → 1,830トン (令和元年度実績) <p style="text-align: right;">【参考】2,795トン (令和元年度目標値)</p>	
その他の取り組み実績	
<ul style="list-style-type: none"> ○収集・運搬許可業者(清掃事業協同組合)と東大阪都市清掃施設組合との協議に参加 	

基本方向Ⅱ 市民・事業者・行政の三者協働による取り組み

施策1. 多様な回収システムの拡充

前計画では「多様なごみ減量手段の提供」を重点プロジェクトに掲げ、回収システムの充実を図りました。

「小型家電」の回収については、平成27年度まで継続した実証事業での成果を踏まえ、平成28年度から事業を本格化させ、現在は小売店舗及び市関連施設などに回収ボックスを設置しています。

また、平成28年9月に環境省が認定する事業者と協定を締結し、同年10月より宅配便を利用した「家庭用パソコン」及び「小型家電」の回収を開始しました。

さらに、令和2年2月から公共施設にて「小型充電式電池」の拠点回収を開始しました。

拠点回収実績（平成28年度～令和元年度実績）

古紙類（学校園含む）	425,940 kg	蛍光管	56,298 kg
小型家電	41,087 kg	乾電池など	68,601 kg
家庭用PC・小型家電宅配便回収	26,003 kg		

回収拠点（令和3年2月時点） ※1 独自分含む

蛍光管・乾電池	88箇所	小型充電式電池	82箇所※1
小型家電	25箇所	古紙類	13箇所
ペットボトル	35箇所※1	水銀血圧計・水銀体温計	8箇所

施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組み

地域住民団体から選任された「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」を対象とした環境関連施設の視察研修、ごみ減量研修会を東大阪市地域ごみ減量推進協議会と連携して毎年開催し、ごみ減量意識の向上を図りました。

また、分別収集の啓発、苦情への対応など地域のごみ問題について、北部環境事業所地域班が窓口となり、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図りました。

- ・北部環境事業所地域班の活動実績※2：2,310回（平成28年度～令和元年度実績）

（※2 説明会・啓発・清掃活動支援・苦情処理・不法投棄処理など）

その他の取り組み実績

○東大阪市地域ごみ減量推進員	453人（令和元年8月22日委嘱）
○地域ごみ減量協力員	3,873人（令和3年2月時点）
○環境教育出前講座の実施【再掲】	
○再生資源集団回収推進協議会の開催	7回（平成28年度～令和元年度実績）

施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

特定事業者に対して一般廃棄物減量計画書の届出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けるとともに「事業系一般廃棄物に関するしおり」を送付し、適正処理の推進を図りました。

その他の取り組み実績

○古紙類の直接搬入が可能な業者一覧の提供
○一般廃棄物減量計画書、廃棄物管理責任者選任届の徴取
○市関連施設及び市内大学の食堂運営事業者へ食品ロスの周知及びアンケートの実施
○東大阪市CSR経営表彰（環境部門）の実施

<p>施策4. 公共施設における率先行動の充実</p>
<p>公共施設においては、学校園において、既に実施していた古紙類に加えて、平成28年度より剪定枝のリサイクルを開始しました。</p> <p>また、本市職員へマイバッグ・マイボトル活用の周知を行うなど、公共施設から発生するごみの減量に取り組むとともに職員の意識向上に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝回収実績：225,650kg（平成28年度～令和元年度実績）
<p>その他の取り組み実績</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長・議長の連名で行い、使い捨てプラスチック削減の協力を依頼 ○庁内における古紙類リサイクルの実施 ○東大阪市(行政)のグリーン購入の推進、取り組み実績の公表（再掲）

<p>基本方向Ⅲ 環境負荷がより少ないごみ処理システムの構築</p>
<p>施策1. 新たな収集・運搬体制の構築</p>
<p>各環境事業所で実施していた家庭ごみ収集の民間委託を進め、平成30年3月をもって、大型マンションを除く市内全域で家庭ごみ収集の委託が完了しました。</p> <p>また、平成30年3月に介護事業者向けの説明会にて、ふれあい収集の周知を行いました。さらには、令和元年10月に収集作業員を対象に収集作業にかかる研修会を実施しました。</p>
<p>施策2. (仮称)環境センターの整備</p>
<p>(仮称)環境センターの整備に向け、平成28年3月に策定された基本計画について、施設規模の縮小や、再生資源の持込拠点として市民が利用できるよう、一部見直しを行いました。</p>
<p>施策3. 中間処理施設の整備・監視体制の強化</p>
<p>平成29年3月に「第五工場(ごみ焼却施設)」及び「粗大ごみ処理施設」が竣工しました。本施設は、ごみ焼却時の余熱を利用した発電設備を設置したほか、エコノマイザ、触媒脱硝設備などの設置により、環境負荷の低減に努めています。</p> <p>また、施設には防災用品や非常用浄水装置を備え、洪水・地震などの大規模災害発生時に、帰宅困難者が一時滞在できる機能を備えた施設となりました。</p>
<p>その他の取り組み実績</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○第六工場整備に向けた検討の実施
<p>施策4. 最終処分場の安定的な確保</p>
<p>本市が会員である公益社団法人全国都市清掃会議より関係省庁などへ広域的な最終処分場の確保について、要望書を提出しました。</p>

<p>施策5. 適正処理困難物の対応強化</p> <p>土・砂・瓦礫・鉄材などの適正処理困難物について、販売店引き取りの利用や処理手数料の必要性などを周知しました。</p> <p>また、本市が会員である公益社団法人全国都市清掃会議より関係省庁などへ適正処理困難物の広域処理体制の整備について、要望書を提出しました。</p>
<p>施策6. 在宅医療廃棄物などの対応強化</p> <p>在宅医療廃棄物の収集については、毎年発行している「ごみの分け方・出し方」に掲載し、周知に努めました。</p> <p>また、医療機関などから排出される特別管理一般廃棄物については、特定事業者該当する病院へ「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル」を送付するとともに、保健所が医療法に基づき実施している立入検査に同行し、医療廃棄物の適正処理について指導を行いました。</p>
<p>施策7. きれいなまちづくりの推進</p> <p>平成29年度より、ごみのないきれいなまちをめざして、市民・事業者・行政の協働による「市内いっせいきリーンアップ大作戦！！」(市内一斉清掃)を実施しています。</p> <p>また、不法投棄禁止の看板や監視カメラの設置などにより不法投棄の減少に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップ大作戦参加者数：9,500人(平成28年度～令和元年度実績) ・不法投棄処理件数：5,415件(平成28年度～令和元年度実績) <p>その他の取り組み実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄パトロール、夜間パトロール、不法投棄禁止看板の提供 ○地域清掃ごみの迅速収集などの支援を実施
<p>施策8. 災害廃棄物対策の強化</p> <p>令和元年度に環境省の災害廃棄物処理計画策定モデル事業に採択され、当該事業の報告書において、本市の廃棄物処理発生量などのデータが割り出されました。</p> <p>また、本データを基に、令和2年度に東大阪市災害廃棄物処理計画を策定しました。</p> <p>その他の取り組み実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東大阪環境事業協同組合と災害時におけるし尿収集・運搬に関する協定を締結

4 大阪府内の他都市との比較

本市と、大阪府内の人口 10 万人以上の 22 市のごみ量や資源化量などの比較を行いました（本市ごみ量は本市データ、他市は平成 30 年度（2018 年度）の環境省一般廃棄物処理事業実態調査から引用）。

本市のごみの総排出量（家庭系＋事業系、集団回収は除く）の 1 人 1 日あたりの量は 1,016g となり、府内の人口 10 万人以上の 22 市中 21 位であり、府内で 2 番目にごみ量が多い状況です。府内上位は枚方市（府内 1 位、724g）、松原市（府内 2 位、734g）となり、本市は枚方市の 1.40 倍、松原市の 1.38 倍多くなっています。

家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの量は 583g で多い順で 22 市中 17 位です。府内上位は大阪市（府内 1 位、425g）、守口市（府内 2 位、447g）となり、本市は大阪市の 1.37 倍、守口市の 1.30 倍多くなっています。

事業系ごみの 1 事業所 1 日あたりの量は 8,669g で府内 11 位です。府内上位は富田林市（府内 1 位、3,745g）、松原市（府内 2 位、4,807g）です。

本市は他市と比較して、ごみ量が多い傾向にあるので、更なるごみの減量に向けた取り組みが必要です。

表 17 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較（その 1）

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	ごみの総排出量 (家庭系＋事業系)			総排出量（家庭系） (直接搬入含む・集団回収除く)			総排出量（事業系） (直接搬入含む)			
		(トン)	1人1日 あたり	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり	順位 (少ない順)	(トン)	事業所数 (事業所)	1事業所1日 あたり	順位 (少ない順)
			(g/人/日)			(g/事業所/日)					
大阪市	2,711,900	993,335	1,004	20	420,381	425	1	572,954	179,252	8,757	12
堺市	838,095	271,973	889	16	175,993	575	16	95,980	28,733	9,152	16
東大阪市	490,364	181,929	1,016	21	103,956	583	17	77,974	24,644	8,669	11
豊中市	406,076	117,775	795	8	74,833	505	7	42,942	13,044	9,019	15
枚方市	403,063	106,524	724	1	74,112	504	5	32,412	10,074	8,815	14
吹田市	371,753	108,508	800	9	72,149	532	11	36,359	11,526	8,643	10
高槻市	352,849	108,415	842	12	72,517	563	14	35,898	9,320	10,553	18
茨木市	282,194	94,369	916	17	48,337	469	4	46,032	9,279	13,591	21
八尾市	267,103	71,699	735	3	50,198	515	9	21,501	11,940	4,934	3
寝屋川市	233,897	67,814	794	7	50,071	587	18	17,743	7,096	6,850	7
岸和田市	195,639	69,517	974	19	36,052	505	7	33,465	7,230	12,681	20
和泉市	185,983	53,065	782	6	34,216	504	6	18,849	5,887	8,772	13
守口市	143,621	39,738	758	4	23,437	447	2	16,301	6,127	7,289	9
箕面市	138,093	43,080	855	13	26,505	526	10	16,575	4,215	10,774	19
門真市	122,787	43,437	969	18	24,088	538	12	19,349	5,462	9,705	17
大東市	120,920	35,574	806	10	26,717	605	20	8,857	4,606	5,268	4
松原市	120,410	32,261	734	2	24,177	550	13	8,084	4,607	4,807	2
羽曳野市	111,631	35,530	872	14	27,836	683	21	7,694	3,638	5,794	5
富田林市	111,628	35,686	876	15	31,170	765	22	4,516	3,304	3,745	1
河内長野市	106,143	29,887	771	5	23,385	604	19	6,502	2,701	6,595	6
池田市	103,607	30,892	817	11	21,518	569	15	9,374	3,647	7,042	8
泉佐野市	100,694	49,722	1,353	22	16,804	457	3	32,918	4,694	19,213	22

(注) 四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[東大阪市 資料, 平成 30 年度 (2018 年度) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

プラスチック製容器包装の資源化量について、本市と同様に分別回収を行う市が22市中18市となっており、本市の容器包装プラスチックの1人1日あたり資源化量は13gで、資源化量が多い順では府内18市中15位となります。資源化量が多い寝屋川市(府内1位、44g)や、守口市(府内2位、31g)と比較して、半分以下となっています。

紙類の資源化量については、1人1日あたり56gで22市中17位です。資源化量が多い河内長野市(府内1位、104g)、枚方市(府内2位、91g)と比較して、半分程度となっています。

集団回収量については、1人1日あたり60gで22市中13位です。資源化量が多い枚方市(府内1位、99g)、河内長野市(府内2位、92g)と比較して、約3分の2です。

本市は他市と比較して、1人1日あたりの資源化量が少ないため、更なる資源化に向けた取り組みが必要です。

表 18 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較(その2)

市区町村名	総人口 (人)	プラスチック製容器包装資源化量 (ペットボトル除く、白色トレイ含む)			紙類資源化量 (集団回収含む)			集団回収量		
		(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪市	2,711,900	16,909	17	11	40,337	41	20	41,636	42	18
堺市	838,095	4,085	13	14	20,829	68	14	21,486	70	10
東大阪市	490,364	2,308	13	15	9,908	56	17	10,777	60	13
豊中市	406,076	2,881	19	7	10,799	73	10	5,513	37	19
枚方市	403,063	4,313	29	3	13,311	91	2	14,545	99	1
吹田市	371,753	0	0	18	9,462	70	12	8,111	60	14
高槻市	352,849	0	0	18	10,819	84	3	9,835	76	6
茨木市	282,194	0	0	18	8,584	83	4	8,420	82	4
八尾市	267,103	1,777	18	8	7,296	75	9	7,900	81	5
寝屋川市	233,897	3,739	44	1	7,032	82	5	5,861	69	11
岸和田市	195,639	1,894	27	4	4,918	69	13	5,192	73	7
和泉市	185,983	212	3	17	5,392	79	6	4,876	72	8
守口市	143,621	1,600	31	2	3,157	60	16	3,300	63	12
箕面市	138,093	0	0	18	3,618	72	11	3,607	72	9
門真市	122,787	790	18	10	2,790	62	15	2,141	48	17
大東市	120,920	1,050	24	5	1	0	22	0	0	22
松原市	120,410	867	20	6	3,374	77	8	2,565	58	15
羽曳野市	111,631	0	0	18	2,149	53	19	2,273	56	16
富田林市	111,628	621	15	13	3,184	78	7	3,439	84	3
河内長野市	106,143	687	18	9	4,008	104	1	3,565	92	2
池田市	103,607	240	6	16	2,093	55	18	1,380	37	20
泉佐野市	100,694	585	16	12	602	16	21	630	17	21

[東大阪市 資料, 平成 30 年度(2018 年度) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

分別収集し資源化されるもの、収集後に中間処理を行い資源化されるもの、また集団回収で集められ資源化されるものをあわせた資源化量は1人1日あたり104gで、資源化量が多い順で22市中17位です。府内上位は、茨木市(府内1位、232g)、河内長野市(府内2位、185g)です。

焼却処理量は1人1日あたり974gで、処理量が少ない順で、22市中21位です。府内上位は、松原市(府内1位、649g)、枚方市(府内2位、652g)です。

最終処分量は1人1日あたり161gで、処理量が少ない順で、22市中21位です。府内上位は、吹田市(府内1位、58g)、茨木市(府内2位、60g)です。

資源化量について、茨木市は資源化量のうち中間処理後の溶融スラグ※を3割程度含んでいるため、資源化量が多くなっています。最終処分量について、吹田市はごみを焼却した後の焼却灰を溶融処理、溶融スラグ化し資源化しており、茨木市は焼却炉の一種であるガス化溶融炉によりごみを溶融処理し、吹田市と同様に処理後の溶融スラグを資源化しています。そのため、本市のように焼却灰を埋め立て処分する市と比べ最終処分量が少なくなっています。

※溶融スラグとは、廃棄物の焼却灰などを高温で液体化させたものを冷却し、固めたもので、土木・建設資材として有効利用がなされています。

表 19 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較 (その3)

市区町村名	総人口 (人)	資源化量 (分別収集&中間処理後&集団回収量)			焼却処理量			最終処分量		
		(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪市	2,711,900	101,223	102	18	933,748	943	20	143,020	145	19
堺市	838,095	54,350	178	4	252,497	825	14	23,718	78	4
東大阪市	490,364	18,680	104	17	174,030	974	21	28,719	161	21
豊中市	406,076	18,186	123	11	103,572	699	7	13,495	91	7
枚方市	403,063	24,047	164	5	95,867	652	2	10,102	69	3
吹田市	371,753	17,384	128	10	102,294	754	10	7,818	58	1
高槻市	352,849	15,155	118	15	102,331	795	12	12,591	98	11
茨木市	282,194	23,872	232	1	90,221	876	17	6,222	60	2
八尾市	267,103	11,782	121	14	66,329	680	5	10,614	109	12
寝屋川市	233,897	15,559	182	3	56,731	665	3	9,623	113	14
岸和田市	195,639	9,343	131	9	65,438	916	19	8,818	124	16
和泉市	185,983	7,645	113	16	49,467	729	8	6,351	94	9
守口市	143,621	8,252	157	6	34,939	667	4	4,451	85	5
箕面市	138,093	6,103	121	13	40,864	811	13	4,581	91	6
門真市	122,787	5,483	122	12	40,093	895	18	6,485	145	20
大東市	120,920	2,065	47	22	33,745	765	11	5,569	126	17
松原市	120,410	5,832	133	8	28,531	649	1	4,291	98	10
羽曳野市	111,631	3,534	87	21	34,531	848	16	5,415	133	18
富田林市	111,628	5,828	143	7	33,845	831	15	4,545	112	13
河内長野市	106,143	7,166	185	2	26,717	690	6	3,613	93	8
池田市	103,607	3,680	97	20	28,315	749	9	4,642	123	15
泉佐野市	100,694	3,715	101	19	46,547	1,267	22	6,323	172	22

[東大阪市 資料, 平成 30 年度 (2018 年度) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

第3章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第6期)の総括

22市のごみ有料化の状況は次のとおりです。家庭ごみ(可燃ごみ)の有料化は22市のうち7市(約32%)が実施しており、粗大ごみの有料化は22市のうち14市(約64%)が実施している状況です。

表 20 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市のごみ有料化の状況

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	家庭ごみ(可燃ごみ)の袋							粗大ごみ(大型ごみ) 収集	
		単純指定袋		有料指定袋		自由袋	透明・ 半透明袋	推奨袋	有料制	電話 申込
		市から 無料配布	販売店 購入	単純 従量制	超過量 有料制					
大阪市	2,711,900						○		○	○
堺市	838,095						○		○	○
東大阪市	490,364						○		○	○
豊中市	406,076		○						○	○
枚方市	403,063						○		○	○
吹田市	371,753						○			
高槻市	352,849						○			
茨木市	282,194						○			
八尾市	267,103	○							○	○
寝屋川市	233,897						○		○	○
岸和田市	195,639			○					○	○
和泉市	185,983			○					○	○
守口市	143,621						○		○	○
箕面市	138,093				○				○	
門真市	122,787						○		○	○
大東市	120,920						○			○
松原市	120,410						○			○
羽曳野市	111,631						○			
富田林市	111,628				○					
河内長野市	106,143				○					
池田市	103,607			○					○	
泉佐野市	100,694			○					○	○

[東大阪市 資料, 各市ウェブサイト]

5 現状を踏まえた課題の整理

本計画を策定するにあたり、次の6点を課題として整理しました。

- 課題① 家庭から排出されるごみ
- 課題② 事業者から排出されるごみ
- 課題③ 資源化量の減少
- 課題④ 安全な収集・運搬体制の確保
- 課題⑤ 超高齢社会に対応したごみ処理
- 課題⑥ 災害時のごみ処理

課題① 家庭から排出されるごみ

前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の家庭系ごみの総排出量を比較すると約10.3万トンから約9.9万トンへと約0.4万トン減少しています。

しかし、依然として家庭ごみの中に、缶・びん、プラスチック製容器包装やペットボトル、さらには古紙や衣類も含まれており、分別排出の徹底を進める必要があります。

また、手つかず食品、食べ残しといった「食品ロス」については、推計で約1万5,500トンが廃棄されており、引き続き市民・事業者・各種団体と連携した取り組みが必要です。

課題② 事業者から排出されるごみ

前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の事業系ごみの総排出量を比較すると約8.7万トンから約7.7万トンへと約1万トン減少しています。

特定事業者から提出される一般廃棄物減量計画書より、令和元年度の特定事業者から排出される一般廃棄物の再利用率は51.5%となっています。厨芥類を除けば比較的再利用率が高くなっていますが、引き続きリサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正処理を進めるとともに、食品ロス削減に向け食品関連事業者などと連携した取り組みが必要です。

また、事業者の排出実態は一様ではなく、規模や業種別の把握が重要です。

事業者による分別排出では、人的、経済的負担が増加することから、事業者にとってコスト削減につながるような情報の提供、メリットの周知方法を検討する必要があります。

課題③ 資源化量の減少

本市のごみ量は減少していますが、新聞購読世帯の減少、新聞や雑誌のデジタル化などに伴い、集団回収量も大きく落ち込んでいます。

本市の資源化量の多くは集団回収量が占めており、前計画の基準年度である平成26年度と、令和元年度の資源化率を比較すると14.6%から13.3%へと減少しています。

今後、集団回収の未実施地域の解消はもちろん、分別排出の徹底や拠点回収の充実、新たな回収品目の検討など資源化を推進していく必要があります。

課題④ 安全な収集・運搬体制の確保

新型コロナウイルス感染症対策については、政府において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、廃棄物の処理業者（収集・運搬・処分など）その他の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、十分な感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。本市においても、排出時の注意喚起はもちろん、廃棄物処理作業を行う際に必要な感染防止策を講じる必要があります。

また、全国的にリチウムイオン電池などが原因と考えられる火災が多発しており、本市においても、ごみ収集車や東大阪都市清掃施設組合（ごみ焼却施設）において同様の火災が発生しています。本市では令和2年2月より公共施設にて小型充電式電池の拠点回収を実施しておりますが、安全な収集作業や処理のため、分別排出が徹底されるよう啓発を行います。

今後も、様々な事象に対応しながら、収集・運搬体制の安全を確保する必要があります。

課題⑤ 超高齢社会に対応したごみ処理

本市の高齢化率は今後さらに上昇していくことが予想されます。このような超高齢社会に対応した廃棄物の処理について、自らごみを排出できない市民に対して、介護事業者などとの連携を含め、支援の充実を図る必要があります。

課題⑥ 災害時のごみ処理

近年、大規模な災害が多発しており、災害時の廃棄物処理が自治体における大きな課題となっています。平成30年8月に発生した台風21号は本市にも甚大な被害をもたらしました。環境省は平成26年3月に災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）を示し、他の自治体や民間事業者との連携体制、廃棄物の発生量や処理可能量、仮置き場の確保などを災害廃棄物処理計画として策定するよう自治体に求めています。本市では令和2年度に策定された東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築することが必要です。

<コラム> 東大阪都市清掃施設組合の粗大ごみピット[※]での火災事象について

平成29年度より粗大ごみピットで消防局の出動を必要とする火災が5回発生しています。また、粗大ごみ処理施設内にてごみを破砕する際に、コンベアなどでの火災検知が1ヶ月あたり20件程度発生しています。(発生件数は急増しています。)コンベアでの火災時は、自動散水装置にて消火されます。

粗大ごみピットに搬入された不燃ごみの積み替え及び供給作業時に、クレーンバケットによる圧迫などでリチウムイオン電池などが破損し、その付近にある可燃性ごみに引火し、火災が発生すると推測されます。パッカー車からのごみ投入時に、発火物がピット内に落下することがありますが、発火物をクレーンで掴み、放水することで、延焼を回避することができています。

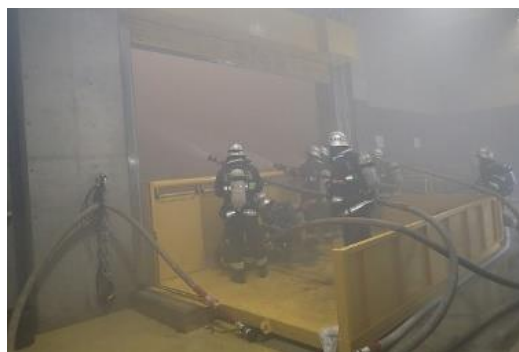
現在、発火物の混入を低減させることを目的として、リチウムイオン電池やカセットボンベなどの分別についての啓発を強化するため、東大阪都市清掃施設組合、大東市、消防局のホームページや広報誌などで啓発を実施しています。

また、粗大ごみ処理施設内の類焼を低減するため、時間あたりの破砕処理量が偏らないよう、調整しています。併せて、作業終了時にごみピット内を平坦化し、散水を十分に行い、発火時に類焼の低減を図る対策を講じています。

今後、発火物の混入を低減させるための更なる啓発活動と、火災事象の発生を抑制する対策を含め様々な手法について検討してまいります。

最後に、排出されたごみや持ち込まれたごみが適切に分別されていないと、火災や爆発事故の原因となりますので、市民・事業者の皆様におかれましては 火災や爆発事故の発生を防ぐために、ごみの分別にご協力ください。

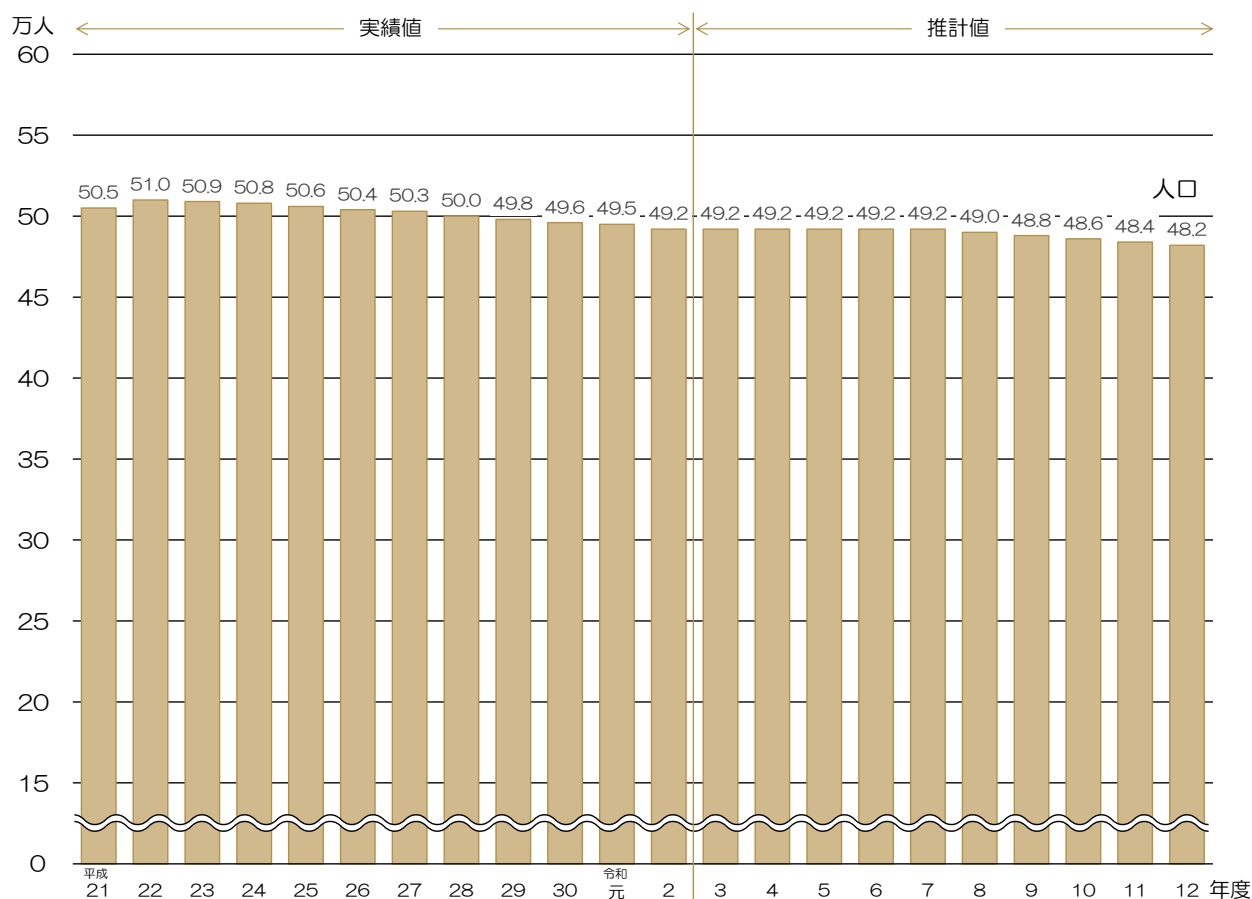
※粗大ごみピット…収集された粗大ごみや不燃小物を一時貯留するための設備



第4章 将来予測

1 人口の見通し

ごみ量の将来予測に用いる将来人口は、東大阪市第3次総合計画の目標人口を用いています。本市の人口は、令和2年10月1日現在で約49万2千人、今後、徐々に人口減が進み、令和12年度には約48万2千人になると推計*され、令和元年度と比べ、約1万3千人の減少となります。(図21)



(注) 推計値は第3次東大阪市総合計画の目標人口を用い、毎年の値は直線式で補間

図 21 人口の将来推計

2 排出量の将来推計

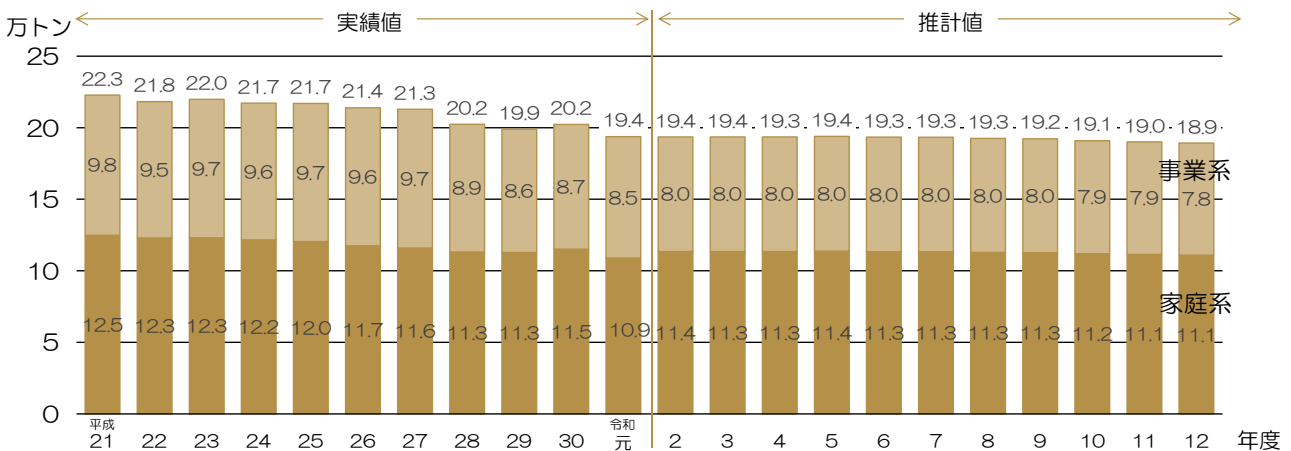
(1) 将来推計の考え方

家庭系ごみ、事業系ごみの将来推計の考え方は、次のとおりです。将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持、市民や事業者においてもこれまでと同程度の取り組みが行われ、新たな施策の実施が特にない場合のごみの総発生量になります。

家庭系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみの排出区分毎の令和元年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に推計 ○ 新型コロナウイルスの発現に伴うテレワークの普及など、生活様式の変化による影響を勘案し、計画期間中の家庭系ごみの1人1日あたりの発生量が令和元年度に比べ5%増に設定 $(\text{令和元年度1人1日当たりの家庭系ごみ発生量} \times 105\%) \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$
事業系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系ごみの排出区分毎の令和元年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に次の式により推計 ○ 新型コロナウイルスの発現に伴う事業活動の低下など、生活様式の変化による影響を勘案し、計画期間中の事業系ごみの1人1日あたりの発生量が令和元年度に比べ5%減に設定 $(\text{令和元年度1人1日当たりの事業系ごみ発生量} \times 95\%) \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$

(2) 将来推計値

(1)の将来推計の考え方に沿った将来推計の結果、このまま推移した場合の令和12年度のごみの総発生量は、約18.9万トンになります。(図22)



(注) 四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。
 (注) うるう年を含む年度は、1日分ごみ量が増加。

図22 このまま推移した場合のごみの発生量

第5章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本目標

(1) 基本理念

東大阪市では、これまで「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪の実現」を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、ごみの減量や資源化を進めるとともに、これまで以上に循環型社会形成に向けた3R^{*}の取り組みを推進していく必要があります。

本計画においては、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい東大阪を後世に残していきたいという想いを込め、「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

基本理念

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみとせず資源として再生利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その再生利用過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあることから、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

(2) 計画の基本方向

基本理念の実現には、循環型社会形成推進基本法に明記されているごみ処理の優先順位のとおり、ごみの発生を抑制（リデュース）と製品の再使用（リユース）を優先し、その後、市民・事業者・各種団体・行政が協働して、ごみの減量、資源化を推進していく必要があります。そのために、以下の3つの基本方向を定めます。

基本方向Ⅰ．もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

市民・事業者・各種団体が、自発的に「ものを大切に生活」または「環境に配慮した事業活動」を実践するため、環境学習の機会を増やすとともに、事業者が環境にやさしい事業活動を実施できるよう、施策の充実を図ります。

また、ごみ処理費用の適正負担についても、継続して研究、検討を進めます。

基本方向Ⅱ．分別・リサイクルの推進

家庭から排出される資源については、市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割と責任を認識し、相互に協力しあい、リサイクルへ協力できるような資源回収システムの形成をめざします。

事業所から発生する資源については、事業者が自ら再生利用を推進することを原則とし、減量指導の充実、情報提供の拡充に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。

基本方向Ⅲ．環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって焼却施設、破碎施設、資源化施設などに搬入し、適正処理や再生利用を進めます。また、施設整備にあたっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備をめざします。

また、多発する災害に備えるため、災害時の廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の充実を図ります。

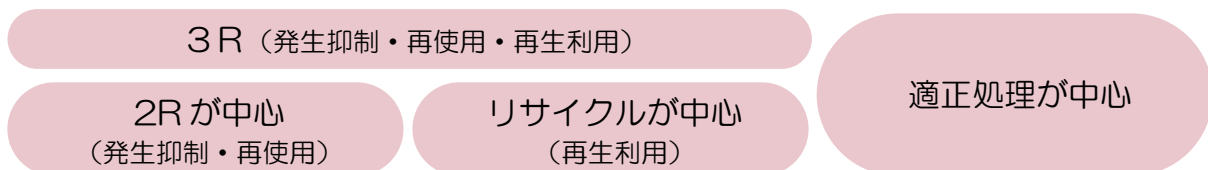
基本理念

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

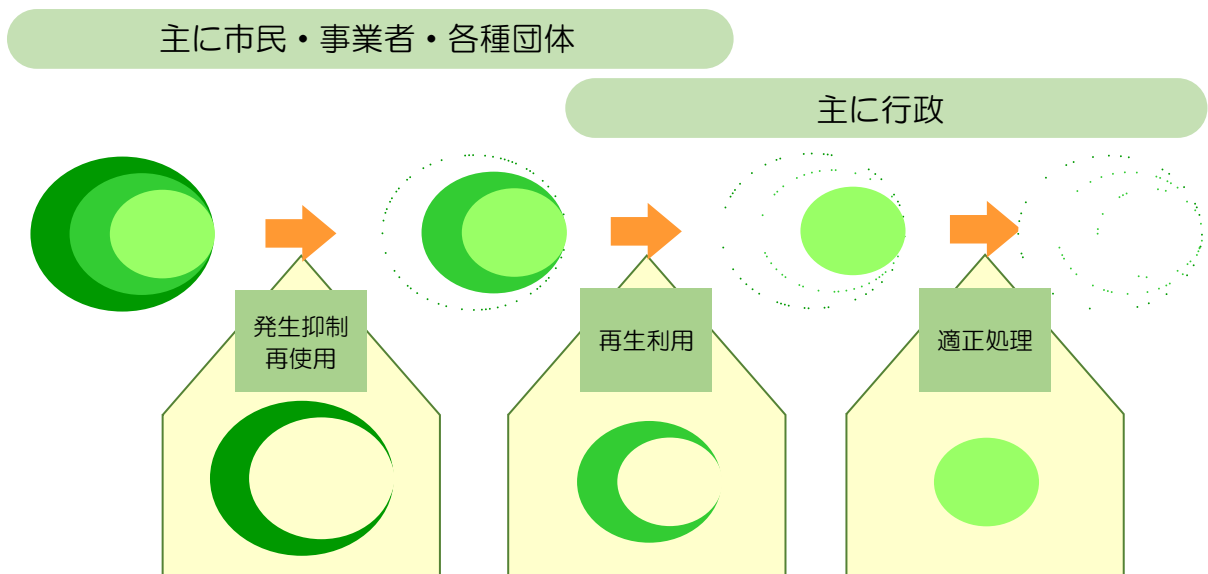
市民 事業者
行政 各種団体

パートナーシップで
基本理念を実現します

基本方向Ⅰ	基本方向Ⅱ	基本方向Ⅲ
もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進	分別・リサイクルの推進	環境に配慮した適正処理の推進



優先順位を加味した施策展開のイメージ



基本施策や重点プロジェクトの展開にあたっては、2R（発生抑制と再使用）に係る取り組みを最優先とし、次にリサイクル（再生利用）による資源化をめざします。

3R施策によりごみの減量と資源化を図りつつ、それでも行政が処理する必要があるもの（家庭ごみ（燃えるごみ）、もえない小物（不燃の小物）、選別後残さなど）については適正処理に努めます。

2 ごみ処理の数値目標

(1) ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

表 21 ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

項目		年度	R1 基準年度	R7 中間目標年度	R12 最終目標年度
人口（第3次東大阪市総合計画の目標人口）			494,640人	492,027人	481,914人
総発生量 ①	家庭系		108,909 t	113,358 t	110,890 t
	事業系		84,855 t	79,979 t	78,333 t
	合計		193,764 t	193,337 t	189,223 t
発生抑制量 ②	家庭系		0 t	4,042 t	6,625 t
	事業系		0 t	1,570 t	2,641 t
	合計		0 t	5,612 t	9,266 t
発生抑制後の 総発生量 ③=①-②	家庭系		108,909 t	109,316 t	104,265 t
	事業系		84,855 t	78,409 t	75,692 t
	合計		193,764 t	187,725 t	179,957 t
発生抑制後の 総排出量 (集団回収・市民、事業者独自の 資源化含まず)	家庭系		98,570 t	94,343 t	88,179 t
	事業系		76,947 t	69,198 t	64,784 t
	合計		175,517 t	163,541 t	152,963 t
1人1日 あたりの 排出量	家庭系ごみ 1人1日あたり		545 g/人/日	525 g/人/日	501 g/人/日
	事業系ごみ 1人1日あたり		425 g/人/日	385 g/人/日	368 g/人/日
	1人1日あたり		970 g/人/日	911 g/人/日	870 g/人/日
処理量	焼却処理量		167,943 t	153,841 t	140,709 t
	最終処分量		27,233 t	25,068 t	22,951 t
資源化率	資源化量		25,721 t	33,769 t	39,120 t
	資源化率		13.3%	18.0%	21.7%
食品ロス 発生量 (概算)	家庭系		15,500 t	13,798 t	11,147 t
	事業系		14,000 t	12,199 t	10,935 t
	食品ロス発生量		29,500 t	25,997 t	22,082 t

(2) 減量目標

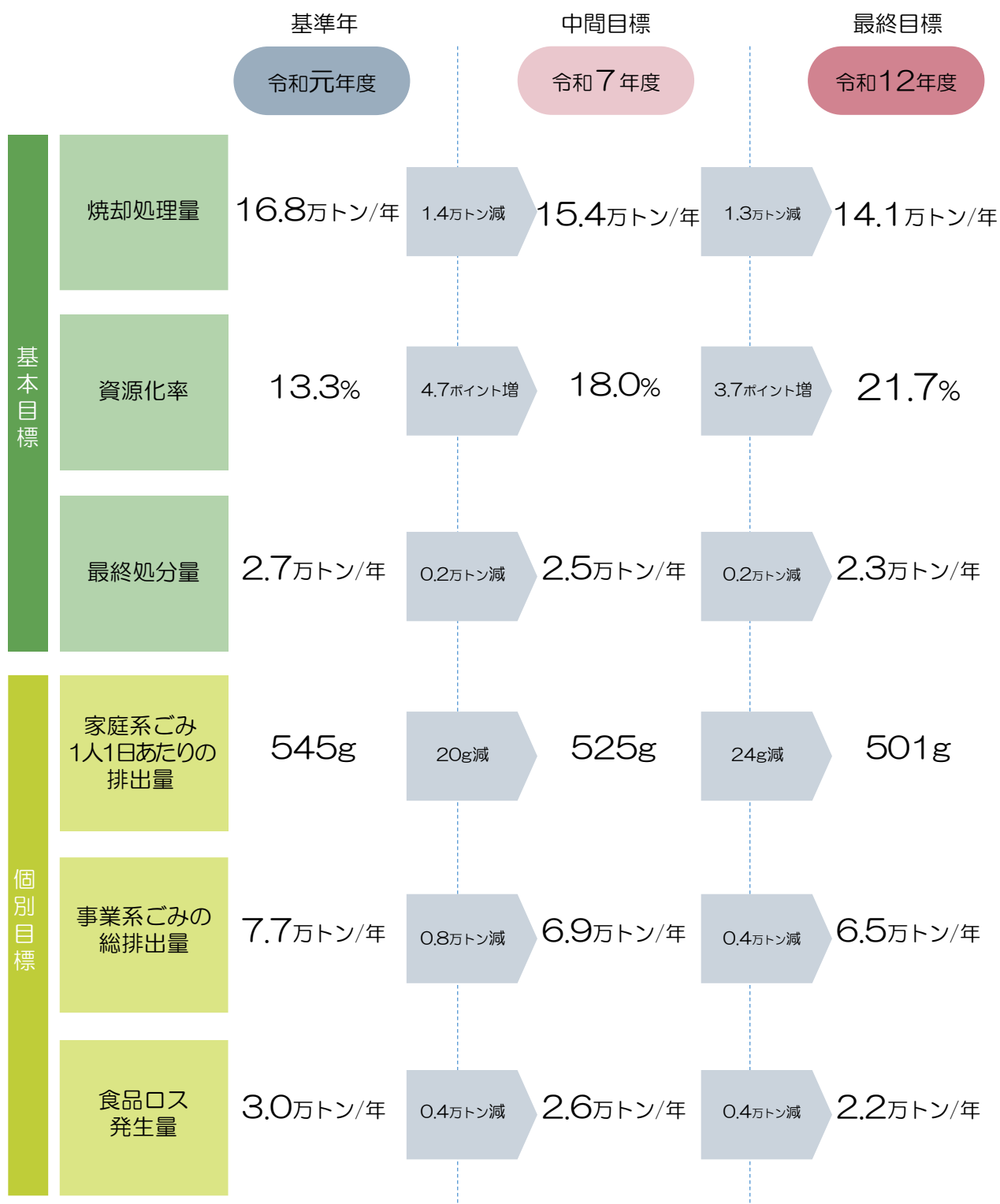


図 23 減量目標値

表 22 家庭系ごみの分別排出率（基準年度と最終目標）

項目	年度	分別排出率 ^{※1} (%)	
		R1 年度 基準年度	R12 年度 最終目標
紙類		37	62
布類		29	29
缶・びん		76	90
プラスチック類	ペットボトル	52	80
	その他のプラスチック製 容器包装	21	45
蛍光管・乾電池・小型家電		16	33

※1 分別排出率＝資源として分別して排出された量÷（家庭ごみ中の資源の量（組成調査）＋資源として分別して排出された量）

表 23 特定事業者^{※2}の事業系ごみ再利用率（基準年度と最終目標）

項目	年度	再利用率 ^{※3} (%)	
		R1 年度 基準年度	R12 年度 最終目標
紙類		95	98
厨芥類		7	30
缶・びん		84	98
その他（布類など）		10	30

※3 再利用率＝資源として分別して排出された量÷（廃棄物処理量＋資源として分別して排出された量）

※2 特定事業者とは…

次の一定規模以上の事業所を持つ事業者のことで、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者を指します。

- (1) 1,000 平方メートル以上の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。）を有する店舗をもって小売業を営む者
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち患者 200 人以上の収容施設を有するものを開設している者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校、同法第 83 条に規定する大学及び同法第 108 条第 2 項に規定する短期大学を設置している者
- (4) 3,000 平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者又は 3,000 平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

3 SDGs との関わり（SDGs:持続可能な開発目標）

SDGs（エス・ディー・ジーズ、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の17の目標です。

東大阪市一般廃棄物処理基本計画は、SDGsが掲げるゴールと施策の関係を明らかにすることで、市民・事業者・各種団体のみなさまとともに持続可能な社会の実現に貢献します。



図 24 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

ゴール1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
ゴール2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進する
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ゴール4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
ゴール6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
ゴール7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
ゴール9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
ゴール10	国内及び国家間の格差を是正する
ゴール11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
ゴール12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
ゴール13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
ゴール14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
ゴール15	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
ゴール16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
ゴール17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画とかかわりのある主な SDGs ゴールと実現に向けた本市の取り組みは次のとおりです。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 ごみ出しの支援を行うことで、高齢者や障害者が健康的な生活を送れるようサポートします。



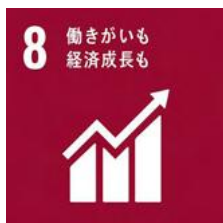
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 子どもと大人、すべての人々が環境教育や環境学習を通してごみや資源に関して学ぶことで、ごみの発生や資源利用が環境に与える影響を知り、ごみ減量や資源循環に対する意識の向上を図ります。



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 下水道の整備、合併浄化槽の普及促進、し尿や浄化槽汚泥の処理を通じ、河川の水質改善を図ります。



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
 ごみを減量することで、収集・運搬や焼却などのごみ処理にかかるエネルギーの使用を削減できることや、ごみ発電を効率的に行うことで、エネルギーの有効利用と地産地消を図ります。



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 事業者のごみの発生抑制や資源化を促進することで、資源効率を改善し、経済成長が環境悪化につながらないように取り組みます。



強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 環境配慮型製品やサービスの浸透を図ることで、製品やサービスの開発促進を図ります。



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 環境に配慮した適正処理を進め、ごみ処理に係る課題に取り組むことで、生活環境の向上を図ります。また、災害時のごみ処理体制の構築を図ります。



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

製品や食品の生産・使用・廃棄や資源化のすべての段階で、市民や事業者が適切に行動し、持続可能な生産・消費、3Rの考え方によるごみ減量や資源化が行われる社会づくりをめざします。。



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動の緩和のために効率的な収集・運搬を行います。また気候変動に適応した収集・運搬を行います。



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を基に、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進します。



陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

古紙のリサイクル・不法投棄の防止・散乱ごみの防止を通じ、陸の豊かさを守ります。

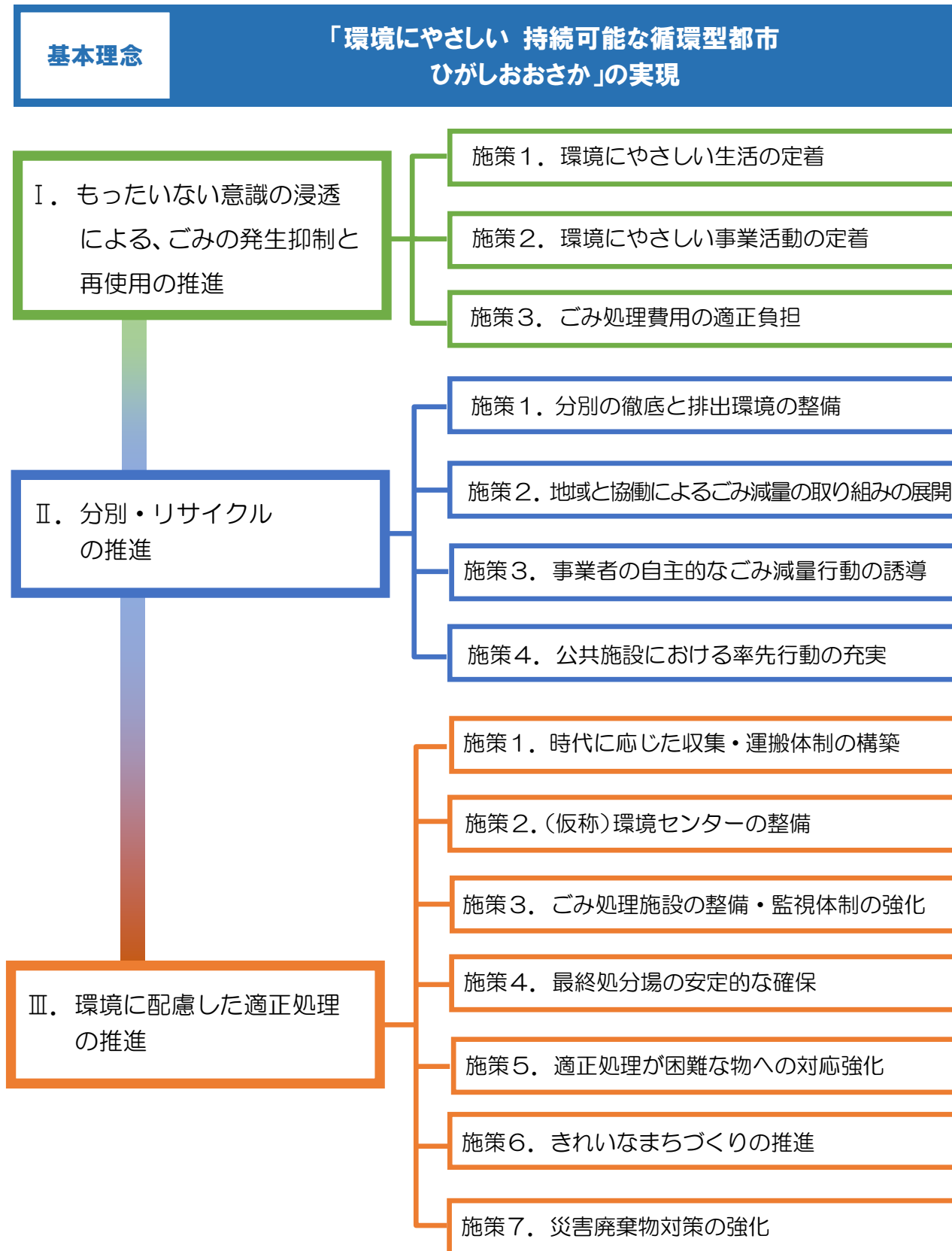


持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

市民・事業者・各種団体・行政のパートナーシップにより、相互に理解を進めながら施策を推進します。

4 基本施策

(1) 施策の体系



(2) 施策の内容

基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

施策1. 環境にやさしい生活の定着

「環境にやさしい生活の定着」を図るため、ものを大切にすることや省エネに対する意識向上を図るための施策



① 環境教育・環境学習の充実

ごみ問題についての理解を深め、ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組めるよう、環境教育及び環境学習を充実させ、子どもから高齢者まで、環境への意識向上を図ります。

取り組みの例

- 環境教育出前講座における時代に合ったメニューの追加など、内容の充実
- 市主催に限定しない様々なイベントでの啓発実施
- 環境副読本「わたしたちと環境」などでの啓発実施
- 環境創造基金の活用による学習の振興
- 食育との連携による環境教育の推進



② ごみに関する情報提供の充実

多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報提供を行います。

取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用した情報提供の充実
- 広報媒体の多言語化に対応した情報提供
- 地域で活用できる啓発物の作成、提供
- 市民向けのごみ減量講演会などの開催
- 多言語ややさしい日本語を用いたごみ減量の啓発



③ 環境にやさしい生活様式の定着

環境負荷の少ない商品やサービスの周知に努め、環境にやさしい生活様式の定着をめざします。

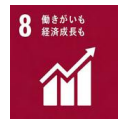
取り組みの例

- レジ袋などプラスチックごみ削減キャンペーンの実施
- エコライフ診断の普及啓発
- リサイクルに関する情報提供
- 子ども服・子ども用品などのリユースの促進
- フードシェアリングサービスの利用促進



施策2. 環境にやさしい事業活動の定着

事業者に対し、ごみの発生抑制・エネルギーの有効利用など、環境に配慮した経営の浸透を図るための施策



① 発生抑制を優先した経営の浸透

事業者によるごみの発生抑制とともに、小売店などの事業者と本市が協働し、市民啓発を実施します。また市民が環境にやさしい生活様式を行うにあたり、その取り組みにつながる販売方法やサービスを提供する事業者を市民に積極的に紹介します。

取り組みの例

- プラスチックごみ削減に取り組む店舗の支援
(キャンペーン実施や啓発物提供)
- 食品関連事業者との協働による市民啓発の実施
- フードシェアリングサービスの利用促進【再掲】
- ごみ減量につながる取り組みを行う事業者の紹介



② 環境配慮型製品の浸透や環境マネジメントシステムの導入促進

環境配慮型製品の東大阪ブランドへの登録や環境マネジメントシステムの普及啓発など、モノづくりのまちとして、事業者の環境にやさしい事業活動が定着するよう、啓発を行います。

取り組みの例

- 環境配慮型製品の東大阪ブランド*への登録を促進
- エコアクション21などの研修会による、環境マネジメントシステムの普及啓発

※東大阪ブランドとは…
市内の企業が製造した製品を、さまざまな分野の専門家による認定審査を経たのち、「東大阪ブランド」として市長が認定します。



施策3. ごみ処理費用の適正負担

ごみ処理の有料化を推進している国の方針*に従い、その導入を図るための施策



① 家庭系ごみ

本市においては、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を開始しました。今後は、有料化に伴うごみ減量効果の検証を行います。また、その他家庭系ごみについても有料化の検討を行います。

取り組みの例

- 大型ごみ収集有料化の効果検証
- その他家庭系ごみについて、具体的な料金徴収方法や料金体系などを調査し、今後の社会状況などを鑑みた上で、実施について検討



② 事業系ごみ

事業系ごみのごみ処理手数料について、社会状況及び処理原価との整合性を考慮した上で、実態に沿ったごみ処理手数料の検討を行います。

取り組みの例

- 処理手数料を処理原価に見合うよう、検討
- 有料指定袋制度や資源物の減免制度など事業系ごみ削減に向けた制度を研究し、今後の社会状況などを鑑みた上で、実施について検討

【ごみ処理手数料】

事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kgにつき 1,350円
ごみ処理施設に自己で搬入するとき	10kgにつき 90円

*廃棄物処理法に基づいて国が定める基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（一部抜粋）

【地方公共団体の役割】

一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

施策1. 分別の徹底と排出環境の整備

排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発の実施や回収拠点の拡充、排出環境を整備するための施策



① 分別の徹底

外国人や転入者、単身者などに様々な手段を用いて分別に関する情報提供を行います。また、分別方法がわかりにくい品目については、わかりやすい周知に努めます。

取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用し、幅広い年齢層への情報提供
- 多言語に対応したチラシによる情報提供
- 大学と連携した学生向けの啓発
- 転入者や単身者などごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供やマンションの管理人への啓発指導
- プラスチック製容器包装や雑がみなどの品目について市民の負担にならない、わかりやすい分別方法の啓発



② 排出環境の整備

資源物が適正に分別されるよう、排出環境の整備を行います。また、資源化の取り組みの中心となる施策を補完する仕組みづくりを進めます。

取り組みの例

- 拠点回収の未実施地域の解消
- 資源化可能な新たな回収品目の検討
- 資源ステーションにおける飛散防止ネット、看板などの設置
- 定期的に移動式資源拠点回収（キャラバン回収）を実施
- 地域清掃などで発生する剪定枝類の回収システムを検討



施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開

地域と環境事業所地域班との連携によるごみの減量施策、東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進を図るための施策



① 地域での分別排出の徹底

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」と「環境事業所職員で構成される地域班」との連携により、地域毎の分別排出ルールの啓発や、分別方法が分からない方への啓発や指導などを行います。

取り組みの例

- 地域での説明会などを通じた、分別排出ルールの徹底や地域が主体となった適切なステーション管理
- ルール違反ごみの「取り置き」や「正しい出し方」の啓発指導
- 店頭回収実施店舗・集団回収実施団体・古紙回収業者などに関する情報提供の充実
- 地域のイベントでごみの分別排出を要請



② 集団回収事業の支援

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、集団回収活動の促進を図ります。また、集団回収未実施地域への回収活動の働きかけを行います。

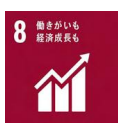
取り組みの例

- 東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、集団回収への誘導に関する啓発
- 集団回収実施団体向けの研修会の実施
- 集団回収未実施地域の把握と実施団体への登録を促進
- 公民分館を利用した集団回収など、地域や古紙回収業者との連携による新たな回収事業の検討



施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

総排出量の43%を占める事業系ごみ(大規模事業所・中小規模事業者から排出されるごみ)の削減に関する施策



① 事業所での分別排出の徹底

事業所のごみ減量を進めるため、事業系廃棄物の実態を調査、研究し、事業者に対して、分別排出に関する情報提供を行います。

取り組みの例

- ごみ減量マニュアルなどの作成
- 事業者団体や許可業者と連携し、事業者への分別排出に関する情報提供の充実
- 事業系廃棄物実態調査の実施
- 先進的にごみ減量に取り組む事業者に関する情報提供

② 特定事業者に対するごみ減量指導の強化

一定規模以上の多量のごみが発生することが多い「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。

取り組みの例

- 一般廃棄物減量計画書^{*}の活用、取り組みの把握とごみ減量への協力要請
- 条例で定める大規模事業所の対象規模見直しについて検討
- 産業廃棄物や資源化可能物の混入防止策の検討

③ 中小規模事業者における実態把握及び分別排出の促進

中小規模事業者の排出実態を把握し、ごみの減量指導を実施することで分別排出を促進します。

取り組みの例

- 経済センサスの活用や事業者団体などと連携し、中小規模事業者のごみ排出実態把握
- 中小規模事業者を対象としたごみ減量指導の実施

④ 自主的なごみ減量行動への支援

廃棄物に対する必要な知識と、事業系一般廃棄物を排出する排出事業者としての責務に関する理解を深めることを目的とした取り組みを実施します。

取り組みの例

- 事業者向けごみ減量勉強会を開催
- 業種別ごみ減量活動の推進(古紙類、食品、剪定枝のリサイクル推進など)
- 「食品リサイクル法」に基づき、魚あらの食品廃棄物のリサイクルや飲食店などでの食べ残しを削減する取り組みの推進

※一般廃棄物減量計画書とは…

特定事業者が、ごみ発生量や再利用量の実績と見込みなどについて取りまとめたもので、毎年作成し、本市に届出しているものです。

○東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例

（特定事業者の義務）

第11条 3 特定事業者は、規則で定めるところにより事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

○東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則

（一般廃棄物減量計画書の届出）

第2条の4 条例第11条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の届出は、一般廃棄物減量計画書によりこれを作成し、市長に届け出なければならない。

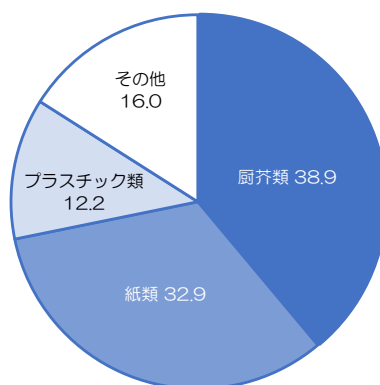
<コラム> 事業系ごみの中身は…

事業者が排出した事業系ごみ（一般廃棄物）の中身（組成）はどのようなものでしょうか。

大阪市が調査した結果から、事業系ごみのごみ組成を紹介します。

下図のとおり、最も多いのは厨芥類で38.9%、紙類が32.9%、プラスチック類が12.2%です。厨芥類には食べ残しを含む食品ロスが一定量含まれていると考えられ、発生抑制を進めていく必要があります。紙類には古紙として資源化可能なものが含まれていました。事業者から排出されるプラスチック類は、本市では産業廃棄物にあたるため、別途排出いただくことが必要になります。

このように、事業系ごみには、適正排出によって、ごみの減量、資源化につながるものが多く含まれていると考えられます。

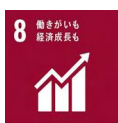


[出典 大阪市 事業系一般廃棄物実態調査結果より]

大阪市の事業系ごみ組成（重量比）

施策4. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進に向けた市職員の意識向上や、公共施設から発生するごみの減量及び再生利用に関する施策



① 市職員の意識向上

市職員が庁舎内のみならず、日常生活においても、自発的にごみの発生抑制に取り組めるよう、庁内連携や啓発の推進に努めます。

取り組みの例

- 庁舎内の小売店によるレジ袋削減のはたらきかけ
- マイバッグ、マイボトルの利用促進
- 庁舎内でのごみの分別徹底
- 庁舎内での古紙類や機密文書のリサイクル推進



② 業務で発生するごみの減量、再生利用

市が実施する事業や業務から発生するごみの減量・分別・資源化を進め、公共施設における率先行動の充実を図ります。

取り組みの例

- 市主催のイベントや後援イベントにおけるごみの発生抑制を図る運営及び発生したごみの分別の徹底
- 飲料用容器などの貸し出し
(会議などにおける使い捨てプラスチック使用の削減)
- 公共施設から発生する古紙類、機密文書のリサイクルを推進
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化や食品残さの減量を推進



③ 環境配慮型の物品調達

グリーン購入を基本に、環境に配慮した物品などの率先購入を促進します。

取り組みの例

- 各所属でのグリーン購入実績を集計し公開することで、グリーン購入を促進
- グリーン購入ネットワークを活用した庁内での情報共有
- 使い捨てプラスチック商品利用の抑制

④ 教育機関との連携

市立の学校と連携し、学校から発生するごみの減量や資源化に取り組めます。

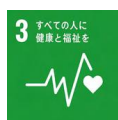
取り組みの例

- 学校から発生する古紙類や剪定枝などの資源物の回収促進
- 学校給食ごみの減量や資源化の研究、検討

基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

施策1. 時代に応じた収集・運搬体制の構築

効率性や安全性、環境配慮を重視した収集・運搬体制の構築に向けた施策



① 収集・運搬体制の充実

効率性や安全性を重視し、非常事態時などに適応した収集・運搬体制を構築します。

取り組みの例

- 再生利用、適正処理の観点から分別区分の適宜見直し
- ごみ収集業務における一層効果的な業務運営の推進
- あきかん・あきびんなど資源物の持ち去り対策を検討
- 新たな感染症発現時の収集・運搬の継続など、安定的な収集・運搬体制の構築
- 気候変動に適応した安定的な収集・運搬体制の構築
- 国の動向を注視し、プラスチック資源の一括回収を検討

② 環境負荷の小さい収集車両の導入

環境負荷の小さい収集車両の導入を進め、環境に配慮した収集・運搬体制を構築します。

取り組みの例

- ハイブリッド車などの導入について検討

③ 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

収集作業の安全確保に努めるとともに、介護事業者などとの連携を含め、高齢者や障害者も安心してごみを排出できるよう、制度の周知を行います。

取り組みの例

- 収集・運搬に携わる職員の研修会を実施して安全衛生に関する知識の向上を図るなど、収集作業の安全性の確保
- 高齢者や障害者を対象とした、ふれあい収集のさらなる充実



施策2. (仮称) 環境センターの整備

(仮称) 環境センターの整備に向けた施策



資源物回収拠点、ごみ収集拠点として利用可能な(仮称)環境センターの整備を進めます。

取り組みの例

- 資源物回収拠点(常時排出可能型リサイクルステーション)の確保
- 各環境事業所と美化推進課を統合し、ごみ収集拠点施設として整備
- 大型ごみのリユースなど新たな資源化可能物に対応できる施設として整備
- 災害時に大量に発生する廃棄物の一次仮置場としての活用を検討

施策3. ごみ処理施設の整備・監視体制の強化

ごみ処理施設の整備に向けた施策、搬入物の監視体制の強化などに向けた施策



① ごみ処理施設

東大阪都市清掃施設組合、大東市と連携し、ごみ処理施設の整備を進めます。

取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合、大東市との連携を密にして、新たなごみ処理施設の整備を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を推進
- 新たなごみ処理施設の整備においては、エネルギーの有効利用を図るとともに、周辺環境と調和する環境配慮型の環境にやさしい施設を建設
- 新たなごみ処理施設の整備においては、災害廃棄物処理計画に則り、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を検討



② 環境教育・啓発活動の実施

ごみ処理の現場である東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設での環境教育・啓発活動を進めます。

取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合と連携し、市民・事業者・各種団体に対する環境教育・啓発活動の充実

③ 資源物の分別・収集・保管

今後の社会状況などに応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

取り組みの例

- 分別収集計画などに基づき、東大阪都市清掃施設組合・大東市と連携し、資源物の分別・収集・保管機能を充実

④ 搬入物の監視体制の強化、排出ルールの周知徹底

事業系ごみの収集・運搬事業者の搬入物の監視体制を強化し、排出事業者への指導につなげます。さらにごみ処理施設での処理上の課題について、排出者である市民・事業者への啓発を進めます。

取り組みの例

- 搬入時における廃棄物の定期的な検査と監視体制の強化
- 事業者に対するごみ分別排出の指導の徹底
- 資源化・適正処理の推進を目的とした廃棄物受け入れ基準の見直しを検討
- リチウムイオン電池をはじめとする危険物や処理困難物についての市民・事業者に対する適正排出の周知徹底



施策4. 最終処分場の安定的な確保

安定的な最終処分場の確保に関する施策



本市で発生するごみは、焼却などの処理を行ったのち、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する海上の最終処分場に埋め立てられています。本市は東部の生駒山麓を除き、ほとんどが市街化区域であるため、市内で最終処分場を設置することが困難です。引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場が利用できるよう、国などへの要望を行い、できる限り長く最終処分場を利用できるよう、ごみ減量を推進します。

取り組みの例

- 大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的な最終処分場の安定的な確保を、他自治体と共に国や府へ要望
- ごみ減量の推進による最終処分量の削減



施策5. 適正処理が困難な物への対応強化

適正処理が困難な廃棄物の対応や広域処理体制の整備に関する施策



適正処理困難物の広域処理体制の整備について、国や府へ要望します。また、拡大生産者責任の考え方から、業界団体による適正処理や、販売店での引き取りなど、事業者に協力を求めます。

取り組みの例

- 環境大臣指定一般廃棄物のうち、スプリング入りマットレスなど指定一般廃棄物の品目の拡大や業界引き取りに関する調整の継続を国へ要望
- 業界（販売店）引き取り品目の拡大を国へ要望
- 販売店引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知徹底を推進
- 適正処理困難物や排出禁止物の品目指定を検討
- 適正処理困難物や排出禁止物について、情報提供の充実
- 適正処理困難物の広域処理体制の整備を国や府へ要望
- 在宅医療廃棄物などの啓発方法を検討

施策6. きれいなまちづくりの推進

「不法投棄の防止」や「散乱ごみ防止とまちの美化の推進」に関する施策



① 不法投棄の防止

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、啓発看板・監視カメラなどを設置することや、不法投棄ごみの早期撤去により不法投棄の防止を図ります。

取り組みの例

- 不法投棄禁止看板や監視カメラの設置などによる、不法投棄の防止
- 日常的な市内巡回パトロール、休日パトロールの実施による不法投棄ごみの撤去

② 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

市民・事業者・各種団体とともに、まちの美化活動を促進します。

取り組みの例

- 自治会・学校園・事業者などと協働でクリーンアップ大作戦（市内一斉清掃）を実施
- 地域での清掃活動の支援
- 「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、関係部局と連携し、ごみの散乱防止やまちの美化推進に関する取り組みを強化
- ポイ捨て禁止看板や歩きたばこ禁止ステッカーなどの活用によるまちの美化推進

施策7. 災害廃棄物対策の強化

「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」に基づく「災害廃棄物の処理」に関する施策



国や大阪府が進める災害廃棄物処理の方針に従い、災害発生時の廃棄物処理体制の充実、近隣自治体や関連業界との連携を進めます。また、東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築し、災害発生時のごみの出し方などについて、市民に啓発し、協力を求めます。

取り組みの例

- 災害時のごみの出し方や仮置場などについて、市民へ広報啓発を実施
- 災害時にすぐ対応できるよう、マニュアルを作成し、訓練を実施
- 災害廃棄物の処理に関する協定を関連業界と締結
- 近隣自治体との協力体制を強化するとともに、共同訓練の実施、災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制の確保
- 近畿ブロック協議会などを通じて、国や府との定期的な情報交換などを実施

(3) 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例

1. 買い物をするとき

- マイバッグを活用します。
- 過剰な包装は断ります。
- 詰め替え商品を選びます。
- ばら売り、量り売りの商品を選びます。
- 買ってすぐ食べる商品は、商品棚の一番手前にある商品を選びます。
- レンタル品や中古品を利用します。
- トイレットペーパーや文房具などは、再生品を選びます。
- 環境に配慮した商品を選びます。

2. 普段の生活の中で

- 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。
- 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。
- 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。
- 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。
- 使い捨て容器の使用を控えます。
- 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。
- 生ごみの水切りや生ごみ処理機（コンポストなど）による堆肥化を実践します。
- まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。
- プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。
- 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。
- 水銀使用製品（蛍光灯・乾電池・血圧計・体温計など）・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。

事業者・各種団体の行動例

1. すべての事業者（各種団体）

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 再生品の使用を推進します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- グリーン購入に努めます。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しによる副産物の削減など資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減に向けた啓発を行います。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て物品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

行政の行動例

市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向け環境学習の実施に努めます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議では、できるだけペーパーレス化に努めるなど、コピー用紙の使用量を抑制するとともに、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- 飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。

<コラム> 東大阪市役所での古紙類の分別について

東大阪市役所の事例です。古紙類を分別して、古紙業者に引き渡しています。

「PPC（コピー）用紙・雑紙・新聞紙」などに分別しています。

封筒、メモなどは使用済みの封筒などに入れて、排出時に散らばらないように工夫しています。

また、裏紙利用推進ボックスをコピー機の近くに置き、ミスプリントなどのコピー用紙を有効活用しています。



古紙類分別ボックス



裏紙利用推進ボックス

5 重点プロジェクト

本計画の目標を達成するために、比較的大きな減量効果が見込まれる取り組みを重点プロジェクトとして設定しました。

重点プロジェクトは、国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度に実施した東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査や市政世論調査、東大阪市地域研究助成金事業の研究結果などから、施策内容を定めました。

表 24 重点プロジェクトとその内容

重点プロジェクト	主な「取り組みの例」	施策との関連
重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋プラスチックごみ問題の啓発促進 ● プラスチック製容器包装の分別徹底 	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開
重点プロジェクト2 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの啓発冊子の作成及び啓発 ● 事業者との食品ロス削減に関する協働啓発 	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 II-4 公共施設における率先行動の充実
重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点回収及び集団回収の未実施地域解消 ● 行政以外への排出の情報提供 	I-1 環境にやさしい生活の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-4 公共施設における率先行動の充実 III-1 時代に応じた収集・運搬体制の構築
重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小規模事業者が排出するごみの実態把握 ● 事業系ごみ削減マニュアルの作成及び情報提供の充実 	I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 III-3 ごみ処理施設の整備・監視体制の強化
重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な世代を対象にした環境教育・環境学習の充実 ● 大学などと連携した学生向けの啓発 	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減

- プラスチックごみの不適正処理による海洋汚染が地球規模の問題となっています。本市においても令和元年8月22日に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長と議長の連名で行いました。今後、市民・事業者・各種団体・行政の協働による取り組みを進めてまいります。

本市におけるごみや資源の排出方法の現状

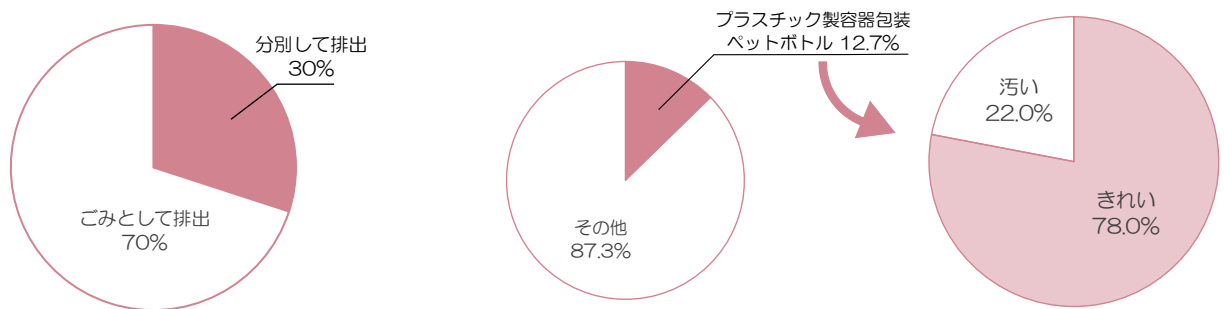
- 令和元年度に実施したごみ質調査では、排出された全てのプラスチック製容器包装のうち30%が分別して排出^{※1}されており、残りの70%はごみとして排出されています。(図25)

※1 分別協力率(%) = プラスチック製容器包装に排出された分別対象品目の量 ÷ (家庭ごみに排出された分別対象品目の量 × 食品付着率を加味) + プラスチック製容器包装に排出された分別対象品目の量

- また、資源化可能なプラスチック製容器包装(ペットボトルを含む)が家庭ごみ(燃えるもの)中に12.7%^{※2}含まれており、そのうち78%がきれいな状態で排出されているため、分別することで資源化可能です。(図26)

※2 ペットボトルを除いたプラスチック製容器包装は家庭ごみ中の11.5%です。

- 令和元年度に実施した東大阪市市政世論調査では、プラスチック製容器包装を分別していない理由として「汚れを落としたり、分別することが面倒である」と回答した市民が最も多く、啓発方法の見直しが必要です。(図27)

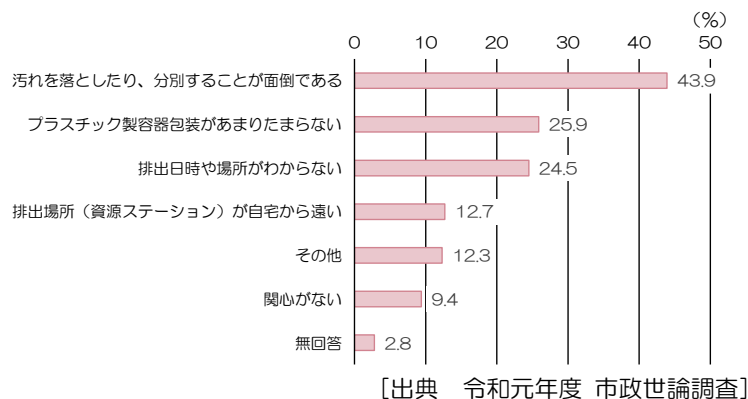


[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 25 プラスチック製容器包装の分別協力率

図 26 家庭ごみ中に分けずに捨てられているプラスチック製容器包装の割合と汚れ具合



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 27 プラスチック製容器包装を分別していない理由

取り組み方針と取り組みの例

プラスチック製容器包装の分別収集、使い捨てプラスチックの発生抑制を中心に、プラスチックが使用されるあらゆる場面で代替策を提案し、市民・事業者・各種団体の取り組みを促進します。あわせて、行政による率先した取り組みを推進します。

取り組みの例

- 海洋プラスチックごみ問題の啓発促進
環境教育出前講座や各種イベントで海洋プラスチックごみ問題の啓発を通じて、分別への協力を結びます。
- プラスチック製容器包装の分別徹底
プラスチック製容器包装やペットボトルの分別方法を分かりやすく記載した、小冊子や質問集を用いることで、効果的な啓発を展開し、分別の徹底を図ります。
- 環境配慮型の物品調達
生分解性素材を利用したごみ袋など、プラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や市民への情報提供、使用促進を行い、環境負荷を減らすための製品の普及啓発を図ります。
- 使い捨てプラスチックの削減
ふれあい祭りなどのイベントでリユース食器の普及拡大に向けた導入支援、マイボトル持参による割引などを行っているマイボトル推奨店舗の情報提供などを行い、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- 事業者とのプラスチックごみ削減に関する協働啓発
市民が日常的に利用するスーパーマーケットなどの協力を得て、キャンペーンの実施や啓発物の提供を行い、事業者と協働でプラスチックごみの削減を図ります。

プラスチックごみ問題

容器や包装、様々な製品に用いられ、私たちの生活に浸透しているプラスチック。便利である一方で、様々な課題が明らかになっています。

[限りある石油資源の枯渇につながります]

多くのプラスチックは、石油を原料としています。プラスチックの利用は、限りある石油資源の枯渇につながります。

[地球温暖化、気候変動の進行につながります]

石油の採掘、輸送、精製、生産の一連の過程でエネルギーを利用し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出し、さらに、ごみとして排出された後、焼却される際にも二酸化炭素を多量に排出します。

[海洋プラスチック、マイクロプラスチック問題につながります]

製品に含まれるプラスチック製のマイクロビーズや、自然環境に流出し、細かく砕けたプラスチックである「マイクロプラスチック」が年々海にたまり続けています。2050年までには海洋中の魚類生物の重量を超えるプラスチックが海に溜まる^{*}と言われており、海洋生態系への影響が懸念されています。

^{*} The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics, Ellen MacArthur Foundation ,2016

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKATRY
HIGASHIOSAKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKA

東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言



現在、プラスチックは、その利便性から私たちの生活の中に浸透している一方で、不用意にごみとして捨てられるなど適正に処理されないものが河川などを通じて海へ流れ込み、海の環境や生態系に影響を与えることが、地球規模の問題となっています。

ラグビーワールドカップ2019™の試合会場となり、世界中のみなさまを迎え入れる東大阪市は、プラスチックの資源循環を推進し、ごみのポイ捨て防止に率先して取り組み、世界全体の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していく必要があります。

東大阪市は、「環境にやさしい ごみを出さないまち東大阪」のローガンのもと、市民・事業者・行政の三者協働による3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動、まちの清掃活動をさらに進め、議員・職員によるマイバッグやマイカップ・マイボトルの活用を率先して行い、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取り組みを進める「プラスチックごみゼロにトライ！」することをここに宣言します。

令和元年8月22日

東大阪市長 

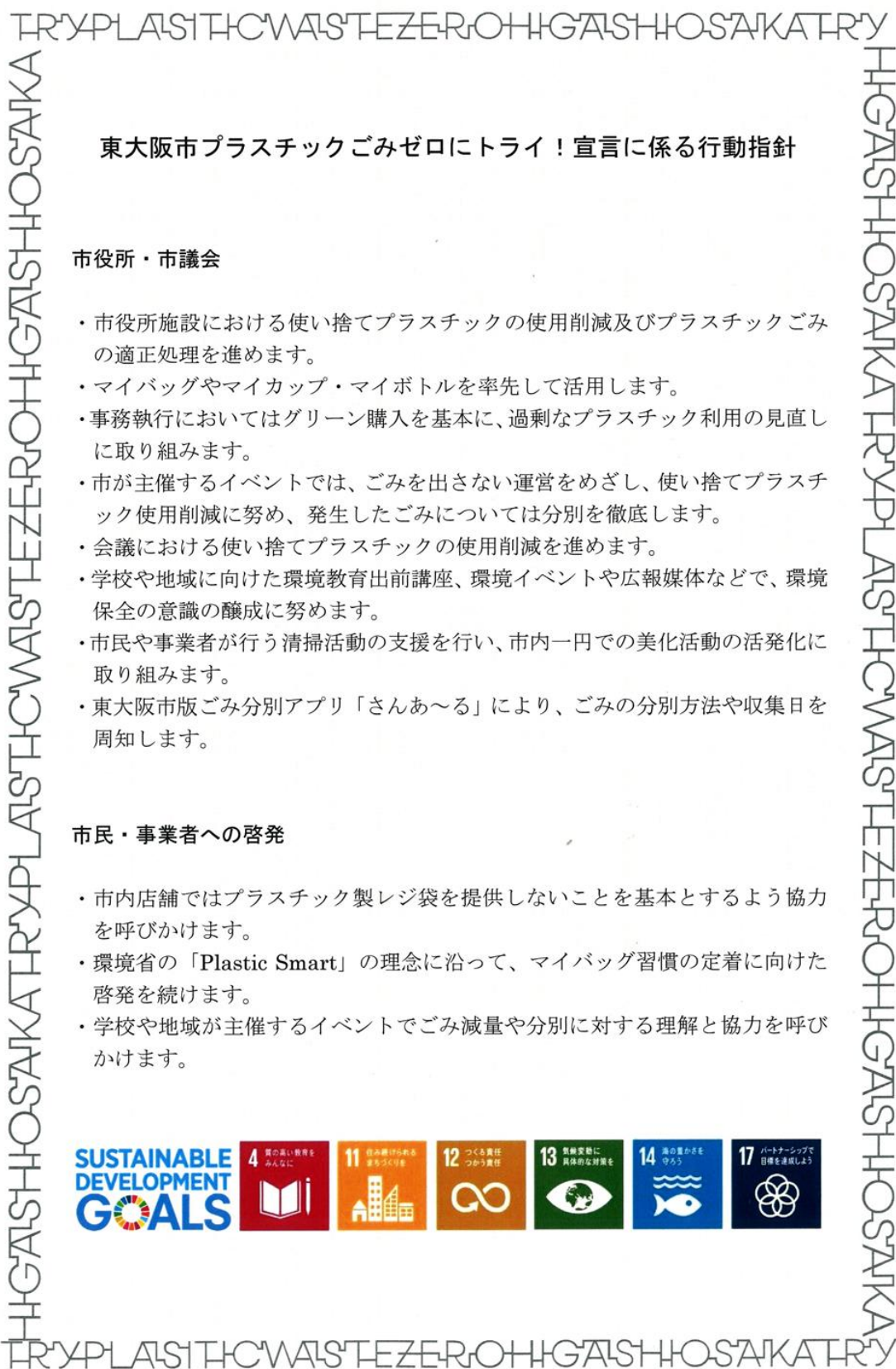
東大阪市議会議長 



Plastics Smart

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKATRY
HIGASHIOSAKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKA

図 28 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」



東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言に係る行動指針

市役所・市議会

- ・市役所施設における使い捨てプラスチックの使用削減及びプラスチックごみの適正処理を進めます。
- ・マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- ・事務執行においてはグリーン購入を基本に、過剰なプラスチック利用の見直しに取り組みます。
- ・市が主催するイベントでは、ごみを出さない運営をめざし、使い捨てプラスチック使用削減に努め、発生したごみについては分別を徹底します。
- ・会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- ・学校や地域に向けた環境教育出前講座、環境イベントや広報媒体などで、環境保全の意識の醸成に努めます。
- ・市民や事業者が行う清掃活動の支援を行い、市内一円での美化活動の活発化に取り組みます。
- ・東大阪市版ごみ分別アプリ「さんあ〜る」により、ごみの分別方法や収集日を周知します。

市民・事業者への啓発

- ・市内店舗ではプラスチック製レジ袋を提供しないことを基本とするよう協力を呼びかけます。
- ・環境省の「Plastic Smart」の理念に沿って、マイバッグ習慣の定着に向けた啓発を続けます。
- ・学校や地域が主催するイベントでごみ減量や分別に対する理解と協力を呼びかけます。



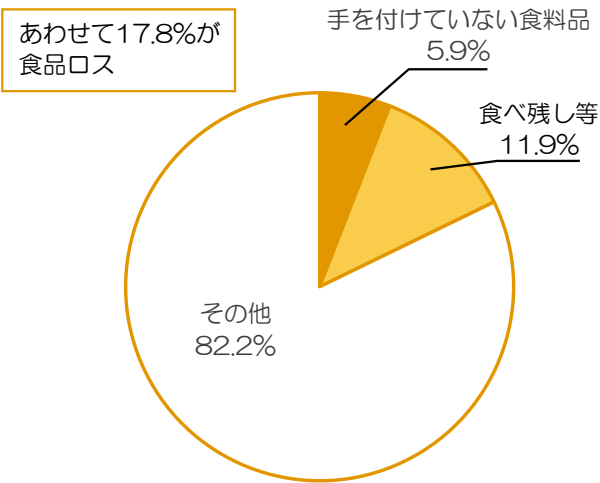
図 29 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言に係る行動指針」

重点プロジェクト2 食品ロスの削減

- 平成 29 年度の統計では国内で発生する食品ロスは、年間約 612 万トン、うち家庭系が約 284 万トン、事業系が約 328 万トンと推計されており、多くの食品が捨てられています。
- 家庭系の食品ロス削減については、買い物、調理、保存、外食などそれぞれの場面に応じた啓発が必要です。また、事業系の食品ロス削減については、製造業者、卸売業者、小売業者、外食事業者の一体となった取り組みが必要です。

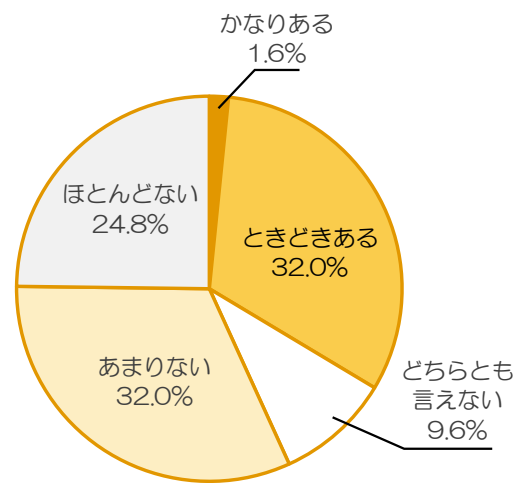
本市における食品ロスの現状

- 令和元年度に実施したごみ質調査では、家庭ごみ中に手付かず食品が 5.9%、食べ残しなどが 11.9%含まれており、本市では推計で年間約 1 万 5,500 トンが食品ロスとして処分されている計算になります（図 30）
- 令和元年度に市民を対象に実施した市政モニターアンケートでは「普段の生活において食材を捨てたり、食べ残しを捨てたりすることがありますか」という問いに対し「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の 33.6%となり、更なる食品ロスの削減に向け、協力を求めるはたらきかけが必要です。（図 31）
- 令和元年度に東大阪市地域研究助成金事業を活用し、市内の食品関連事業者（小売店・飲食店）を対象に実施した「食品ロス抑制行動と意識に関する研究」では、事業者が「ポスターやポップなどの掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動にあまり取り組めていない」という報告があり、事業者へ協力を求める働きかけが必要です。



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画
改訂に伴う基礎調査報告書]

図 30 家庭ごみ中の食品ロスの割合



[出典 令和元年度 市政モニターアンケート]

図 31 食材や食べ残しの廃棄経験

取り組み方針と取り組みの例

食品ロスのうち、家庭から発生するものと、飲食店や食品小売店から事業系一般廃棄物として排出されるものを対象に、市民や事業者が食品ロス削減に向けた行動を実践しやすい環境づくりを行い、取り組みを促進します。

取り組みの例

- 食品ロスの啓発冊子の作成及び啓発
家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを削減する手法などをまとめた啓発冊子を作成し、日常生活で食品ロス削減が可能であることを示すことで、さらなる食品ロス削減の浸透を図ります。
- 食品ロスに関するセミナーの実施
市民を対象に環境にやさしい食のありかたを学ぶ場を提供し、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。
- フードドライブの実施検討
家庭で余っている食品を公共施設などで集め、集まった食品をNPO法人や福祉団体に提供する仕組みを構築し、食品ロスの削減を促進します。
- フードシェアリングサービスの利用促進
事業者と協定を結ぶなど、フードシェアリングサービスについてウェブサイトやSNSで情報提供を行い、利用の促進を図ります。
- 事業者との食品ロス削減に関する協働啓発
食品関連事業者を対象に、ポップなどの啓発資材を提供することやスーパーマーケットなどの店頭で啓発物の配布などを行い、事業者と協働で啓発を行います。

食品ロス削減目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）において、家庭系食品ロスの削減目標（2030年までに半減）が定められ、同様に食品リサイクル法の基本方針（令和元年7月）においては、事業系食品ロスの削減目標が定められました。

本市においても、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で食品ロスの半減をめざします。

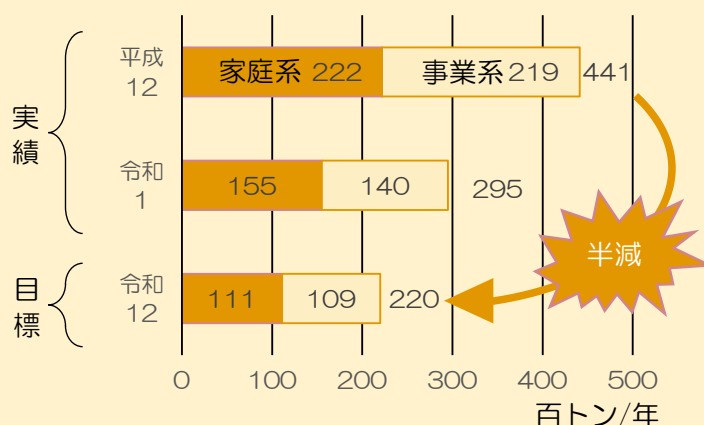


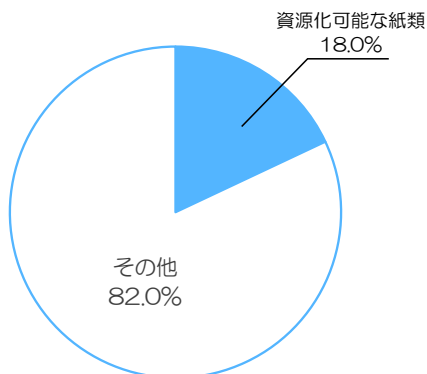
図 32 東大阪市の食品ロス発生量（推計）と削減目標

重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築

- 令和元年度における焼却処理量や資源化率の目標が達成できていないため、資源の分別収集や集団回収など、資源化の取り組みの中心となる施策を進めるとともに、その施策を補完する仕組みづくりを行い、多様化する排出ニーズに対応していきます。

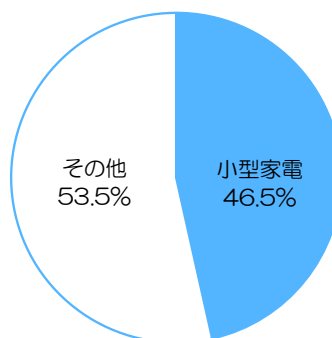
本市におけるごみや資源の排出方法の現状

- 令和元年度に実施した家庭系ごみの組成調査では資源化可能な紙類が家庭ごみ（燃えるもの）中に 18.0%（図 33）資源化可能な小型家電類がもえない小物（不燃の小物）中に 46.5%含まれています。（図 34）
- 令和元年度に実施した市政世論調査では、古紙類の排出について、「集団回収に出している」と回答した方が 59.1%と最も多かったものの、次いで「家庭ごみ（燃えるもの）に出している」と回答した方が 25.5%となっており、市や事業者が設置している回収ボックスに出している人は 1 割未満でした。（図 35）
- 集団回収量について、新聞購読世帯の減少やペーパーレス化などが進み、減少傾向にあります。
- 集団回収や小型家電など、資源物の拠点回収について、一部空白地域が発生しており、市民の排出環境を整えるためにも空白地域の解消が必要です。



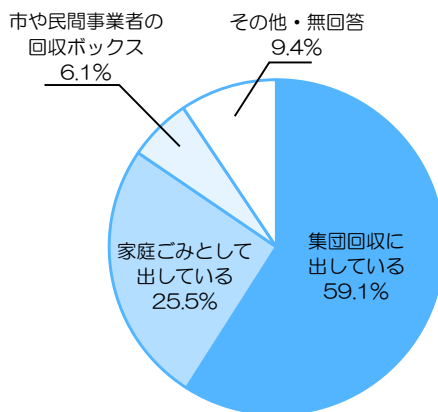
[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 33 「家庭ごみ」中の資源化可能な紙類



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 34 「もえない小物」中の小型家電



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 35 古紙類の排出先

取り組み方針と取り組みの例

主に家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。

また単に分別を進めるだけではなく、分別が難しい方へのサポートもあわせて実施します。

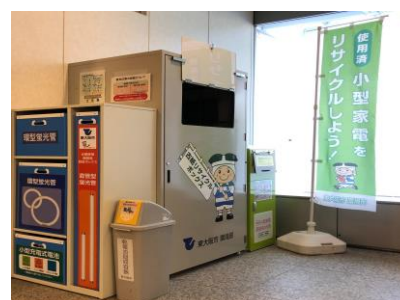
取り組みの例

- 既存の分別区分の見直し
もえない小物（不燃の小物）類について、小型家電リサイクル法への対応も含めた不燃物・金属類の分別収集・運搬制度の整理を図り、排出環境を整備します。
- 拠点回収及び集団回収の未実施地域解消
市が定期収集を行っていない資源物の回収について、拠点回収を拡充します。
また、集団回収の未実施地域解消に向けて、地域への働きかけを行うとともに、地域への引継ぎを前提とした行政の一時的な古紙回収を検討し、古紙類の排出環境を整えます。
- 新たな回収品目の検討
現状では回収していない品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向などを見極めながら、新たな資源化の方策を検討していきます。
- 行政以外への排出先の情報提供
不用品のリユースを市民に定着させるため、民間のリユースショップやフリーマーケット、インターネットを活用したフリマアプリなどへの排出先の情報提供を行い、リユースへの意識付けを推進します。
- ふれあい収集の充実
ふれあい収集に関する必要な情報を提供できるよう、ウェブサイトや市政だよりを用いて制度の周知を行い、高齢者世帯などの日常生活における負担軽減やごみの適正処理を図ります。
- 地域でのごみ問題への細かな対応
地域のごみ問題について、北部環境事業所地域班及び美化推進課が窓口となり、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

表 25 資源の拠点回収

回収品目	実施場所	拠点数
蛍光管・乾電池	市内協力店・公共施設	88
小型充電式電池	公共施設・市内回収店*	82
小型家電	市内協力店・公共施設	25
古紙類	公共施設	13
ペットボトル	市内協力店・公共施設 市内回収店*	35
水銀血圧計 水銀体温計	市役所本庁舎・各環境事業所 各保健センター	8

※独自で回収 令和3年2月時点

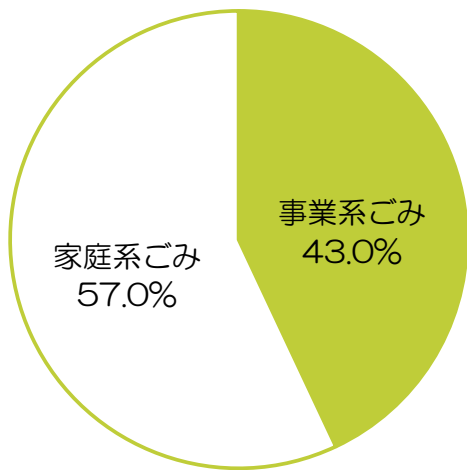


重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進

- 事業者による分別排出では、人的・経済的負担が増加するケースが多く、取り組みの弊害となっていますが、平成30年度の本市における1事業所あたりの事業系ごみ排出量は府内の10万人以上の22市中で少ない方から11番目となっており、削減の余地があります。(32ページ参照)
- 事業者におけるごみ減量・資源化の意識を向上させるため、事業規模に応じた情報提供や取り組みを充実させます。

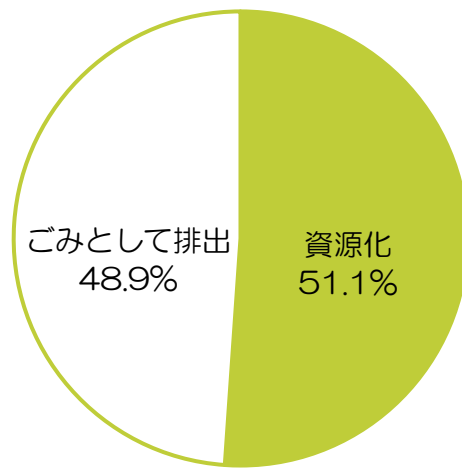
本市における事業系ごみの現状

- 東大阪市で発生する一般廃棄物のうち43%を事業系廃棄物が占めており、家庭系廃棄物と並行して減量・資源化を進める必要があります。(図36)
- 特定事業者(57ページ参照)から令和元年度に排出された一般廃棄物15,060トンのうち、51.1%が資源化されています。なお、資源化されているものの大半は紙類が占めています。(図37)
- 事業者の排出実態は一様ではなく、規模や業種別に把握が必要で、特に本市においては、数多く立地している中小規模事業者の実態把握が必要です。



[東大阪市 資料]

図 36 「事業系ごみ」の割合(令和元年度)



[東大阪市 資料]

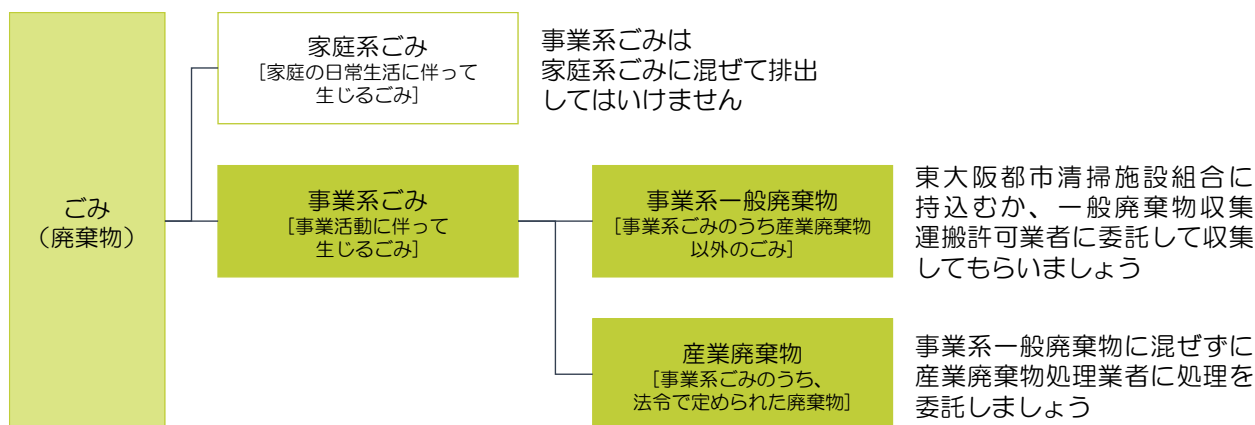
図 37 「特定事業者」のごみ中の資源化率

取り組み方針と取り組みの例

事業系ごみの減量や資源化の促進施策を事業所の規模別に展開していきます。その中で、様々な情報提供や排出指導だけでなく、事業系ごみの分別排出や資源化ルートの確保を行います。

取り組みの例

- 大規模事業所の対象規模見直し
面積要件のみではなく、ごみ排出量の観点を導入し、特定事業者の対象を拡大し、さらなる事業系ごみの減量につなげます。
- 中小規模事業者が排出するごみの実態把握
ごみの排出実態が把握しにくい中小規模事業者について、経済センサスの活用や事業者団体などと連携し、訪問やアンケートなどにより実態を把握し、効果的なごみ減量指導を実施します。
- 事業系ごみ削減マニュアルの作成及び情報提供の充実
事業所から排出されるごみの減量、適正処理に向けて、事業系ごみの区分、品目、排出方法などを記載したマニュアルを作成し、啓発や減量指導などに活用します。
- 事業者を対象とした研修会の開催
事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。
- 公共施設で発生する古紙類のリサイクル推進
紙類の使用量が多い部局を中心として、一般古紙や機密文書のリサイクルのさらなる促進を図ります。



[日本産業廃棄物処理振興センター産業廃棄物処分課程 テキストをもとに作成]

図 38 事業系ごみの出し方

重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発

- 幅広い年齢層の市民が気軽に楽しく環境問題に興味を持ち、3Rの取り組みに主体的に参加しやすいよう、環境教育出前講座やIT媒体などを活用した啓発を進めます。
- 環境に対する意識は世代差が大きく、比較的関心が低い傾向にある若年世代に対して、分別方法や処分方法を周知することで廃棄物の適正処理を推進します。

本市における環境教育の現状

- 環境教育出前講座を中心に様々な機会を通じて環境教育・学習、啓発を行っています。

環境教育出前講座	ECOポスター コンクール	ECOファミリー フェスタ
<ul style="list-style-type: none"> ○ パッカー車派遣や紙すき教室等 【49回】 ○ 地域フェスタでのごみ分別【22回】 ○ 自治会等でのごみ減量講座【15回】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校からの応募 【347作品】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連イベントの実施 【来場者数1,500人(H29)】 

(注)【 】内は、特に記載がないものはR1年度実績

表 26 環境教育出前講座のメニュー

番号	事業名	事業内容	対象
1	ごみ処理のながれとスケルトンパッカー車の派遣	小学4年生で習う「くらしとごみ」に合わせたごみ処理のながれ、分別の必要性について説明	小学生高学年 (主に4年生)
2	スケルトンパッカー車派遣と紙芝居	幼児期から環境に興味を持ってもらえるよう、手作り紙芝居を通じてごみの分別・減量について説明、パッカー車と記念撮影	保育所・幼稚園 など
3	自分だけのエコバックを作ろう！ ～もう、レジ袋はいらない～	世界でひとつだけのマイバックづくり	小学生(低学年) 保育所・幼稚園 など
4	エコキャップアート ～ごみから作れる芸術～	ペットボトルを用いて分別の必要性を伝えるとともに、ペットボトルのキャップを活用した絵の制作	小学生(高学年) 中学生・一般など
5	紙すきハガキ作り教室	紙すきで牛乳パックからハガキを作成	小・中学生 一般 など
6	ごみの分け方・出し方教室	ごみ・資源を出す曜日など、正しいごみの分け方出し方について説明	一般 など
7	雑がみをリサイクルしよう ～かみはごみじゃない～	日常生活で出る紙にはリサイクルできるものがたくさんある。雑がみ袋を活用して雑がみのリサイクルの説明。	小・中学生 一般 など
8	やってみよう！ 資源ステーションで分別	職員が、地域で実施されるフェスティバルやイベントに出向き、ごみを分別して出してもらった「資源ステーション」の指導を実施	小・中学生 一般 など
9	ECOポスターコンクール	3Rの推進・地球環境保全や環境美化を推進するためのポスターコンクール	小・中学生
10	みんなで減らそう食品ロス！	食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」について学び、減量のための取り組みを一緒に考えるワークショップ	小・中学生 一般 など
11	地球温暖化って何？ ～みんなでとめよう地球温暖化～	台風の大規模化や異常気象の原因といわれる、地球温暖化について、仕組み・原因・対策などの基礎的な学習や、省エネルギーに関する実験(LED・蛍光灯など)や電気自動車の説明	小学生(高学年)
12	みんなで考えよう！エネルギー問題	エネルギー問題について学んでもらうとともに、クリーンエネルギー自動車である水素自動車の紹介や電気自動車の試乗を通じた体験学習	小学生(高学年)
13	生活騒音について考えよう	パンフレットを活用し、生活騒音について説明。	小・中学生 一般 など

取り組み方針と取り組みの例

ごみ減量や分別の取り組みが進んでいない層を中心に、ごみ減量の必要性と、その日から始められる具体的な手法について啓発を行います。

取り組みの例

- 様々な世代を対象にした環境教育・環境学習の充実
今後顕在化するごみ問題をテーマとした環境教育出前講座をメニューに追加するとともに、学校園や地域団体へ啓発を行います。
- 大学などと連携した学生向けの啓発
情報が届きにくい大学生に対して、東大阪市大学連絡協議会などと連携し、ごみ問題や分別の必要性について理解を進め、啓発を行います。
- ごみ減量の市民向け講演会やリサイクル教室などの開催
市民を対象としたごみ問題にかかる講演会や不要になった材料を用いたリサイクル教室などとおして、日常生活におけるごみ減量の実践と環境への意識の高揚を図ります。
- 家庭に対する地球温暖化問題の周知
家庭から出る温室効果ガスの見える化とエネルギー削減対策の提案を行う「うちエコ診断」の実施などとおして、地球温暖化問題への関心を高めます。
- 地域で学習しやすい啓発物の作成及び提供
地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と連携し、地域内で自主的に学習ができるよう、分かりやすい啓発物を作成し、活用していただくことで地域内での情報共有による行動の波及を図ります。
- IT媒体による情報の充実
3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。
- 事業者を対象とした研修会の開催【再掲】
事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。



6 計画の進行管理

(1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開をめざすため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、市民・事業者・各種団体との連携強化による計画推進体制を充実します。

(2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画(毎年度作成)、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、市政だよりや市ウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

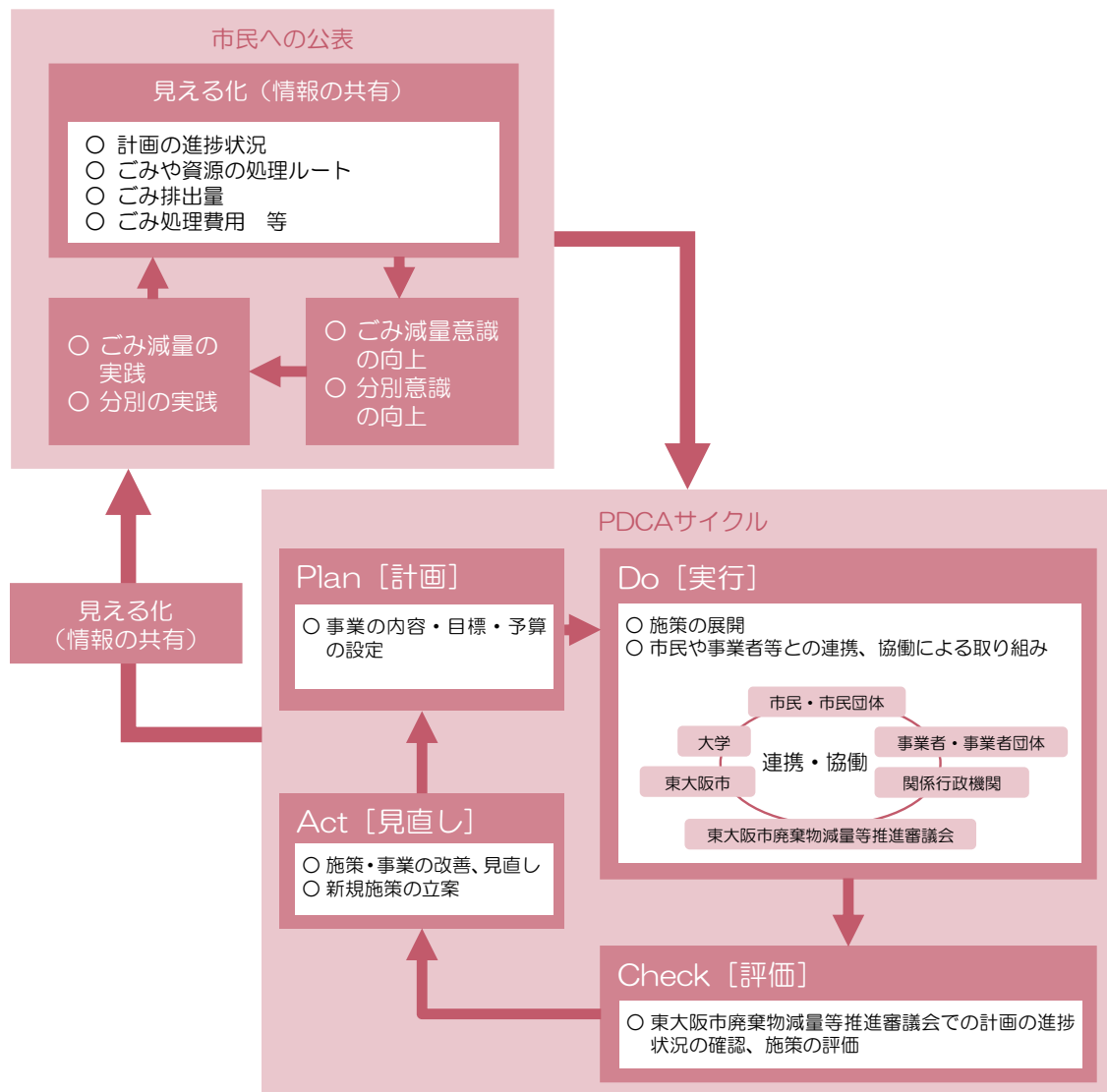


図 39 計画の進行管理方法

第2部

生活排水 処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理システムの概要

令和元年度末の生活排水処理システムの概要は以下のとおりです。

東大阪市では、公共下水道を中心として、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとり・自家処理により、生活排水の処理を行っています。

水洗化人口は、令和元年度末現在で、本市の人口の約96%の46万8千人となっており、水洗化率は年々増加しています。また、下水道整備が済んだ地域における下水道接続への啓発により、くみとり・自家処理人口や浄化槽処理人口は減少しています。し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、年々減少傾向にあり、今後も減少が続くと見込まれます。

なお、下水道計画処理区域外となっている山間部では、くみとり又は単独処理浄化槽でし尿が処理されており、生活雑排水は未処理のまま河川などに放流されています。生活雑排水を未処理のまま放流することは、環境への負荷が大きいことから、早期に合併処理浄化槽での処理を行うことが必要です。

表 27 生活排水の処理システムの概要

項目	年度							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1.計画処理区域内人口(総人口)	502,089	500,296	497,949	495,543	493,115	490,937	489,393	487,709
2.水洗化・生活雑排水処理人口(人)	475,612	477,456	476,311	474,586	472,792	471,898	470,618	469,245
(1)合併処理浄化槽	872	810	783	777	750	1,151	1,096	1,028
(2)下水道	474,740	476,646	475,528	473,809	472,042	470,747	469,522	468,217
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	21,035	18,031	17,326	17,131	16,903	15,896	15,867	15,848
4.くみとり、自家処理人口	5,442	4,809	4,312	3,826	3,420	3,143	2,908	2,616
5.計画処理区域外人口(人)	75	74	74	72	71	65	69	63
6.総人口※(人)	502,164	500,370	498,023	495,615	493,186	491,002	489,462	487,772

※ 総人口は3月末時点の住基台帳人口(外国人登録者数を含む)です。

第1章 生活排水処理の現状と課題

(2) 河川の状況

市内を流れる主要河川である恩智川、第二寝屋川、長瀬川の3河川について、過去10年間のBOD（生物化学的酸素要求量）平均値の推移を表28及び図40に示します。

恩智川ではBODが減少傾向、更に長瀬川や第二寝屋川上流の巨摩橋でも低い値で推移しており、水質が改善され、本市及び流域市での生活雑排水対策が進んできたことを示しています。第二寝屋川下流の新金吾郎橋においても、BODは増減を繰り返しているが長期的には減少傾向を示しており、一定の改善は進んでいると見込まれます。

なお、いずれの河川についても環境基準に適合しています。

表 28 主要河川のBOD平均値の推移

河川			年度									
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
恩智川	上流	三池橋	7.8	6.5	5.2	5.2	4.6	3.6	3.8	4.1	3.9	3.1
	下流	南新田橋	6.6	4.6	4.6	3.8	3.2	3.6	3.6	3.7	4.0	3.1
第二寝屋川	上流	巨摩橋	3.5	2.5	2.9	2.2	1.7	1.6	1.4	2.0	2.6	2.7
	下流	新金吾郎橋	6.5	4.5	5.8	6.0	7.0	3.1	4.8	5.4	6.4	4.0
長瀬川	上流/本流	藤美橋（本）	3.1	3.4	3.6	2.5	2.0	1.9	2.1	2.9	3.5	2.9
	上流/側流	藤美橋（側）	5.1	3.5	2.9	2.5	1.9	1.7	2.3	2.0	2.1	2.8
	下流	新田橋	3.2	3.7	3.0	2.1	1.4	1.5	1.5	2.3	2.1	2.1

(mg/L)

[東大阪市統計書]

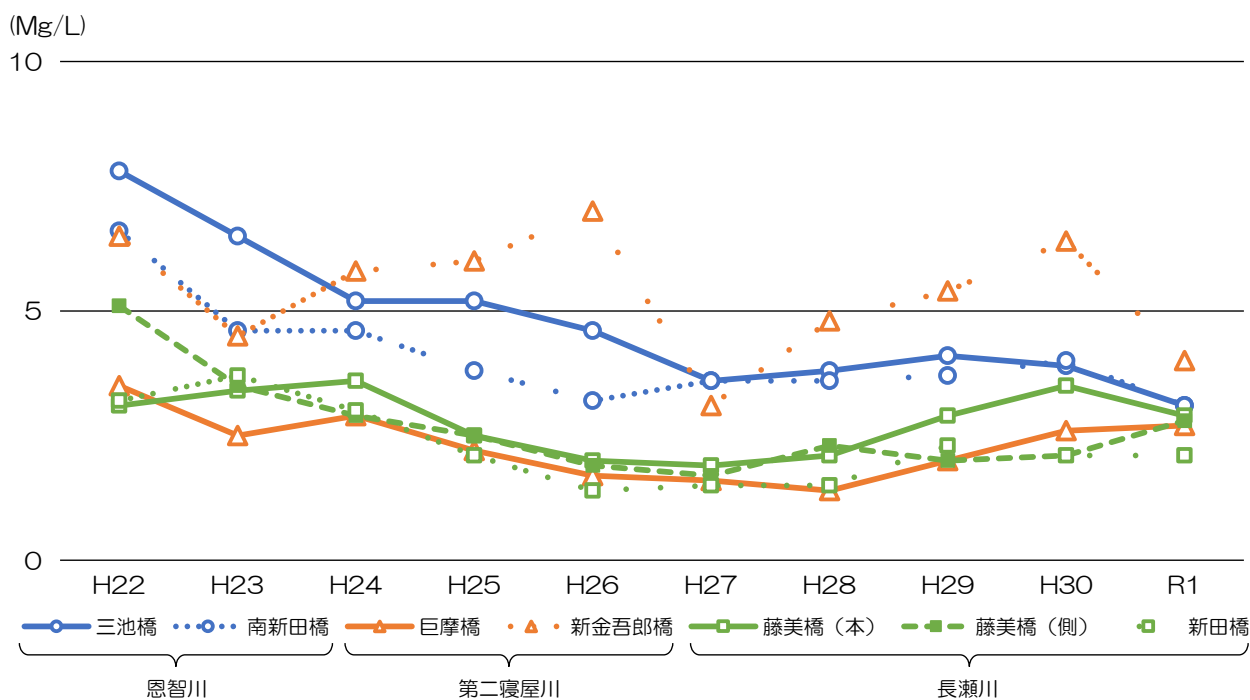


図 40 主要河川のBOD平均値の推移

2 計画策定に当たっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するに当たっての基本的課題を以下に示します。

(1) 下水道整備の状況

令和元年度の本市の下水道普及率は99.9%であり、ほぼ概成されていますが、わずかに残る未整備地区については、早期に整備を行います。

(2) 下水道への速やかな接続

下水道処理区域内において今なお残るくみとり、単独浄化槽処理世帯などに関しては、下水道への早期接続を促します。また、法令に定められた下水道への接続義務がある世帯などに対しては、接続への指導の強化などの取り組みを行う必要があります。

(3) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

現時点において浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び検査についての啓発を進めるなど、適正な維持管理に努める必要があります。

(4) 市内河川の水質改善

市内河川の水質は一定の改善が進んでいますが、このきれいな河川を維持するために、市ウェブサイトなどで河川の水質についての情報提供を行うとともに、家庭や事業所でできる生活雑排水対策について啓発、情報提供を進める必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

(1) 達成目標

市内を流れる川は、前節の図表に示したように、近年、水質の改善が図られています。これは、下水道整備に伴って家庭などからの生活雑排水が下水道に接続されたり、合併処理浄化槽などで適切に処理されたためだと考えられます。

しかしながら、くみとり世帯などを中心として、依然として未処理の生活雑排水などが公共水域へ放流されていると見込まれることから、今後、生活雑排水の適切な処理を促進する必要があります。

(2) 基本方針

基本方針を定めるに当たり、本市の地域特性などを以下のように整理しました。

①市街化区域など（下水道計画処理区域内）

- ほとんどの地域で下水道整備が完了されています。
- 残された区域で、下水道整備を進めます。
- 下水道に未接続の世帯などの把握、現在、区域内に設置されている浄化槽については適正な管理指導、下水道への速やかな接続を促します。
- 下水道に未接続の世帯などに対して、下水道への速やかな接続を促します。

②その他の区域（下水道計画処理区域外）

- 生駒山域などの山間部では、世帯が点在しており、コミュニティプラントでの処理にはなじまないため、合併処理浄化槽での処理を促します。
- 既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を進めます。

2 基本計画

(1) 今後のし尿／浄化槽汚泥処理の見通し

市街化区域については、早期に下水道による汚水処理の人口普及率 100%をめざして下水道整備及び下水道接続への啓発を進めます。

下水道未接続世帯などについては、適切な生活排水処理の啓発と指導を行うとともに、今後もしばらくはし尿処理などについても継続する必要があることから、当面は現在と同様に、収集された一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）は下水道への希釈投入により適切な処理を実施します。

なお、過去 5 年間の実績から将来のし尿処理量や浄化槽汚泥処理量の推移の予測を図 41、表 29 に示します。

予測に用いた処理形態別人口を表 30 に示します。令和元年度末の人口のうち、下水道計画処理区域内人口が 487,709 人、下水道計画処理区域外人口が 63 人です。今後は、この比率を保つ予測しています。

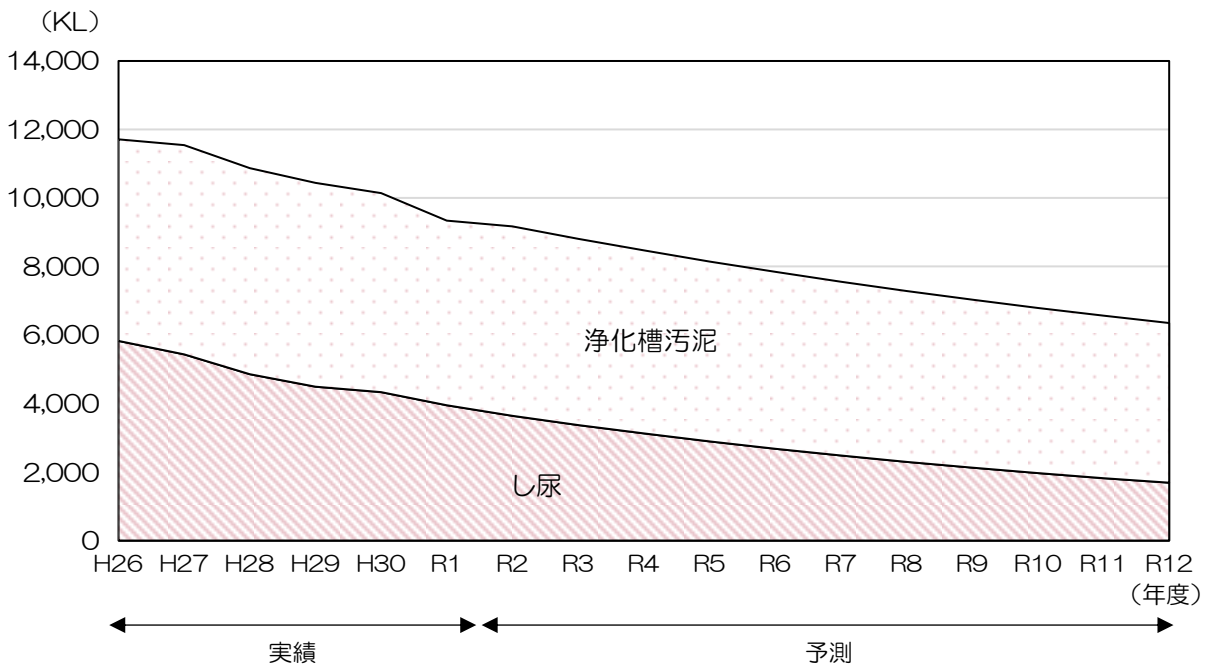


図 41 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測

表 29 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測 (KL)

項目	令和元年度 (実績)	令和7年度	令和12年度
し尿	3,951	2,478	1,686
浄化槽汚泥	5,384	5,076	4,662

表 30 生活雑排水の処理形態別人口の予測

項目	年度		
	令和元年度※ ¹ (実績)	令和7年度※ ²	令和12年度※ ²
1.計画処理区域内人口(総人口)	487,709	473,455	453,146
2.水洗化・生活雑排水処理人口	469,245	460,666	443,989
(1)合併処理浄化槽	1,028	731	550
(2)下水道	468,217	459,935	443,439
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	15,848	11,413	8,339
4.くみとり、自家処理人口	2,616	1,376	818
5.計画処理区域外人口	63	55	47
6.総人口	487,772	473,510	453,193

※1 令和元年度の総人口は令和元年3月末時点の住基台帳人口(外国人登録者数を含む)です。

※2 令和7年度以降の人口予測については、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」の数値を用いています。

(2) 処理目標

計画の中間目標年度である令和7年度に、生活雑排水処理率100%を達成することをめざします。

生活雑排水の処理目標を表31に示しています。また、目標における人口の内訳を表32に示しています。

表 31 生活雑排水の処理目標

項目	年度		
	令和元年度 (実績)	令和7年度	令和12年度
生活雑排水処理率	96.2%	100%	100%

表 32 目標における人口の内訳

項目	年度		
	令和元年度 (実績)	令和7年度	令和12年度
行政区域内人口※ ¹	487,772	473,510	453,193
計画処理区域内人口	487,709	473,455	453,146
水洗化・生活雑排水処理人口※ ²	469,245	473,510	453,193

※1 行政区域内人口とは、東大阪全域の人口とします。

※2 水洗化・生活雑排水処理人口とは、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口です。

第2章 生活排水処理基本計画

(3) 処理計画

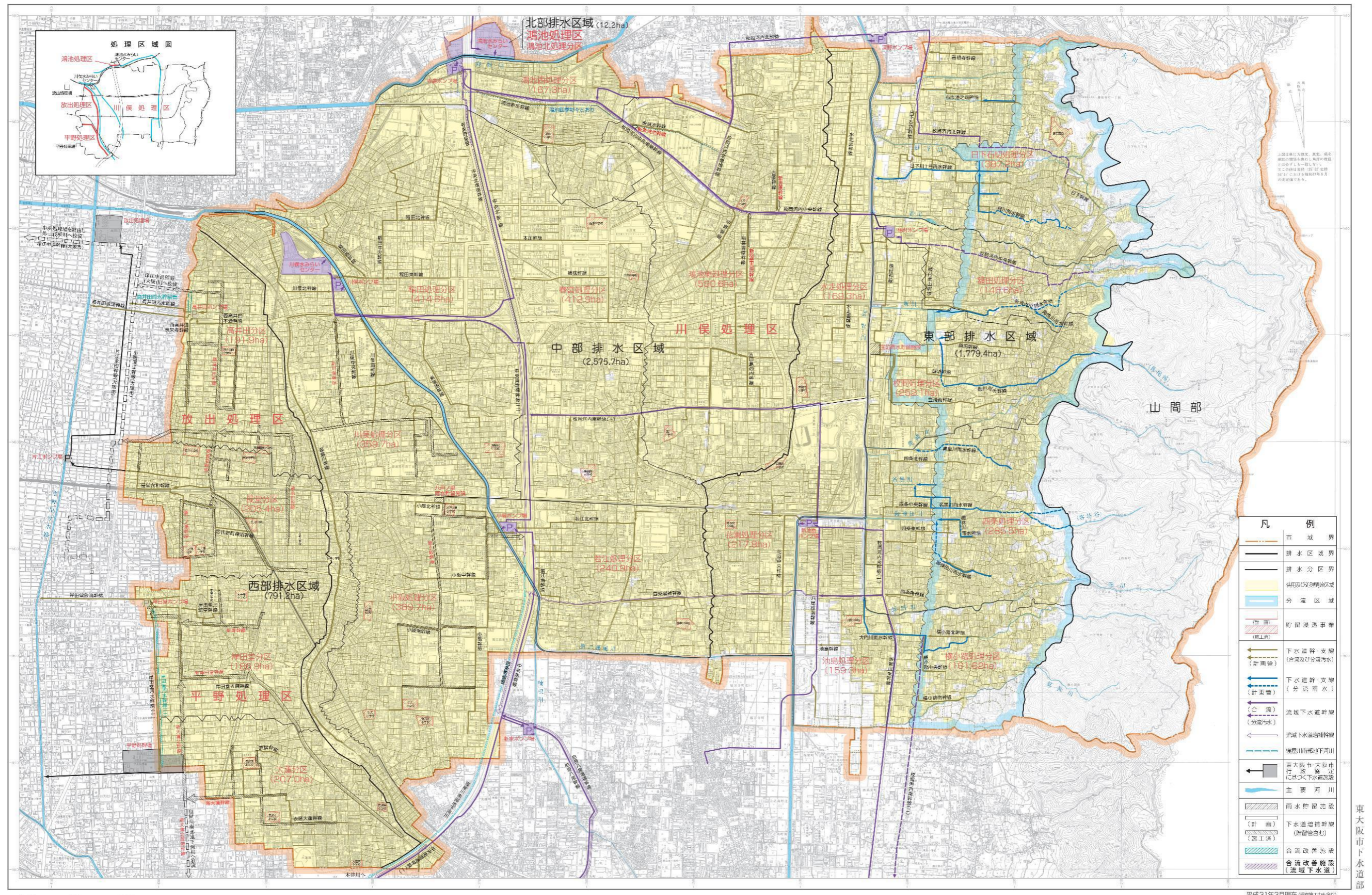
- ①下水道整備の推進と下水道への速やかな接続の促進
 - 残る下水道の未整備区域については、整備推進を図ります。
 - 下水道処理区域内において下水道未接続の世帯などについては、早期に下水道に接続するよう訪問・郵送による啓発や情報提供を進めます。

- ②し尿・浄化槽汚泥の収集
 - し尿のくみとりは、今後も現在の委託収集方式により対応します。
 - 浄化槽の定期的な清掃・点検・汚泥引き抜きなどについて、訪問や郵送などによる啓発に努め、収集・運搬の許可を取得した浄化槽清掃業者が浄化槽の清掃・汚泥の引き抜きと汚泥の収集・運搬を行うこととします。なお、本市の処理量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

- ③合併処理浄化槽の普及促進
 - 下水道計画処理区域外については、合併処理浄化槽の普及により、適切な生活雑排水の処理を促進します。また、現在設置されている単独処理浄化槽については、訪問や郵送などによる啓発により合併処理浄化槽への転換を促し、生活雑排水の処理を促進します。

- ④浄化槽の適正な維持管理の徹底
 - 浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び検査について、訪問や郵送などによる啓発を進め、適正な維持管理を促します。

- ⑤市民への広報・啓発活動と市内河川などの水質改善
 - 家庭からの生活雑排水による汚染を減らすことや、浄化槽の管理・清掃を徹底し、処理能力を維持するために市民への情報提供や啓発活動、環境教育などに努めます。



[東大阪市平成30年度下水道事業統計年報]

図 42 東大阪市下水道計画図

資料編

資料1 ごみ処理実績

	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)
人口 ※1	507,942	506,280	505,081	504,466
世帯数 ※1	226,467	227,929	229,303	231,122
総発生量	233,920	222,728	218,147	219,808
家庭系	129,001	124,769	122,898	122,996
事業系	104,919	97,959	95,250	96,812
総排出量（集団回収含まず）	204,866	196,287	193,893	193,552
家庭系	111,689	108,876	107,312	107,623
事業系	93,177	87,410	86,581	85,929
総排出量（集団回収含む）	221,707	211,696	208,985	208,422
総排出量（資源化物含まず）	198,163	189,200	186,211	185,932
家庭系	105,212	102,002	99,817	100,170
事業系	92,951	87,198	86,395	85,761
一般ごみ	189,080	179,832	177,095	177,089
家庭系	97,902	94,529	92,540	92,768
事業系	91,178	85,303	84,555	84,321
粗大ごみ	9,083	9,367	9,117	8,843
家庭系	7,310	7,473	7,277	7,402
事業系	1,772	1,895	1,839	1,440
資源化物	6,703	7,087	7,681	7,621
かんびん	4,064	4,055	4,033	4,041
家庭系	3,837	3,843	3,847	3,872
事業系	227	212	186	168
ペットボトル	717	731	790	782
白色トレイ	0 ※2	0 ※2	0 ※2	—
プラスチック製容器包装	1,380	1,835	2,460	2,545
古紙類	516	438	370	225
蛍光灯・乾電池等	26	27	28	29
小型家電	—	—	—	—
剪定枝	—	—	—	—
総資源化量	36,312	33,900	31,211	33,507
収集後資源化量	7,258	7,458	6,956	7,252
かん・びん	3,799	3,657	2,793	3,322
ペットボトル	717	730	779	730
プラスチック製容器包装	1,313	1,768	2,262	2,276
古紙類	516	438	370	225
蛍光灯・乾電池等	26	27	28	29
小型家電	—	—	—	—
剪定枝	—	—	—	—
古紙・古布（直接搬入から）	30	26	22	15
金属（破砕施設から）	598	583	473	482
金属（焼却灰中から）	259	229	229	173
ごみとなる前の再生利用量	29,054	26,442	24,255	26,256
家庭系	17,312	15,893	15,586	15,373
事業系	11,742	10,549	8,669	10,883
食品リサイクル	—	—	—	—
集団回収（紙バック回収事業含む）	16,840	15,409	15,093	14,869
集団回収（紙バック回収事業除く）	16,803	15,409	15,093	14,869
新聞	10,760	9,750	9,563	9,315
雑誌	3,071	2,685	2,572	2,533
ダンボール	1,933	1,867	1,846	1,848
古布	797	768	779	846
アルミ缶	133	128	136	140
Rびん	16	14	13	13
紙バック	93	197	185	174
紙バック回収事業	38	—	—	—
自家処理	471	484	493	503
コンポスト	269	272	275	279
電動生ごみ処理機	202	212	219	224
庁内等古紙リサイクル	93	92	92	9
特定事業者	11,649	10,457	8,577	10,816
小型家電宅配便回収	—	—	—	—
リサイクル率（対収集後資源）	3.5%	3.8%	3.6%	3.7%
リサイクル率（大阪府基準）	10.9%	10.8%	10.6%	10.6%
リサイクル率（対資源化総量）	15.5%	15.2%	14.3%	15.2%
10月				
1人・1日総排出量（総排出）	1,105.0 g/日	1,062.2 g/日	1,051.7 g/日	1,048.3 g/日
1人・1日排出量（家庭系）	602.4 g/日	589.2 g/日	582.1 g/日	582.9 g/日
1人・1日排出量（事業系）	502.6 g/日	473.0 g/日	469.6 g/日	465.4 g/日

※1 平成20年度～平成30年度は住民基本台帳上の登録人口、令和元年度は推計人口を用いている。（いずれも10月1日時点の値）

※2 四捨五入により0tとなっている。

(欄内に特に記載がない値の単位はトン)

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
503,164	501,778	499,577	497,066	494,745	492,381	490,364	494,640
230,154	231,499	232,552	233,702	234,960	236,206	237,886	230,057
217,219	216,963	213,887	212,872	202,375	198,961	202,277	193,764
121,634	120,407	117,446	115,921	113,146	112,735	115,099	108,909
95,585	96,556	96,442	96,951	89,229	86,226	87,179	84,855
192,620	191,263	189,627	187,415	180,447	177,910	181,929	175,517
106,448	105,218	103,035	102,326	100,445	101,140	103,956	98,570
86,171	86,046	86,591	85,089	80,002	76,771	77,974	76,947
207,295	205,935	203,512	200,477	192,607	189,088	192,706	185,512
185,418	183,990	182,601	180,286	173,345	170,693	174,681	168,236
99,410	98,090	96,183	95,325	93,544	94,105	96,874	91,472
86,007	85,900	86,419	84,961	79,801	76,588	77,807	76,763
176,701	175,515	174,472	171,796	164,931	162,259	164,008	162,243
92,104	90,959	89,387	88,223	86,481	86,479	87,240	86,992
84,597	84,557	85,086	83,573	78,450	75,780	76,768	75,251
8,716	8,475	8,129	8,490	8,413	8,433	10,673	5,992
7,306	7,132	6,796	7,102	7,063	7,626	9,633	4,480
1,411	1,343	1,333	1,388	1,350	808	1,040	1,512
7,202	7,273	7,025	7,129	7,102	7,217	7,248	7,282
3,899	3,849	3,698	3,679	3,636	3,601	3,442	3,309
3,735	3,703	3,526	3,551	3,442	3,463	3,355	3,219
164	146	173	128	194	138	86	90
797	877	820	883	916	964	1,045	1,093
—	—	—	—	—	—	—	—
2,386	2,416	2,366	2,420	2,405	2,468	2,528	2,626
93	103	108	113	104	100	107	115
26	28	27	28	27	32	33	33
—	3	5	7	7	8	14	12
—	—	—	—	7	45	80	94
31,621	32,751	31,179	32,371	28,959	28,875	28,251	25,721
7,022	7,055	6,918	6,914	7,031	7,825	7,904	7,474
3,379	3,263	3,415	3,156	3,045	3,061	2,872	2,815
746	807	747	811	842	891	939	988
2,132	2,253	2,048	2,160	2,232	2,358	2,308	2,403
93	103	108	113	104	100	107	115
26	28	27	28	27	32	33	33
—	3	5	7	7	8	14	12
—	—	—	—	7	45	80	94
16	18	19	14	9	2	3	3
517	466	438	460	611	1,319	1,511	994
113	113	111	165	147	9	37	17
24,599	25,699	24,261	25,457	21,928	21,050	20,348	18,247
15,186	15,189	14,410	13,595	12,701	11,595	11,143	10,339
9,413	10,510	9,850	11,863	9,227	9,455	9,205	7,908
85	37	8	23	57	47	53	45
14,675	14,671	13,885	13,062	12,160	11,178	10,777	9,995
14,675	14,671	13,885	13,062	12,160	11,178	10,777	9,995
9,172	9,039	8,538	7,938	7,326	6,640	6,159	5,674
2,472	2,476	2,356	2,237	2,081	1,919	1,962	1,758
1,916	1,995	1,931	1,838	1,761	1,701	1,676	1,634
783	818	762	745	673	613	678	622
148	158	156	146	149	145	152	148
14	13	10	8	6	6	4	4
171	172	133	151	162	154	145	155
—	—	—	—	—	—	—	—
510	518	525	532	541	413	358	330
280	283	284	287	295	161	106	78
230	235	241	245	247	252	252	252
12	12	70	68	63	60	71	75
9,316	10,461	9,773	11,771	9,107	9,348	9,081	7,788
—	—	—	—	—	4	8	14
3.6%	3.7%	3.6%	3.7%	3.9%	4.4%	4.3%	4.3%
10.5%	10.5%	10.2%	10.0%	10.0%	10.0%	9.7%	9.4%
14.6%	15.1%	14.6%	15.2%	14.3%	14.5%	14.0%	13.3%
1,048.8 g/日	1,044.3 g/日	1,039.9 g/日	1,030.2 g/日	999.3 g/日	989.9 g/日	1,016.5 g/日	969.5 g/日
579.6 g/日	574.5 g/日	565.1 g/日	562.5 g/日	556.2 g/日	562.8 g/日	580.8 g/日	544.5 g/日
469.2 g/日	469.8 g/日	474.9 g/日	467.7 g/日	443.0 g/日	427.2 g/日	435.6 g/日	425.0 g/日

資料2 ごみ減量フレーム

						実績	
						R1 2019年度 366日	
人口(人)						494,640	
ごみ・資源 総発生量	家庭系	行政収集等	家庭系ごみ	一般ごみ	t	86,992	
					g/人/日	480.5	
				不燃の小物	t	2,527	
					g/人/日	14.0	
				大型ごみ	大型ごみ		1,830
					その他		123
					小計	t	1,953
					g/人/日	10.8	
				中計	t	91,472	
					g/人/日	505.3	
				資源化物	かん・びん	t	3,219
						g/人/日	17.8
					ペットボトル	t	1,093
						g/人/日	6.0
					プラスチック製 容器包装	t	2,626
			g/人/日			14.5	
			古紙類		t	115	
					g/人/日	0.64	
			蛍光灯		t	14	
					g/人/日	0.08	
			乾電池等		t	19	
					g/人/日	0.10	
			小型家電		t	12	
					g/人/日	0.07	
			小計		t	7,098	
				g/人/日	39.2		
			民間自主的 資源化	集団回収	t	新聞	5,674
						雑誌	1,758
						ダンボール	1,634
						古布	622
	アルミ缶	148					
	Rびん	4					
	紙パック	155					
	小計	9,995					
	g/人/日	55.2					
小型家電 宅配便回収	t			14			
	g/人/日			0.08			
自家処理	t	コンポスト		78			
		電動式		252			
	小計			330.00			
合計	t			108,909			
	g/人/日		601.6				

						実績	
						R1 2019年度 366日	
	事業系	収集・直接搬入等	事業系ごみ	許可業者	t	70,173	
					g/人/日	387.6	
				直接搬入	t	4,235	
					g/人/日	23.4	
				公共施設	t	843	
					g/人/日	4.66	
				小計	t	75,251	
					g/人/日	415.7	
				粗大ごみ (直接搬入)	t	1,512	
					g/人/日	8.4	
				中計	t	76,763	
					g/人/日	424.0	
			資源化物	公共機密文書	t	39	
					g/人/日	0.22	
				公共一般古紙	t	36	
					g/人/日	0.20	
			小計	t	75		
				g/人/日	0.41		
			民間自主的資源化	特定事業者	資源化物	t	7,788
						g/人/日	43.0
				特定事業者以外	かん・びん	t	90
		g/人/日		0.50			
食品リサイクル	厨芥類	t		45			
		g/人/日	0.25				
堆肥化	剪定枝	t	94				
		g/人/日	0.52				
合計			t	84,855			
			g/人/日	468.7			
総発生量 (予測量)	家庭系	t		108,909			
		R1=100		100			
			g/人/日	601.6			
	事業系	t		84,855			
		R1=100		100			
			g/人/日	468.7			
	合計			t	193,764		
				R1=100	100		
				g/人/日	1,070.3		
	食品ロス 発生量 (内数)	t	家庭系		15,500		
事業系				14,000			
小計				29,500			

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
66,170	66,159	66,329	66,136	66,125	65,853	65,761	65,309	65,038	64,766
368.2	368.2	368.2	368.2	368.2	368.2	368.2	368.2	368.2	368.2
3,990	3,989	3,999	3,988	3,987	3,971	3,965	3,938	3,921	3,905
22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
796	796	798	796	796	792	791	786	783	779
4.43	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43
70,956	70,944	71,126	70,920	70,908	70,616	70,517	70,033	69,742	69,450
394.8	394.8	394.8	394.8	394.8	394.8	394.8	394.8	394.8	394.8
1,438	1,437	1,441	1,437	1,437	1,431	1,429	1,419	1,413	1,407
8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
72,394	72,381	72,567	72,357	72,345	72,047	71,946	71,452	71,155	70,857
402.8	402.8	402.8	402.8	402.8	402.8	402.8	402.8	402.8	402.8
38	38	38	38	38	38	38	37	37	37
0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
34	34	34	34	34	34	34	34	34	33
0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
72	72	72	72	72	72	72	71	71	70
0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
7,350	7,349	7,368	7,346	7,345	7,315	7,305	7,255	7,224	7,194
40.9	40.9	40.9	40.9	40.9	40.9	40.9	40.9	40.9	40.9
86	86	86	86	86	86	86	85	85	84
0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
43	43	43	43	43	43	43	43	42	42
0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
88	88	88	88	88	88	88	87	87	86
0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49
80,033	80,019	80,224	79,992	79,979	79,651	79,540	78,993	78,664	78,333
445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3
113,469	113,449	113,734	113,402	113,358	112,860	112,679	111,885	111,386	110,890
104	104	104	104	104	104	103	103	102	102
631.4	631.4	631.4	631.3	631.2	631	630.9	630.8	630.6	630.4
80,033	80,019	80,224	79,992	79,979	79,651	79,540	78,993	78,664	78,333
94	94	95	94	94	94	94	93	93	92
445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3	445.3
193,502	193,468	193,958	193,394	193,337	192,511	192,219	190,878	190,050	189,223
100	100	100	100	100	99	99	99	98	98
1,076.7	1,076.7	1,076.7	1,076.7	1,076.5	1,076.4	1,076.2	1,076.1	1,075.9	1,075.8
16,129	16,127	16,168	16,121	16,118	16,052	16,030	15,920	15,853	15,787
13,201	13,199	13,233	13,194	13,192	13,138	13,119	13,029	12,975	12,921
29,330	29,326	29,401	29,315	29,310	29,190	29,149	28,949	28,828	28,708

			実績		
			R1 2019年度 366日		
発生抑制量	家庭系	使い捨てプラスチックの使用抑制			
		プラスチック小型成形品	t	0	
		レジ袋	t	0	
		食品ロス	t	0	
		小計	t	0	
		g/人/日	0.0		
	事業系	t	使い捨てプラスチックの使用抑制		
			プラスチック小型成形品	t	0
			レジ袋	t	0
			食品ロス	t	0
			小計	t	0
	g/人/日	0.0			
合計		t	0		
		g/人/日	0.0		
発生抑制後の 総発生量	家庭系	t		108,909	
			R1=100	100	
		g/人/日	601.6		
	事業系	t		84,855	
			R1=100	100	
		g/人/日	468.7		
合計		t	193,764		
		R1=100	100		
		g/人/日	1,070.3		

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
20	41	61	82	102	122	141	161	180	200
1,459	1,499	1,544	1,580	1,620	1,653	1,686	1,719	1,752	1,785
464	928	1,392	1,856	2,320	2,784	3,248	3,712	4,176	4,640
1,943	2,468	2,997	3,518	4,042	4,559	5,075	5,592	6,108	6,625
10.8	13.7	16.6	19.6	22.5	25.5	28.4	31.5	34.6	37.7
4	9	13	18	22	26	30	35	39	43
500	514	515	514	555	566	578	589	601	612
199	397	596	794	993	1,192	1,390	1,589	1,787	1,986
703	920	1,124	1,326	1,570	1,784	1,998	2,213	2,427	2,641
3.9	5.1	6.2	7.4	8.7	10.0	11.2	12.5	13.7	15.0
2,646	3,388	4,121	4,844	5,612	6,343	7,073	7,805	8,535	9,266
14.7	18.9	22.9	27.0	31.2	35.5	39.6	44.0	48.3	52.7
111,526	110,981	110,737	109,884	109,316	108,301	107,604	106,293	105,278	104,265
102	102	102	101	100	99	99	98	97	96
620.6	617.7	614.7	611.8	608.7	605.5	602.5	599.3	596	592.8
79,330	79,099	79,100	78,666	78,409	77,867	77,542	76,780	76,237	75,692
93	93	93	93	92	92	91	90	90	89
441.4	440.2	439.1	438.0	436.6	435.4	434.2	432.9	431.6	430.3
190,856	190,080	189,837	188,550	187,725	186,168	185,146	183,073	181,515	179,957
98	98	98	97	97	96	96	94	94	93
1,062.0	1,057.9	1,053.8	1,049.7	1,045.3	1,040.9	1,036.6	1,032.1	1,027.6	1,023.1

					実績		
					R1 2019年度 366日		
資源化 目標量 (集団回収含む)	家庭系	古紙類		集団回収	g/人/日	50.9	
					資源化量 t	9,221	
				拠点回収	g/人/日	0.6	
					資源化量 t	115	
				小計	t	9,336	
		プラスチック類		ペットボトル	分別収集	g/人/日	6.0
						資源化量 t	1,093
				プラスチック製 容器包装	分別収集	g/人/日	14.5
						資源化量 t	2,626
				小計	t	3,719	
		布類		集団回収	g/人/日	3.4	
					資源化量 t	622	
				拠点回収	g/人/日	0.0	
					資源化量 t	0	
				小計	t	622	
		かん・びん		集団回収	g/人/日	0.84	
					資源化量 t	152	
				分別収集	g/人/日	17.8	
					資源化量 t	3,219	
				小計	t	3,371	
		その他		蛍光管	拠点回収	g/人/日	0.08
					資源化量 t	14	
			乾電池等	拠点回収	g/人/日	0.10	
					資源化量 t	19	
	小型家電		宅配便回収	g/人/日	0.08		
				資源化量 t	14		
			拠点回収	g/人/日	0.07		
				資源化量 t	12		
	自家処理		コンポスト	資源化量 t	78		
				電動式	資源化量 t	252	
			小計	t	389		
			中計	t	17,437		
				R1=100	100		
事業系	特定事業者	古紙類, 厨芥類, びん・缶類等	民間引き渡し	総資源化量 t	7,788		
				総資源化量 t	0		
	特定事業者 以外	古紙類	民間引き渡し	総資源化量 t	90		
			かん・びん	ピット前 回収	総資源化量 t	90	
			小計	t	90		
	食品リサイクル	厨芥類	民間引き渡し	総資源化量 t	45		
	堆肥化	剪定枝	民間引き渡し	総資源化量 t	94		
	庁内古紙 (機密&一般)	古紙類	民間引き渡し	総資源化量 t	75		
			中計	t	8,092		
				R1=100	100		
			総資源化量 t	25,529			
			R1=100	100			
合計							

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
56.2	61.5	66.9	72.2	77.5	79.2	80.9	82.7	84.4	86.1
10,100	11,050	12,052	12,969	13,918	14,165	14,449	14,669	14,908	15,145
1.1	1.6	2.0	2.5	3.0	3.1	3.1	3.2	3.2	3.3
198	287	360	449	539	554	554	568	565	580
10,298	11,337	12,412	13,418	14,457	14,719	15,003	15,237	15,473	15,725
6.6	7.1	7.7	8.2	8.8	9.0	9.2	9.4	9.6	9.8
1,186	1,276	1,387	1,473	1,580	1,610	1,643	1,667	1,696	1,724
15.6	16.7	17.7	18.8	19.9	22.6	25.2	27.9	30.5	33.2
2,804	3,001	3,189	3,377	3,574	4,042	4,501	4,949	5,387	5,840
3,990	4,277	4,576	4,850	5,154	5,652	6,144	6,616	7,083	7,564
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6
611	611	612	611	611	608	625	621	636	633
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
611	611	612	611	611	608	625	621	636	633
0.85	0.86	0.86	0.87	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
153	155	155	156	158	157	157	156	155	155
18.2	18.7	19.1	19.6	20.0	20.4	20.9	21.3	21.8	22.2
3,271	3,360	3,441	3,521	3,592	3,649	3,733	3,778	3,851	3,905
3,424	3,515	3,596	3,677	3,750	3,806	3,890	3,934	4,006	4,060
0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10	0.11	0.13	0.14	0.15
14	14	16	16	16	18	20	23	25	26
0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.16	0.18	0.19	0.21	0.23
20	22	22	23	25	29	32	34	37	40
0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10	0.12	0.13	0.15	0.16
14	14	16	16	16	18	21	23	26	28
0.07	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.11	0.13	0.14	0.15
13	14	14	16	16	18	20	23	25	26
50	50	44	41	38	36	36	33	29	26
252	252	252	252	232	198	176	158	128	99
363	366	364	364	343	317	305	294	270	245
18,686	20,106	21,560	22,920	24,315	25,102	25,967	26,702	27,468	28,227
107	115	124	131	139	144	149	153	158	162
7,892	7,996	8,099	8,203	8,307	8,488	8,670	8,851	9,033	9,214
155	310	466	621	776	931	1,086	1,242	1,397	1,552
86	86	86	86	86	86	85	85	84	84
241	396	552	707	862	1,017	1,171	1,327	1,481	1,636
43	43	43	43	43	43	43	43	42	42
101	108	116	123	130	134	138	142	146	150
77	79	81	83	85	88	91	94	97	100
8,354	8,622	8,891	9,159	9,427	9,770	10,113	10,457	10,799	11,142
103	107	110	113	116	121	125	129	133	138
27,040	28,728	30,451	32,079	33,742	34,872	36,080	37,159	38,267	39,369
106	113	119	126	132	137	141	146	150	154

					実績		
					R1 2019年度 366日		
総排出量等	家庭系	施設搬入等 t	家庭系ごみ	一般ごみ		86,992	
						R1=100	100
				不燃の小物		2,527	
				大型ごみ(大型ごみ・その他)		1,953	
				小計		91,472	
					R1=100	100	
			資源化物	分別収集	かん・びん		3,219
					ペットボトル		1,093
					プラスチック製容器包装		2,626
					小計		6,938
							R1=100
				拠点回収	古紙類		115
					古布類		0
					蛍光灯		14
					乾電池等		19
					小型家電		12
					小計		160
						R1=100	100
				中計		7,098	
						R1=100	100
				民間自主的 t	集団回収	古紙類	
			古布類			622	
			かん・びん			152	
			小計			9,995	
						R1=100	100
			小型家電宅配便回収		小型家電	14	
			自家処理		コンポスト	78	
					電動式	252	
			中計		10,339		
					R1=100	100	
	合計			t	108,909		
					R1=100	100	
	事業系	施設搬入等 t	事業系ごみ	許可業者収集		70,173	
						R1=100	100
				直接搬入		4,235	
				公共施設		843	
				粗大ごみ(直接搬入)		1,512	
			小計		76,763		
					R1=100	100	
			資源化物	かん・びん		90	
				堆肥化(剪定枝)		94	
				小計		184	
					R1=100	100	
			民間自主的 t	特定事業者(一般系資源化物+専ら物)		7,788	
				特定事業者以外の事業所(古紙類)		0	
食品リサイクル				45			
公共機密文書・公共一般古紙				75			
小計		7,908					
		R1=100	100				
合計			t	84,855			
				R1=100	100		

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
88,167	86,204	84,493	82,294	80,332	78,549	76,994	74,980	73,217	71,464
101	99	97	95	92	90	89	86	84	82
2,642	2,641	2,648	2,640	2,640	2,629	2,625	2,607	2,597	2,586
2,031	2,030	2,036	2,030	2,029	2,021	2,018	2,004	1,996	1,988
92,840	90,875	89,177	86,964	85,001	83,199	81,637	79,591	77,810	76,038
101	99	97	95	93	91	89	87	85	83
3,271	3,360	3,441	3,521	3,592	3,649	3,733	3,778	3,851	3,905
1,186	1,276	1,387	1,473	1,580	1,610	1,643	1,667	1,696	1,724
2,804	3,001	3,189	3,377	3,574	4,042	4,501	4,949	5,387	5,840
7,261	7,637	8,017	8,371	8,746	9,301	9,877	10,394	10,934	11,469
105	110	116	121	126	134	142	150	158	165
198	287	360	449	539	554	554	568	565	580
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	14	16	16	16	18	20	23	25	26
20	22	22	23	25	29	32	34	37	40
13	14	14	16	16	18	20	23	25	26
245	337	412	504	596	619	626	648	652	672
153	211	258	315	373	387	391	405	408	420
7,506	7,974	8,429	8,875	9,342	9,920	10,503	11,042	11,586	12,141
106	112	119	125	132	140	148	156	163	171
10,100	11,050	12,052	12,969	13,918	14,165	14,449	14,669	14,908	15,145
611	611	612	611	611	608	625	621	636	633
153	155	155	156	158	157	157	156	155	155
10,864	11,816	12,819	13,736	14,687	14,930	15,231	15,446	15,699	15,933
109	118	128	137	147	149	152	155	157	159
14	14	16	16	16	18	21	23	26	28
50	50	44	41	38	36	36	33	29	26
252	252	252	252	232	198	176	158	128	99
11,180	12,132	13,131	14,045	14,973	15,182	15,464	15,660	15,882	16,086
108	117	127	136	145	147	150	151	154	156
111,526	110,981	110,737	109,884	109,316	108,301	107,604	106,293	105,278	104,265
102	102	102	101	100	99	99	98	97	96
64,752	64,255	63,971	63,286	62,762	61,903	61,244	60,180	59,321	58,459
92	92	91	90	89	88	87	86	85	83
3,990	3,989	3,999	3,988	3,987	3,971	3,965	3,938	3,921	3,905
796	796	798	796	796	792	791	786	783	779
1,438	1,437	1,441	1,437	1,437	1,431	1,429	1,419	1,413	1,407
70,976	70,477	70,209	69,507	68,982	68,097	67,429	66,323	65,438	64,550
92	92	91	91	90	89	88	86	85	84
86	86	86	86	86	86	85	85	84	84
101	108	116	123	130	134	138	142	146	150
187	194	202	209	216	220	223	227	230	234
102	105	110	114	117	120	121	123	125	127
7,892	7,996	8,099	8,203	8,307	8,488	8,670	8,851	9,033	9,214
155	310	466	621	776	931	1,086	1,242	1,397	1,552
43	43	43	43	43	43	43	43	42	42
77	79	81	83	85	88	91	94	97	100
8,167	8,428	8,689	8,950	9,211	9,550	9,890	10,230	10,569	10,908
103	107	110	113	116	121	125	129	134	138
79,330	79,099	79,100	78,666	78,409	77,867	77,542	76,780	76,237	75,692
93	93	93	93	92	92	91	90	90	89

			実績			
			R1 2019年度 366日			
発生抑制後の総排出量 (集団回収等民間自主的資源化量含まず)	家庭系ごみ総排出量		t	98,570		
	家庭系ごみ1人1日あたり	目標	g/人/日	544.5		
	事業系ごみ総排出量		目標	t	76,947	
	事業系ごみ1人1日あたり		g/人/日	425.0		
	合計①		t	175,517		
			g/人/日	969.5		
食品ロス発生量 目標	家庭系食品ロス発生量		t	15,500		
	事業系食品ロス発生量		t	14,000		
	合計		t	29,500		
目標	焼却処理量 施設投入量	t	一般ごみ	家庭系	86,992	
				事業系	75,251	
				古紙類回収	3	
			小計		162,240	
			事業系粗大ごみから直接焼却		2	
			専断破碎後可燃物		84	
			破碎後の可燃物		4,912	
			選別後の可燃物		705	
			合計		t	167,943
						R1 = 100
処理後の流れ (ピット投入前古紙回収含む)	資源化物	t	古紙・古布	3		
			焼却灰中金属	17		
			小計	20		
			焼却処理量	t	167,943	
			g/人/日	927.7		
		最終処分量(焼却灰)	t	27,116		
破碎処理量	破碎処理量と処理後の流れ	t	粗大ごみ収集量	家庭系	4,480	
				事業系	1,512	
				小計	5,992	
			破碎処理量(施設投入前回収、専断破碎機投入、焼却施設直投含む)		5,992	
			施設投入前選別可燃物 (事業系粗大ごみのうち焼却炉直投)		2	
			剪断破碎処理(破碎後焼却処理)		84	
			破碎可燃物焼却(焼却炉直投&処理後可燃物) (内訳)		4,912	
					焼却施設直投(可燃粗大)	993
		破碎処理後可燃物	3,919			
		破碎後選別金属	994			

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
100,346	98,849	97,606	95,839	94,343	93,119	92,140	90,633	89,396	88,179
558.4	550.1	541.8	533.6	525.3	520.6	515.9	511.0	506.1	501.3
71,163	70,671	70,411	69,716	69,198	68,317	67,652	66,550	65,668	64,784
396.0	393.3	390.9	388.1	385.3	382.0	378.8	375.2	371.8	368.3
171,509	169,520	168,017	165,555	163,541	161,436	159,792	157,183	155,064	152,963
954.4	943.4	932.7	921.7	910.6	902.6	894.7	886.2	877.9	869.6
15,665	15,199	14,776	14,265	13,798	13,268	12,782	12,208	11,677	11,147
13,002	12,802	12,637	12,400	12,199	11,946	11,729	11,440	11,188	10,935
28,667	28,001	27,413	26,665	25,997	25,214	24,511	23,648	22,865	22,082
88,167	86,204	84,493	82,294	80,332	78,549	76,994	74,980	73,217	71,464
69,538	69,040	68,768	68,070	67,545	66,666	66,000	64,904	64,025	63,143
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
157,702	155,241	153,258	150,361	147,874	145,212	142,991	139,881	137,239	134,604
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
80	80	80	80	80	80	79	79	79	78
5,015	5,013	5,027	5,012	5,011	4,990	4,984	4,949	4,929	4,909
734	770	806	840	874	923	975	1,020	1,068	1,116
163,533	161,106	159,173	156,295	153,841	151,207	149,031	145,931	143,317	140,709
97	96	95	93	92	90	89	87	85	84
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
16	16	16	16	15	15	15	15	14	14
19	19	19	19	18	18	18	18	17	17
163,533	161,106	159,173	156,295	153,841	151,207	149,031	145,931	143,317	140,709
910.0	896.6	883.6	870.1	856.6	845.4	834.4	822.7	811.4	799.9
26,509	26,115	25,802	25,335	24,938	24,511	24,158	23,655	23,232	22,809
4,673	4,671	4,684	4,670	4,669	4,650	4,643	4,611	4,593	4,574
1,438	1,437	1,441	1,437	1,437	1,431	1,429	1,419	1,413	1,407
6,111	6,108	6,125	6,107	6,106	6,081	6,072	6,030	6,006	5,981
6,111	6,108	6,125	6,107	6,106	6,081	6,072	6,030	6,006	5,981
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
80	80	80	80	80	80	79	79	79	78
5,015	5,013	5,027	5,012	5,011	4,990	4,984	4,949	4,929	4,909
1,033	1,032	1,035	1,032	1,032	1,027	1,026	1,019	1,015	1,011
3,982	3,981	3,992	3,980	3,979	3,963	3,958	3,930	3,914	3,898
1,014	1,013	1,016	1,013	1,013	1,009	1,007	1,000	996	992

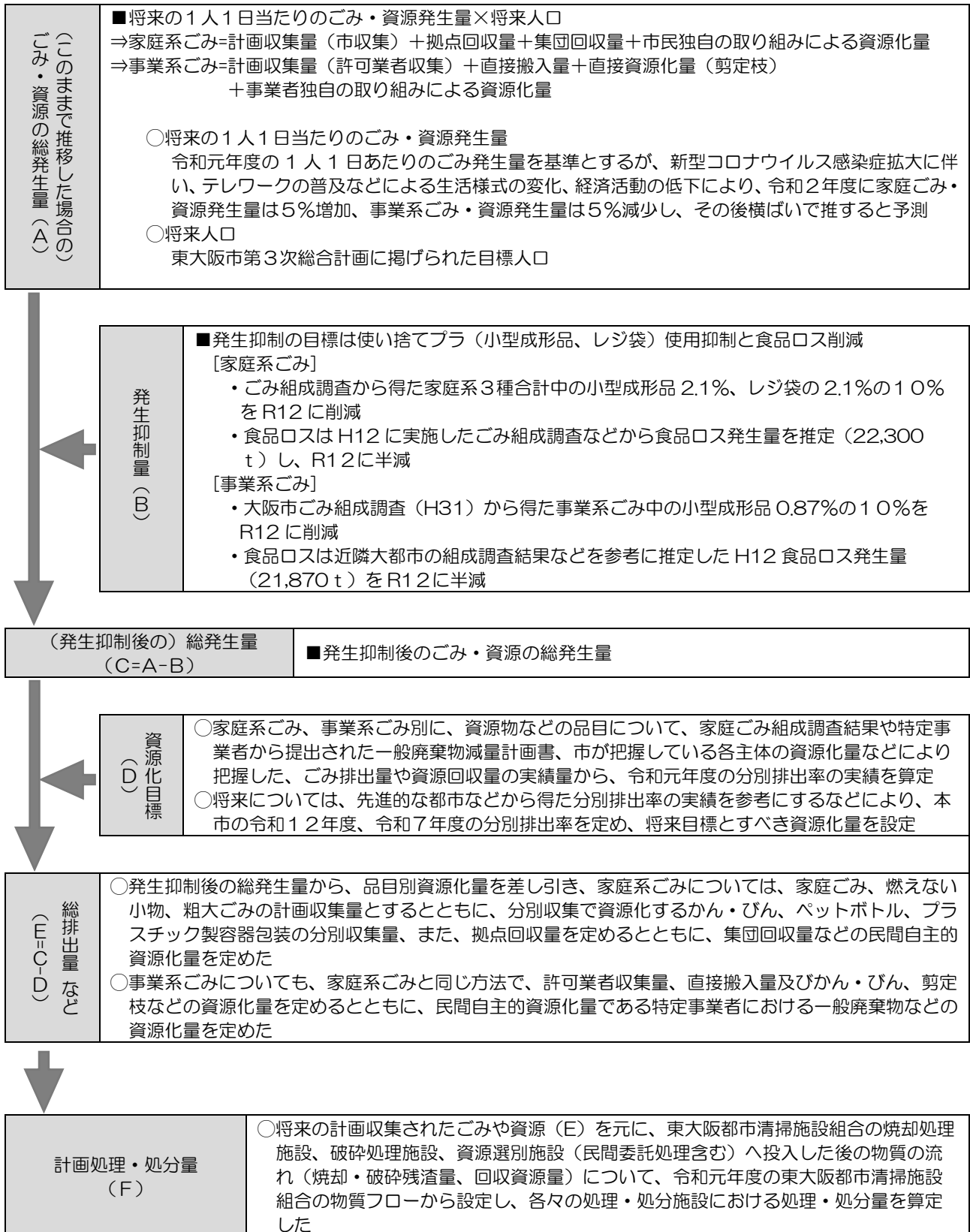
					実績
					R1
					2019年度
					366日
資源選別処理量	資源化施設処理量と処理後の流れ t	かん・びん	家庭系		3,219
			事業系		90
			かん・びん収集量	小計	3,309
			選別施設処理量		3,309
			選別後の流れ		
			選別後後可燃物		377
			選別後不燃物		117
			かん・びん回収量		2,815
		ペットボトル	ペットボトル収集量		1,093
			選別施設処理量		1,093
			選別後の流れ		
			選別後後可燃物		105
			ペットボトル回収量		988
		プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装収集量		2,626
			選別施設処理量		2,626
選別後の流れ					
	選別後後可燃物		223		
	プラスチック製容器包装回収量		2,403		
合計	施設投入量		7,028		
		焼却処理量	705		
		最終処分量	117		
		資源回収量	6,206		
目標	最終処分量 t	焼却残灰	27,116		
		資源選別後の不燃物	117		
		合計 t	27,233		
			R1 = 100	100	
目標	施設からの資源回収 t	焼却施設投入前古紙・古布	3		
		焼却灰中金属	17		
		破碎後金属	994		
		小計	1,014		
	施設による資源回収 t	缶・びん	2,815		
		ペットボトル	988		
		プラスチック製容器包装材	2,403		
		古紙類	115		
		蛍光灯・乾電池等	33		
		小型家電	12		
		剪定枝	94		
	小計	6,460			
	民間自主的資源化 t ②	集団回収	9,995		
		食品リサイクル	45		
		自家処理(コンポスト等)	330		
		機密(公共)・公共一般古紙	75		
		小型家電宅配便回収	14		
		特定事業者以外の事業所 古紙回収	0		
特定事業者(★産廃除く)	7,788				
小計	18,247				
目標	総資源化量合計 ③	t	25,721		
	総発生量(①+②)	t	193,764		
	資源化率 ③/(①+②)	t	13.3%		

※①は「発生抑制後の総排出量」106 ページに記載

予測									
R3 2021年度 365日	R4 2022年度 365日	R5 2023年度 366日	R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日
3,271	3,360	3,441	3,521	3,592	3,649	3,733	3,778	3,851	3,905
86	86	86	86	86	86	85	85	84	84
3,357	3,446	3,527	3,607	3,678	3,735	3,818	3,863	3,935	3,989
3,357	3,446	3,527	3,607	3,678	3,735	3,818	3,863	3,935	3,989
382	392	402	411	419	425	435	440	448	454
119	122	125	128	130	133	135	137	139	142
2,856	2,932	3,000	3,068	3,129	3,177	3,248	3,286	3,348	3,393
1,186	1,276	1,387	1,473	1,580	1,610	1,643	1,667	1,696	1,724
1,186	1,276	1,387	1,473	1,580	1,610	1,643	1,667	1,696	1,724
114	123	133	142	152	155	158	160	163	166
1,072	1,153	1,254	1,331	1,428	1,455	1,485	1,507	1,533	1,558
2,804	3,001	3,189	3,377	3,574	4,042	4,501	4,949	5,387	5,840
2,804	3,001	3,189	3,377	3,574	4,042	4,501	4,949	5,387	5,840
238	255	271	287	303	343	382	420	457	496
2,566	2,746	2,918	3,090	3,271	3,699	4,119	4,529	4,930	5,344
7,347	7,723	8,103	8,457	8,832	9,387	9,962	10,479	11,018	11,553
734	770	806	840	874	923	975	1,020	1,068	1,116
119	122	125	128	130	133	135	137	139	142
6,494	6,831	7,172	7,489	7,828	8,331	8,852	9,322	9,811	10,295
26,509	26,115	25,802	25,335	24,938	24,511	24,158	23,655	23,232	22,809
119	122	125	128	130	133	135	137	139	142
26,628	26,237	25,927	25,463	25,068	24,644	24,293	23,792	23,371	22,951
98	96	95	94	92	91	89	87	86	84
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
16	16	16	16	15	15	15	15	14	14
1,014	1,013	1,016	1,013	1,013	1,009	1,007	1,000	996	992
1,033	1,032	1,035	1,032	1,031	1,027	1,025	1,018	1,013	1,009
2,856	2,932	3,000	3,068	3,129	3,177	3,248	3,286	3,348	3,393
1,072	1,153	1,254	1,331	1,428	1,455	1,485	1,507	1,533	1,558
2,566	2,746	2,918	3,090	3,271	3,699	4,119	4,529	4,930	5,344
198	287	360	449	539	554	554	568	565	580
34	36	38	39	41	47	52	57	62	66
13	14	14	16	16	18	20	23	25	26
101	108	116	123	130	134	138	142	146	150
6,840	7,276	7,700	8,116	8,554	9,084	9,616	10,112	10,609	11,117
10,864	11,816	12,819	13,736	14,687	14,930	15,231	15,446	15,699	15,933
43	43	43	43	43	43	43	43	42	42
302	302	296	293	270	234	212	191	157	125
77	79	81	83	85	88	91	94	97	100
14	14	16	16	16	18	21	23	26	28
155	310	466	621	776	931	1,086	1,242	1,397	1,552
7,892	7,996	8,099	8,203	8,307	8,488	8,670	8,851	9,033	9,214
19,347	20,560	21,820	22,995	24,184	24,732	25,354	25,890	26,451	26,994
27,220	28,868	30,555	32,143	33,769	34,843	35,995	37,020	38,073	39,120
190,856	190,080	189,837	188,550	187,725	186,168	185,146	183,073	181,515	179,957
14.3%	15.2%	16.1%	17.0%	18.0%	18.7%	19.4%	20.2%	21.0%	21.7%

資料3 計画フレーム設定の考え方

(1) 計画フレーム設定の流れ



(2) 減量目標（基本目標・個別目標）設定の考え方

ア 目標設定の基本的な考え方

目標設定は、前計画の焼却処理量の令和 7 年度目標である 14.1 万トン、本計画の目標年度である令和 12 年度に達成することを基本とし、これに基づいて家庭系 1 人 1 日あたりのごみ量や事業系ごみの総排出量、資源化率について、国の目標などを参考に設定しました。

なお、「(このままで推移した場合の) ごみ・資源発生量」について、計画期間中、1 人 1 日あたりのごみ発生量が家庭系ごみについては基準年度よりも 5%増、事業系ごみについては 5%減で推移する想定としています。

前計画と本計画目標値の比較

指標		基準	前計画目標	本計画目標	
		令和元年度	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
基本目標	焼却処理量	16.8 万トン	14.1 万トン	15.4 万トン	14.1 万トン
	資源化率	13.3%	26%	18.0%	21.7%
	最終処分量	2.7 万トン	1.9 万トン	2.5 万トン	2.3 万トン
個別目標	家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量	545g ^{※1}	(513g ^{※2})	525g [国基準：473g]	501g
	事業系ごみの総排出量	7.7 万トン	(—) ^{※3}	6.9 万トン	6.5 万トン
	食品ロス発生量	3.0 万トン	(—) ^{※3}	2.6 万トン	2.2 万トン (2000 年度半減)

※1 推計人口ベース

※2 登録人口ベース

※3 () の値は、当該の計画で目標設定を行っていないもの

イ 各目標の設定について

1 人 1 日あたりのごみ排出量については、国の令和 7 年度目標である「1 人 1 日あたりのごみ排出量 850g」(=ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365 日) や、「1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 440g」(=家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみなどを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365 日) にできるだけ近づくよう、設定しました。

事業系ごみの総排出量については、見かけ上、基準年比約 1.2 万トンの削減となりますが、原単位が 5%減、また人口減を推移することを加味すると新たな発生抑制分は令和 12 年度で約 3,800 トンとなります。具体的には、ごみ中に含まれるプラスチック成形品のおおよそ 10%削減、レジ袋の 90%程度を削減することで約 700 トン、食品ロス発生量を国の目標である令和 12 年度(2030 年度)に平成 12 年度(2000 年度)比 50%削減、約 2,700 トンとなります。

食品ロス発生量は、前述の事業系とあわせて、家庭系についても平成 12 年度(2000 年度)比 50%削減とし、令和 12 年度(2030 年度)に、家庭系と事業系をあわせて約 2.2 万トンまで削減します。

資源化率は、家庭系は大阪府内の資源化が進んでいる都市と同程度の1人1日あたりの資源化量をめざし、事業系は特定事業者の再利用率を、近隣大都市と同程度にすることを基本とし、次表のとおり分別排出率を設定した結果、資源化率21.7%を目標としています。

最終処分量は、焼却処理量などを基に、令和元年度の東大阪都市清掃施設組合の物質フローから設定し、令和12年度（2030年度）で2.3万トンを目指しました。

家庭系ごみ資源化量・分別排出率（基準年度と最終目標）

項目	資源化量（トン）		分別排出率（％）		
	R12年度 最終目標	うち基準年度 からの増加分	R1年度 基準年度	R12年度 最終目標	
紙類	15,725	6,389	37	62	
布類	633	11	29	29	
缶・びん	4,063	4,062	76	90	
プラスチック類	ペットボトル	1,724	631	52	80
	その他のプラスチック 製容器包装	5,857	3,231	21	45
蛍光管・乾電池・小型家電	131	72	16	33	

事業系ごみ資源化量・再利用率（基準年度と最終目標）

項目	資源化量（トン）		再利用率（％）		
	R12年度 最終目標	うち基準年度 からの増加分	R1年度 基準年度	R12年度 最終目標	
特定事業者	紙類※	6,855	-168	95	98
	厨芥類	1,532	1,181	7	30
	缶・びん	222	22	84	98
	その他（布類など）	605	391	10	30
特定事業者以外	紙類	1,552	1,552	-	20
	缶・びん	89	0	（現状のまま）	

※ 紙類は、再利用率が向上するものの、事業系ごみの総発生量が減少傾向となるため、資源化量では、減少するため、増加分がマイナスになっている

あ 行

■一部事務組合

自治体が行っている業務の一部を複数の自治体で共同して行う際に設置する団体のこと。東大阪市では、大東市とごみ処理を共同で行うために東大阪都市清掃施設組合を設立している。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、一般家庭から生じた「家庭系ごみ」と、事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

■一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、市町村が策定する計画で、一般廃棄物の発生量及び処理の見込み、一般廃棄物の排出抑制に関する事項、分別収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分などについて定める。

一般廃棄物処理計画には、長期的な方針を定める基本計画と毎年度策定する実施計画がある。

■SNS（エス・エヌ・エス）

SNS は、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

■温室効果ガス

太陽光はほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は、赤外線を熱放射するが、その一部は大気に吸収され、地表を適当な温度に保っている。この大気中で赤外線を吸収する物質が温室効果ガスであり、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、フロンがその代表である。近年、化石燃料の使用増加などに

伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球の温暖化が進んでいる。

■大阪湾フェニックス計画

近畿圏の内陸部では、個々の自治体や事業主が最終処分場を確保することが極めて困難なことから、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するための計画である。

■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村から出た廃棄物の広域的な処分・再生利用を図るため、昭和56年に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和57年3月に「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、フェニックス処分場が整備された。

か 行

■拡大生産者責任

(Extended Producer Responsibility)

自ら生産する製品などについて、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。平成12年6月施行の「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

■家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」。平成13年4月施行。特定家電製品について、製造、小売業者による「引き取り義務」「（メーカー）の再商品化実施義務」が明示された。なお、特定家電製品は、施行時は「冷蔵庫」、「エアコン」、「テレビ（ブラウン管式）」、「洗濯機」であったが、平成16年4月に冷凍庫が加わり、平成21年4月の改正により、「液晶テレビ・プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」も追加された。

その仕組みは、消費者は対象機器の適正な引き渡し及び収集・運搬、再商品化費用の負担の義務がある。小売店は自ら過去に販売した対象機

器及び買い換えの際に引き取りを求められた対象機器について引き取る義務がある。また、家電メーカーは自ら過去に製造・輸入した対象機器の引き取り及び引き取った対象機器のリサイクルの義務がある。

■合併処理浄化槽

し尿（トイレからの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■環境マネジメントシステム

（E M S ; Environmental Management System）

組織活動や製品及びサービスの環境負荷低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムのこと。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正措置を行い（Check）、見直す（Act）という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

国際的な環境マネジメントシステムにISO（国際標準化機構）が策定したISO14001があり、その他の規格として、エコアクション 21 やKESなどがある。

■環境基本法

平成5年に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で合意したリオ宣言を前提に、3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■環境大臣指定一般廃棄物

「廃棄物処理法」は、市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているものを環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。

■気候変動

地域の季節の移り変わりや雨の降り方などを「気候」というが、この気候が何らかの要因で変化することを「気候変動」という。近年では、エネルギーの使用などにより発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが原因となって生じる地球温暖化により気候が変化することを指している。

■許可業者（一般廃棄物収集運搬）

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。東大阪市では、事業系ごみの収集・運搬を主に許可業者が行っている。

■グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月にグリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体などによる「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。

■グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。平成13年1月施行。国などの公的機関が率先して環境物品など（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品などに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することをめざしている。また、国などの各機関の取り組みに関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

レアメタルや貴金属などの有用な金属を多く含むものの、資源化が十分でない使用済小型家電（使用済小型電子機器）の再生利用の促進について定めた法律であり、資源化目標などについて定めている。

■コミュニティプラント

（小規模下水処理装置）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置する小規模の下水処理施設。下水道の計画区域以外の地域におけるトイレの水洗化へのニーズの高まりや、水質汚濁防止のための生活雑排水対策の推進の必要性などを背景としてコミュニティ・プラント事業が設けられる。

さ 行

■災害廃棄物

災害時に発生する廃棄物のうち、特に災害が原因となって発生する廃棄物のこと。住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）などに伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物の処理に当たっては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のた

めに迅速な処理が必要であり、あらかじめ仮置場などを検討しておくなどの対応が求められる。

■災害廃棄物対策指針

地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画や、災害廃棄物処理のための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去に作成した指針などを統合して策定し、平成30年に熊本地震などの災害の知見を元に改定された。

■再生資源集団回収奨励金交付事業

日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再生可能な資源（新聞・雑誌など）の集団回収を行う地域住民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ると共に、ごみ問題の意識向上を図ることを目的とする。

■最終処分

中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、資源化できないものを処理すること。最終処分場での埋立処分を指す。

■最終処分場

廃棄物は、資源化される場合を除き、最終的にはほとんどの場合、埋立処分される。この最終的な埋立処分を行う施設を最終処分場という。

■在宅医療廃棄物

家庭から排出される使用済み注射針や点滴バッグなどの医療廃棄物のことで、感染性の廃棄物である可能性があることから、適正な収集・処理の点で課題となっている。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

■残さ

廃棄物処理施設において、焼却や破碎、選別を行った後に発生するもの。例えば、焼却後に発生する焼却灰や、集塵装置、ボイラー、ガス冷却室、再燃焼室などで捕集されたばいじん(飛灰)を指す。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

■循環型社会

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

■循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

省庁ごとに個別に取り組みられてきた廃棄物処理及び再資源化関連法を総括する基本的枠組み法として、平成 12 年 5 月に制定された。併せて「廃棄物処理法」と「リサイクル法」（再生資源利用促進法）の改正、「建設リサイクル法」

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、「食品リサイクル法」（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、「グリーン購入法」（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）も一体的に成立している。

■循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。

本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされており、直近では平成 30 年に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が策定されている。

■浄化槽汚泥

合併あるいは単独処理浄化槽の清掃時に引き出される汚泥のこと。

■使用済小型家電

→小型家電リサイクル法

■食育

食育基本法では、「食育」を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

■食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭では、調理時に野菜などの皮をむきすぎる過剰除去や、食べ残し、食べる前に消費期限などが切れて廃棄することが原因で発生する。事業所では、食品製造業や卸売業、小売店での売れ残り、飲食店での食べ残しなど、提供期限切れによる廃棄などが原因で発生する。

■ストックヤード

物を一時的に保管しておく場所のことをいうが、本計画では再生利用を目的とした資源物の一時保管所をさす。

■生活排水

トイレから排出されるし尿と、台所、洗濯、風呂など日常生活から排出される生活雑排水のこと。

■全国都市清掃会議

廃棄物処理事業を実施している市区町村などが共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究などを行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的に 1947 年に設立された公益社団法人。

■剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。

た 行

■堆肥

堆肥とは厨芥類などの生ごみや落ち葉を発酵させた有機肥料のことでコンポストともいう。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のこと。し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を

合わせて処理する装置は合併処理浄化槽という。

■地域ごみ減量推進員・地域ごみ減量協力員

地域におけるごみの減量、その他清潔なまちづくりを行うことを目的に、主に各地域の自治会長が市長から委嘱されている。また、自治会から推薦を受けた方を、推進員とともに取組を進める協力員として、おおよそ 50 世帯に 1 人、任命している。

■厨芥

台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。

■中間処理

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

■低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

■出前講座

行政、教育機関、NPOなどが、市民や市民グループなどからの求めに応じて、その内容（あらかじめメニューは設定）に合った講師を派遣し、講座を行うこと。

■適正処理困難物

自治体の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が全国各地で困難であると認められるものを環境大臣が指定する。またこれ以外にも、市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例により市長が指定することができる。

■特別管理一般廃棄物

「廃棄物処理法」では、「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

な 行

生ごみ処理機

家庭から出される生ごみを微生物分解、乾燥加熱などにより、減量化・資源化する機器。電動のものや、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ堆肥（コンポスト）を作るものがある。

は 行

■廃棄物

占有者が自ら利用し、又は、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、処理される体系によって、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。

■廃棄物処理法

正式には「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

■フードシェアリングサービス

食品ロス削減の取り組みの1つ。「そのままでは、食品ロスになってしまう食品」と「食べたいと思う消費者」をウェブやスマートフォンアプリでマッチングするサービスのこと。例えば、食料品店が「その日のうちに売れないと捨てられてしまう食品」をスマートフォンアプリに登

録すると、その食品を購入したい消費者がアプリ上で通常の価格よりも安価に購入できる。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場に持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設などに寄贈する活動。なお、ドライブは「運動」という意味である。

■フードバンク

中身には問題のない包装の破損などにより販売できない食品や、入れ替え時期が迫った防災備蓄品など、安全に食べることができるが捨てられてしまう食品を企業などから引き取り、必要としている人や福祉施設などに無償で提供する活動。

■不法投棄

「廃棄物処理法」に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。

■フリマアプリ

フリーマーケットのように物品の売り買いができるスマートフォンアプリのこと。不要になった物品を必要な方に譲ることができる。

■ふれあい収集

地域や身近な人などにごみ出しの協力が得られない方で、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や体の不自由な方に対して、玄関先でごみの収集を行う制度。

や 行

■余熱利用

焼却施設などで、焼却に伴って発生する熱を有効利用すること。利用方法として、発電、蒸気として暖房などへの利用、給湯などがある。

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）平成7年6月に成立、平成9年度より施行。容器包装を製造・利用する特定事業者に再生利用の義務を課している。また、市町村は容器包装リサイクル法の対象品目の発生量、回収量、分別方法、収集方法などに関する計画を3年毎に5年を1期とする計画（分別収集計画）の策定が求められている。平成18年6月に改正され、容器包装を一定量以上利用する事業者に対する排出抑制の取り組み状況報告の義務付け、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、質の高い分別収集・再商品化を促進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などの見直しがなされた。

■溶融処理

ごみを高温で溶融して不燃分をガラス状に固化する処理の方法。ガラス状に固化させた残さを溶融スラグという。溶融スラグは道路舗装や骨材として利用することができる。

東大阪環循第1624号
令和2年3月23日

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

標記のことについて、令和3年度を初年度とする令和12年度までの東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされており、環境省が掲示している「ごみ処理基本計画策定指針」においては、目標年次を10年から15年先として、概ね5年ごとに改定することとされています。

本市では、平成28年3月に東大阪市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量・リサイクルの取組みを市民・事業者・行政の三者で進めてきました。しかし、本市の1人1日あたりのごみ排出量は大阪府内市町村の中でも非常に多く、ごみの焼却処理量やリサイクル率、最終処分量においても、計画目標値を下回っております。また、焼却残渣の埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）では、廃棄物の受け入れを令和14年度で終了予定としていることから最終処分場の余命年度を引き延ばすため、更なるごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

つきましては、本市の現状と課題、国・府の動向等を踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

資料6 東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	氏名
学識経験者	立命館大学政策科学部	小幡 範雄 (会長)
	近畿大学総合社会学部	内海 秀樹 (副会長)
	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科	石川 聡子
	大阪樟蔭女子大学健康栄養学部	岡本 尚子
団体役員	東大阪市自治協議会	碓 誠則
	東大阪市消費者団体協議会	福本 千代美
	東大阪市再生資源集団回収推進協議会	村田 俊明
	東大阪商工会議所	岡本 義克
	東大阪市小売商業団体連合会	西田 勝
	東大阪清掃事業協同組合	渡部 敏弘
市民代表	市民公募	栗本 初枝
	市民公募	岡崎 隆司
関係行政機関の職員	東大阪都市清掃施設組合	青井 徳孝
その他	イオンリテール株式会社布施駅前店	植田 卓也

事務局 環境部

(注) 委嘱期間 令和2年3月23日から令和4年3月22日まで

資料7 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 開催状況

開催日時	会議の内容
<p><令和元年度 第1回> 令和2年3月23日（月） 10：00～12：00</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会会長の選任 2. 審議会副会長の指名 3. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問） 4. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の進捗状況 5. 第7期計画策定に向けた基礎調査について 6. その他（スケジュールなどの事務連絡）
<p><令和2年度 第1回> 令和2年5月25日（月） （書面開催）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の策定について 2. 現行計画（第6期）の取組状況について 3. 計画策定に伴う基礎調査業務の報告について（令和元年度実施） 4. その他（スケジュールなどの事務連絡）
<p><令和2年度 第2回> 令和2年8月24日（月） 10：00～12：00</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度第1回東大阪市廃棄物減量等推進審議会についての意見 2. 計画の概要と計画策定に向けた課題 3. 3つの基本方向による施策展開 4. 4つの重点プロジェクトの概要 5. その他（スケジュールなどの事務連絡）
<p><令和2年度 第3回> 令和2年11月9日（月） 14：00～16：00</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活排水処理基本計画素案の概要（報告） 2. 第6期東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況 3-①. 第7期東大阪市一般廃棄物処理基本計画素案の概要① ・現状と課題、目標値について 3-②. 第7期東大阪市一般廃棄物処理基本計画素案の概要② ・基本施策、重点プロジェクトについて 4. 計画推進に係る基本計画、実施計画及び概要版の関係 5. その他（スケジュールなどの事務連絡）
<p><令和2年度 第4回> 令和3年1月25日（月） 14：00～16：00</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ禍におけるごみ量の推移について 2. 計画素案に関するパブリックコメントの実施結果について 3. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について 4. 計画概要版について 5. その他（スケジュールなどの事務連絡）

令和3年2月16日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄

東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和2年3月23日付東大阪環循第1624号により、本審議会に対して諮問のありました東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

なお、計画の策定及び推進にあたっては下記の点に十分留意されるよう申し添えます。

記

- ・東大阪市のごみ排出量は大阪府内他都市と比較して非常に多く、平成28年3月に策定された東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）における計画目標値を全ての指標で未達成となっている。このような状況を踏まえ、他都市の取り組みを積極的に取り入れるなど、次期計画においては目標達成に向けて邁進されたい。
- ・環境教育について、若い世代を対象として限定的に行われている印象を受けるが、広い意味で学ぶということは意識を向上させることであり、啓発の機会も学びである。今後、人口減少、高齢化が進む中で、様々な世代が環境に関わる取り組みへ参加できるよう、内容の充実や機会の提供を図られたい。
- ・令和元年度に実施された家庭系ごみ組成調査において、家庭ごみ（燃えるもの）の中に資源化できるプラスチック製容器包装や古紙類、食品ロスも多く含まれていた。さらに、家庭から排出されたごみの中に混入しているリチウムイオン電池等の破損により、ごみ収集車やごみ処理施設内での火災が発生している。ごみの減量、資源化の推進に加え、安全な収集・運搬体制を確保するためにも分別排出の徹底が不可欠であるため、より一層丁寧な啓発に力を注がれたい。

資料9 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）委員名簿

（順不同）

職名	氏名
環境部次長	巽 佳之 （委員長）
環境部次長	塚脇 弘文 （副委員長）
公民連携協働室次長	島崎 大輔
市長公室 政策調整室次長	松尾 貴弘
企画財政部 企画室 企画課長	飯田 陽子
企画財政部 資産経営室 管理課長	名部 賢一
都市魅力産業スポーツ部 商業課長	藪内 慎次郎
環境部 環境企画課長	道旗 康夫
環境部 循環社会推進課長	松倉 慎一
環境部 環境事業課長	生田 信也
環境部 美化推進課長	石橋 則之
教育政策室次長	笠松 博
学校教育部 学校教育推進室次長	楠田 晃久

資料 10 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織） 開催状況

開催日時	会議の内容
<第1回> 令和2年4月28日（火） （書面開催）	1. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の策定について 2. 第6期計画の進捗状況と課題について 3. 今後のスケジュール
<第2回> 令和2年7月27日（月） 10：30～11：30	1. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の概要について 1-1. 計画策定の基本的事項 1-2. 3つの基本方向と基本施策 1-3. 重点プロジェクト 2. 今後のスケジュール
<第3回> 令和2年10月29日（木） 10：30～11：30	1. 第6期計画の数値推移と達成状況 2-①. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画素案の概要① ・現状と課題及び目標値について 2-②. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画素案の概要② ・基本施策、重点プロジェクトについて 3. スケジュールなどの事務連絡



東大阪市一般廃棄物処理基本計画
令和3年3月

東大阪市 環境部
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
電話: 06(4309)3199 FAX: 06(4309)3829